

第7期中札内村まちづくり計画

令和4年度～令和 11 年度

(2022 年度～2029 年度)

令和4年3月

中札内村

まちづくり計画の策定にあたって

中札内村長 森 田 匡 彦



中札内村は、昭和22年に開村してから令和4年9月で75年を迎えます。

これまで、情報通信技術の進展等による社会経済情勢の変化や急速な少子高齢化を伴う人口減少社会へ対応し、地域で住みよい環境をつくり、将来にわたって持続可能な地域社会の実現に向けて取り組んでまいりました。

「第7期中札内村まちづくり計画」では、これからの8年を見据え、村の将来像として「みんなでつくる！自然と笑顔になるまち なかさつない」を定めました。

村民一人ひとりがまちづくりの主役という認識の下、恵まれた自然条件を活かした農業や観光などの地域産業を育み、幸せな笑顔であふれるまちを実現していきます。

温暖化や未知のウイルスによる感染症の拡大など地球規模の課題が影響を及ぼし、これからの社会はさらに大きな変化を求められることでしょう。地方を取り巻く課題はますます複雑化することになりますが、まちづくりにおける大切な要素は昔も今も、そしてこれからも変わりはありません。まちづくり基本条例にうたう通り、村民との情報共有に注力し、村民に積極的に参加いただいた中でまちづくりを推し進めることです。

皆さんに優しく心穏やかでいていただくために、自然豊かな環境で健康的かつ文化の香りにあふれる暮らしを追求していきます。笑顔がこぼれる「美しい村」をともに作り上げていきましょう。

結びに、本計画の策定にあたりまして、これまでの課題や今後めざすべき姿と私の公約を含む主要な施策について審議を行っていただいた総合行政推進委員の皆様のほか、まちづくりアンケートやワークショップなどで貴重なご意見、ご提言をいただいた多くの皆様に心からお礼申し上げますとともに、今後とも本計画の実現に向けて、村民皆様の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月

「中札内村について」

■村章



中札内村章は、昭和 32 年開村 10 周年を機会に公募し、昭和 34 年 3 月 28 日に定められました。(図案者／国井嘉太夫)

中央の白丸は、潔白・真心を表し、中と札内を組み合わせ、団結・協力を意味し、輪郭は主産物の豆のウネを図案化したものです。

大正村から分村して 11 年目の意味をもたせるため、ウネの数を 11 本にし、中札内という字を平面化しました。

また、畑の面積は幅 3 間、長さ 100 間を 1 反歩と称し、ウネの数は 11 本で 1 反歩（ウネ幅 1 尺 6 寸を用いている農家が大半であった）であるため 11 枚としました。

■村民憲章

わたくし達は雄大なポロシリ岳を仰ぎ札内川の清く流れるところ、たくましい開拓精神を受けつぐ中札内の住民です。
郷土の輝く未来をになう心をこの憲章に表します。

- 1. 健康で明るい村をつくりましょう。
- 1. 生産を高め、豊かな村をつくりましょう。
- 1. きまりを守り、住みよい村をつくりましょう。
- 1. 互いに助けあって、幸せな村をつくりましょう。
- 1. 文化を育て、楽しい村をつくりましょう。

■村のシンボル

開村 30 周年記念事業として、村民アンケートを実施して決定。(昭和 52 年 9 月 1 日指定)



村花「すずらん」



村木「カシワ」



村鳥「ヒバリ」

■まちづくり基本条例

前文抜粋（平成19年3月9日制定）

私たちの「むら」中札内は、十勝平野の南西部に位置し、村の中央を流れる清流札内川と日高山脈の大自然に囲まれた美しく豊かな地域です。

私たちは、先人のたくましい開拓精神、そして、たゆみない努力と英知により築かれた、豊かな大地と歴史や文化を未来に引き継ぐため、地域を愛する気持ちを培いながら、将来にわたり住んで良かったと思えるまちづくりを進めていかなければなりません。

ここに、まちづくりの主役が私たち村民であることを明確に位置付け、村民一人ひとりが自ら考え、行動を起こし、そして、村民、議会及び村の適切な役割分担による協働のまちづくりを実現するため、この条例を制定します。

■シンボルマーク ピータン



ピータンは、地域の活性化とイメージアップを図るため、平成3年にシンボルマークやキャッチフレーズなどを村民から募集し誕生しました。

顔はたまご、目は豆、靴はマークインと、当時の中札内村の代表的な特産物を組み合わせたもので、ピヨピヨひよこの「ピー」と中札内村の観光地「ピョウタンの滝」の「タン」を合わせてピータンという愛称になりました。

左手にはシルクハットを持ち、村民や訪れる人々に対して信愛と敬意を表わし、右手には村の花であるすずらんを持っています。

ピータンは、カントリーサインとしても使用されているほか、着ぐるみのピータンはゆるキャラとして多くの方に親しまれています。

■「日本で最も美しい村」連合



the most beautiful
villages in japan

中札内村
北海道

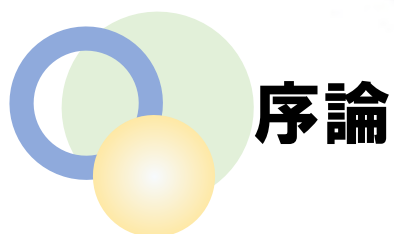
日本各地にある小さくても輝く魅力を持った自治体が、自らの地域に誇りを持って自立をめざす運動を展開しています。

中札内村は平成28年10月に加盟し、村の美しい景観や文化を将来に引き継ぐための取り組みを行っています。

CONTENTS

序論	1
第1章 まちづくり計画について	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の進行管理（政策評価）	2
4. 計画の構成と計画期間	3
第2章 計画策定の背景	4
1. 時代の潮流と中札内村の現状と課題	4
2. 村民ニーズの把握	12
3. 現状と課題、将来展望	16
基本構想	17
第1章 中札内村の将来像	18
第2章 将来人口の推計	19
第3章 まちづくりの基本目標	20
前期基本計画	23
第1章 施策の展開	24
1. 体系図	24
2. 分野別施策	25
基本目標1 みんなが主役のまちづくり	28
基本目標2 優しさと安心が繋がるまちづくり	32
基本目標3 文化と学びが紡ぐまちづくり	44
基本目標4 元気あふれるまちづくり	52
基本目標5 潤いと安らぎのまちづくり	64
資料編	79





序論

第1章 まちづくり計画について

1. 計画策定の趣旨

本村は、雄大な日高山脈や清流札内川、肥沃な大地など豊かな自然環境の中で、先人のたゆみない努力と自律の精神を背景にその営みを継承し、住民福祉の充実や生産性向上をめざすとともに、村民の思いを大切にしたいまちづくりを推進してきました。

そのまちづくりについて定める、本村の最上位計画の「総合計画」は、昭和39年以来、数次にわたり策定されており、掲げるその理念や思いは「まちづくり計画」に名称を変更した以降も、しっかりと受け継がれています。

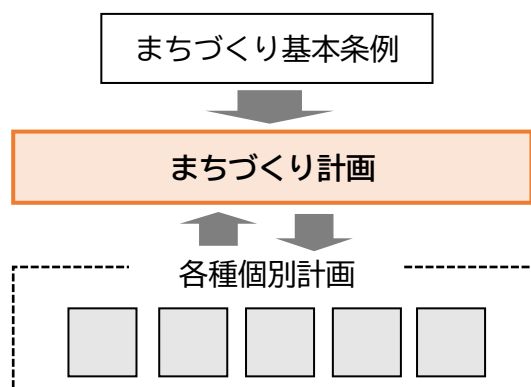
「みんなでつくる！笑顔あふれるまち」を将来像として掲げ、まちづくりを推進してきた「第6期中札内村まちづくり計画」が計画期間の満了を迎えることから、令和11年度を目標年次とする「第7期中札内村まちづくり計画（以下、「本計画」という）」を策定します。

本計画においても、本村のもつ優れた自然環境や立地条件を生かし、社会情勢等の変化に対応したまちづくりを進め、住民ニーズの多様化に対応できるよう村民生活の一層の向上に努めます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本村の行政運営における最上位の計画として位置づけられています。本村における各種個別計画の上位計画としての機能を持ち、各種個別計画は本計画に沿って策定を行います。

また本計画は、まちづくり基本条例の実践に向けた計画となっており、村民のみなさんとの協働によるまちづくりのための行動計画となるものです。



3. 計画の進行管理（政策評価）

本計画では、毎年度政策評価を行い、年度ごとの進捗状況の把握を実施します。

また、毎年度の総合的な進捗管理を行いつつ、公約との整合性を図る観点から必要に応じて柔軟に見直しすることとします。

4. 計画の構成と計画期間

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

(1) 基本構想（令和4年度～令和11年度） 8年間

本村が目指す「将来像」を示し、村としてのまちづくりの方向性を明らかにするものです。今後の行政運営の指針になるとともに、村民や事業者などまちづくりに関わる人々にとっての活動の基本となります。

計画期間は8年間です。

(2) 基本計画（令和4年度～令和7年度） 4年間

基本計画では、基本構想で示す「将来像」の実現に向けた、分野別のビジョンや目標を示します。実施計画や個別計画を策定する際の指針となるものです。

計画期間は基本構想の８年間を、「前期４年」「後期４年」に区分して策定するため、計画期間は４年間です。

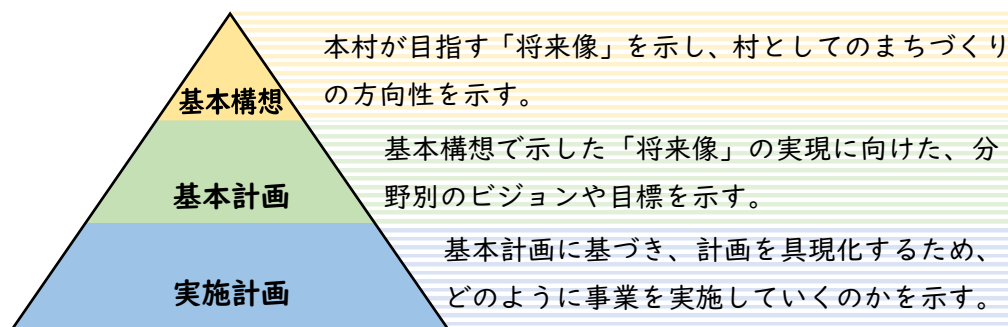
※なお、基本計画は首長改選期に合わせ、公約等で示された方向性との整合性を図るため必要に応じて見直しすることとします。

(3) 実施計画（令和4年度～令和7年度） 4年間

基本計画に基づき、計画を具現化するため、どのように事業を実施していくのかを年度ごとに明らかにしたものです。

計画の期間は４年間です。また、諸情勢の変化に対応するため、別に策定することとし、毎年度の見直しを行います。

◆計画の構成図◆



◆計画期間図◆

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
第 6 期	第 7 期基本構想								第 8 期
(後期)	基本計画（前期）				基本計画（後期）				(前期)
	実施計画（1 年目）								
		実施計画（2 年目）							
		実施計画（3 年目）							
	⋮								
	村長在任期間				村長在任期間				

第2章 計画策定の背景

1. 時代の潮流と中札内村の現状と課題

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が平成29年に行った将来推計人口によると、日本の将来人口は、平成27年の1億2,709万人から令和47年には8,808万人と、今後50年間でおよそ3割減少するものと推計され、高齢化率は平成27年の26.6%から、団塊の世代が75歳以上になる令和7年には30.0%、令和47年には38.4%に上昇するものと推計されています。

このような人口減少・少子高齢化の進行は、働き手である生産年齢人口の減少、それに伴う経済規模の縮小、社会の活力の低下などをもたらすことが懸念されています。また、少ない現役世代で多くの高齢者世代を支えることが必要になり、社会保障制度と財政の持続可能性のリスクの高まりも問題視されています。

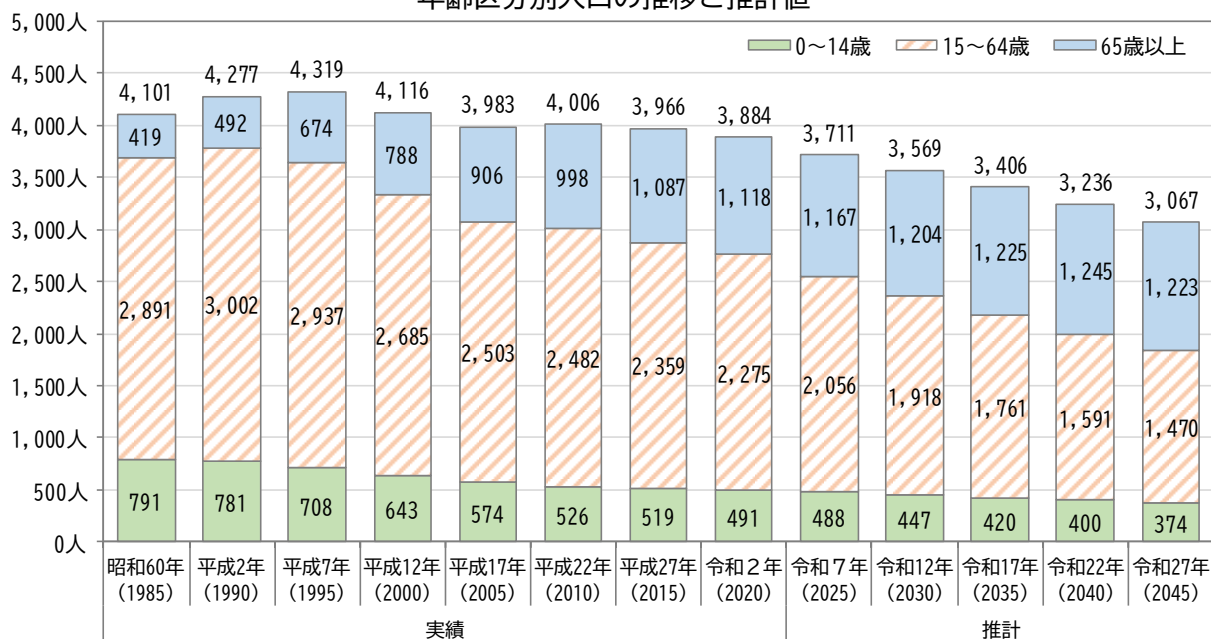
人口減少・少子高齢化に歯止めをかけるため、子どもを産み育てたいと思える社会の実現やワーク・ライフ・バランスのとれた社会づくりといった、持続可能なまちづくりの実現等が求められます。

中札内村の現状と課題

本村の人口は、平成7年までは緩やかに増加していましたが、平成12年には減少に転じ、以降は増減しながらもおおむね緩やかな減少傾向となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口では、今後も減少傾向が続くと想定されています。

また、15～64歳（生産年齢人口）の減少と65歳以上（老年人口）の増加が見込まれており、今後は人口構造にも着目した人口減少対策を進めていくことが重要です。

年齢区分別人口の推移と推計値



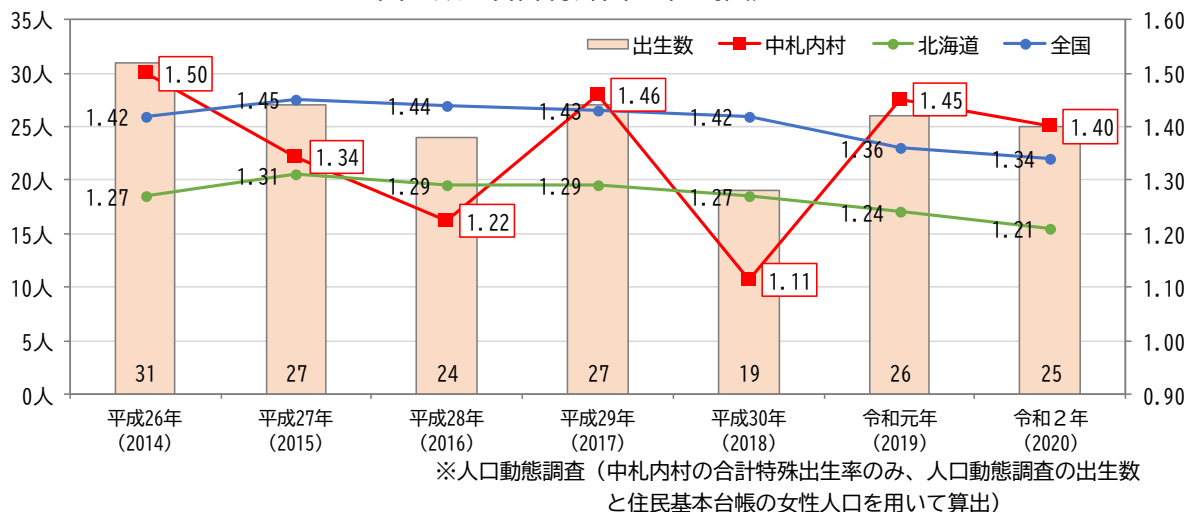
※国勢調査

※令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口（平成30年）

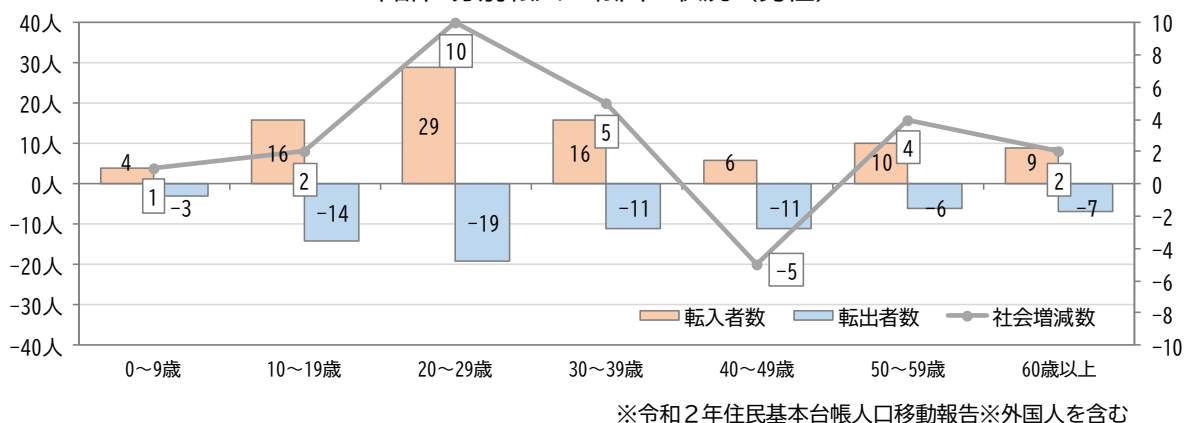
本村の出生数と合計特殊出生率は、増減を繰り返して推移しています。また、人口増減の大きな要因となる転出・転入の状況をみると、20歳代女性や40歳代男性の社会増減数のマイナスが大きくなっており、人口減少の要因の一つであると考えられます。

今後も、本村の人口減少対策等の戦略についてまとめた計画である「中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を柱とし、出生数の増加とともに、移住・定住促進についても取組を進めていくことが重要です。

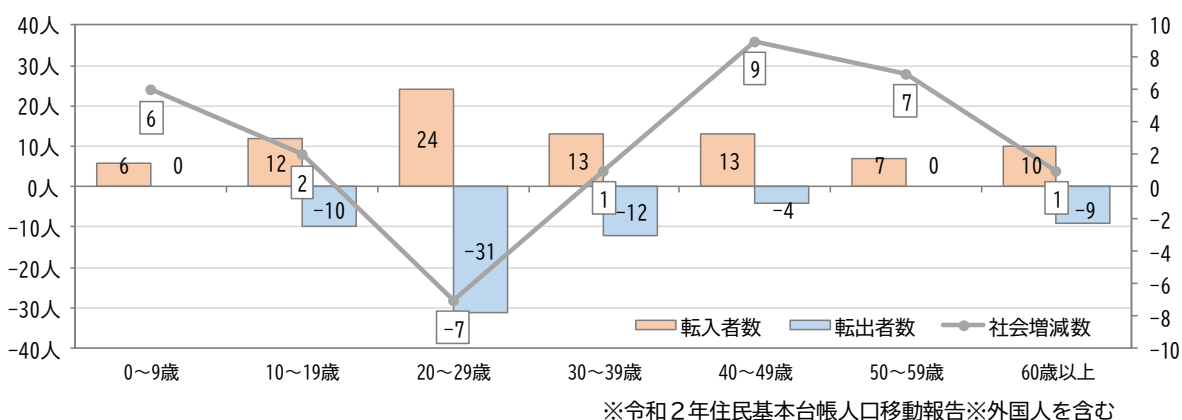
出生数と合計特殊出生率の推移



年齢区分別転入・転出の状況（男性）



年齢区分別転入・転出の状況（女性）



人口は減少傾向。今後も人口維持に向けて取り組み、
若年層の移住・定住促進を実施していくことが重要。

(2) 安全・安心の確保、防犯・防災等への関心の高まり

近年多発する大型台風や集中豪雨による被害、首都圏の巨大地震への懸念等、自然災害に対する不安の高まりに加え、子どもや高齢者を狙った犯罪やインターネット・SNSによる被害、多くの方を巻き込む交通事故など、身の回りで発生する事件や事故への対応・対処が重要視されており、関心が高まっています。

また、社会のグローバル化・ボーダーレス化及び地球規模の温暖化が進行する中で、輸入感染症のリスクが格段に高まっており、令和元年 12 月頃から始まった、新型コロナウイルスの感染拡大は、人心を不安に陥れるだけではなく、経済の停滞・悪化、教育等をはじめとするさまざまな分野に深刻な影響をもたらしました。

被害を最小限にするための防犯・防災対策の拡充、大規模感染症への迅速な対応等、地域においてこれからも、安全に安心して暮らしていくためのまちづくりが求められます。

中札内村の現状と課題

本村においても、「中札内村地域防災計画」や「中札内村強靱化計画」等に基づき、地域防災力の向上に努めており、引き続き、災害に強く、災害が起きた際もしっかりと対応できる安全なまちづくりを推進していくことが重要です。また、防犯体制の充実を図り、引き続き村民の安全を守る必要があります。

新型コロナウイルス感染症の流行により、充実した医療体制へのニーズは高まっています。本村においても、安心できる医療体制の構築に、しっかりと取り組んでいくことが必要です。

**村に住む方が安心して暮らせる、安全なまちづくりを進めていくことが重要。
防犯・防災に対する備えや対策と同時に医療体制についても注視していくことが必要。**

(3) 高度情報化の飛躍的な発達と進展

情報通信技術 (ICT) の発達とともに、自動車や家電などあらゆるモノがインターネットにつながる IoT や、人工知能 (AI) などを活用した情報通信機器の普及・多様化により、人々の生活、経済活動、サービス、社会の仕組みなどに大きな変化をもたらしました。

国は「超スマート社会」として新たに「Society5.0^{※1}」を提唱し、IoT によりサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を連携し、すべての物や情報、人を一つにつながるとともに、AI 等の活用により量と質の全体最適をはかる社会の実現に向けた取組を進めています。また、平成 30 年に経済産業省が「デジタルトランスフォーメーション (DX^{※2})」を推進するためのガイドライン」を取りまとめ、令和 2 年に総務省が「自治体デジタル・トラン

※¹ IoT によりサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を連携し、すべての物や情報、人を一つにつながるとともに、AI 等の活用により量と質の全体最適をはかる社会のこと。

※² Digital Transformation の略。「自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画」では「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義されている。

スフォーメーション（DX）推進計画」を策定するなど、DXの推進についても進められてきています。

こうした動きは今後さらに進展すると考えられ、生産や販売、消費といった経済活動に加え、健康や医療、公共サービスにも影響を与えていくことが想定されます。また、人々の働き方を変えていくことも想定され、テレワークやサテライトオフィスといった柔軟な働き方への対応も可能にしていく中、新型コロナウイルス感染症の流行によって、その動きがさらに進んだ部分もあると考えられます。

経済・産業、まちづくりといった多方面へ各技術を取り入れ、その有用な活用を行っていくことが求められます。

中札内村の現状と課題

本村では、情報化社会に対応し、教育・防災・福祉といった様々な分野における地域情報化を進めており、一層の村民ニーズへの対応に繋がるよう今後も引き続き取り組んでいくことが重要です。また、村のことを知っていただくための村外への情報発信やPRにも、こういった技術を活用していきます。

新型コロナウイルス感染症の流行により、テレワークやサテライトオフィスを活用した働き方を選択する人が増えており、都心を離れ、地方に暮らすことを考える方も多くなっています。本村は、十勝の中核都市である帯広市からも近く、利便性も高いため、この流れを活用し、移住促進に繋げていくことが重要です。

**情報通信技術をはじめとした新しい技術を利用したまちづくりを進めていくことが重要。
テレワーク等の柔軟な働き方が取り入れられつつある現状を有効に活用することが重要。**

（４）グローバル化による産業構造の変化

経済活動や産業において、グローバル化が顕著に進んでおり、製造業の生産拠点の海外移転や外資系企業の国内進出といった構造の変化がみられます。

また、日本の基幹産業となりつつある観光産業もグローバル化が進んでおり、政府は、平成28年3月30日、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議において、「明日の日本を支える観光ビジョン」を決定し、訪日外国人旅行者数2020年4,000万人、2030年6,000万人等の新たな目標を設定し、その後毎年、観光立国推進閣僚会議による「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」を策定し、各種施策に取り組んでいます。

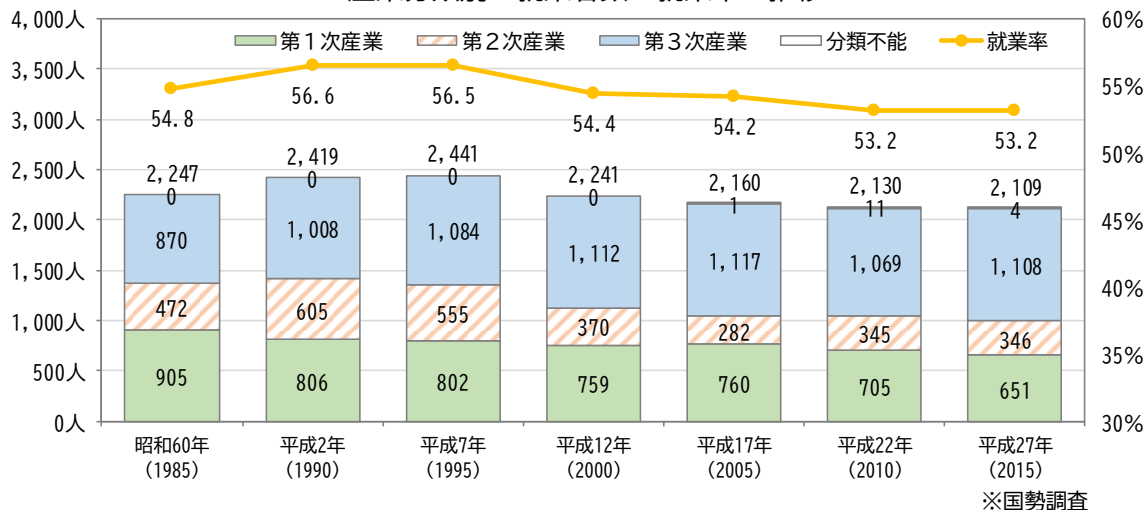
しかし、新型コロナウイルス感染症の流行により、訪日外国人が激減し、インバウンド市場は大きな打撃を受けました。世界的な新型コロナウイルス感染症流行後の産業については、リモートワーク等働き方と余暇の過ごし方、会議のあり方など、高度情報技術の進展とも相まって、新しい生活・行動様式への対応が求められます。

序論

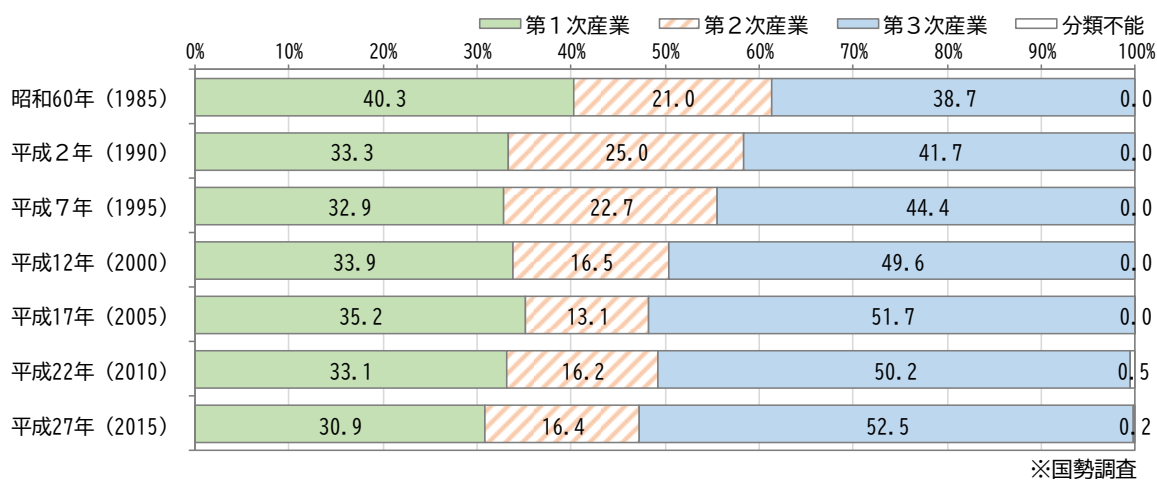
中札内村の現状と課題

本村の就業者数は、平成7年をピークに減少傾向となっていますが、就業率^{※3}に関しては、大きな減少は無く、平成22年以降は横ばいとなっています。また、産業別就業者割合は、第1次産業が減少傾向、第3次産業が増加傾向となっています。

産業分類別の就業者数と就業率の推移



産業分類別の就業者数割合の推移

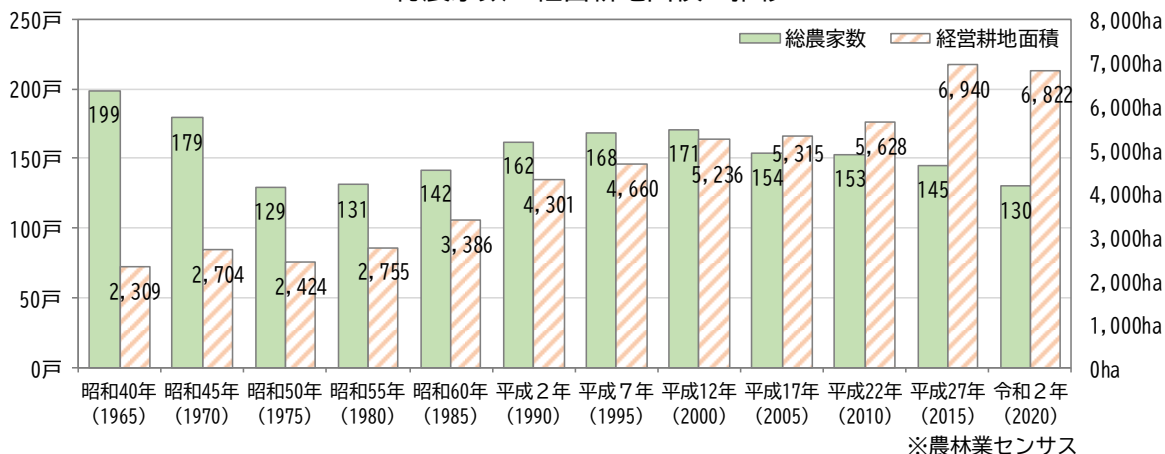


※³ 15歳以上の人口に占める「就業者」の割合のこと。「就業者」とは、「従業者（仕事を持つ者）」と「休業者（仕事を持ちながら、育児休業・介護休業等で仕事をしていない者）」を合わせたもの。

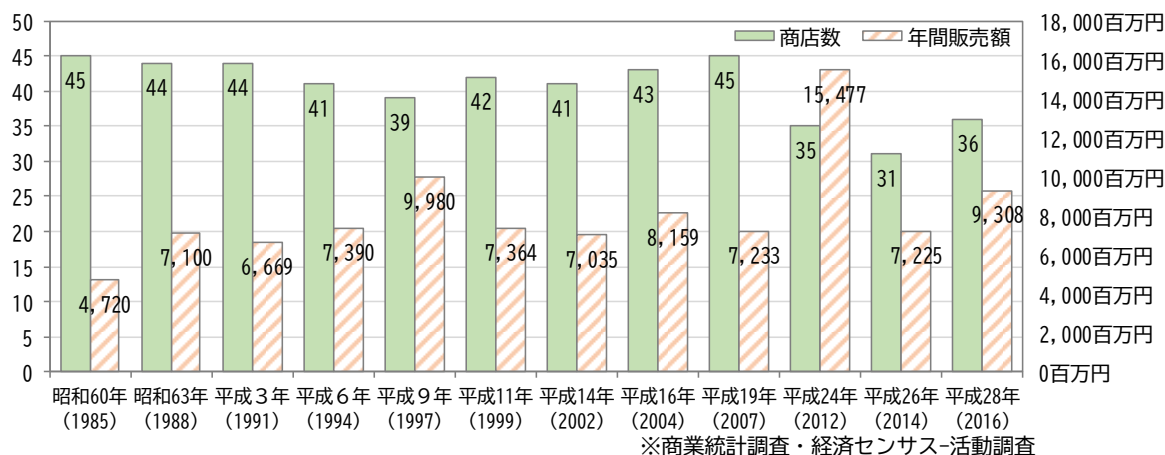
国勢調査でみる本村の就業者数は、平成7年から減少傾向となっており、総農家数についても平成12年以降減少傾向となっていますが、経営耕地面積は増加傾向となっています。また、商店数や商店年間販売額については、増減はあるものの、大きな増加や減少傾向はみられません。さらに本村は、多くの観光資源にも恵まれており、令和2年は新型コロナウイルス感染症流行の影響を受け減少していますが、前年の令和元年では年間96万人程度の観光入込客数となっています。そのうちの多くが道内からの観光客となっています。

今後も引き続き、本村の力強い各種産業が進展していくことが重要です。

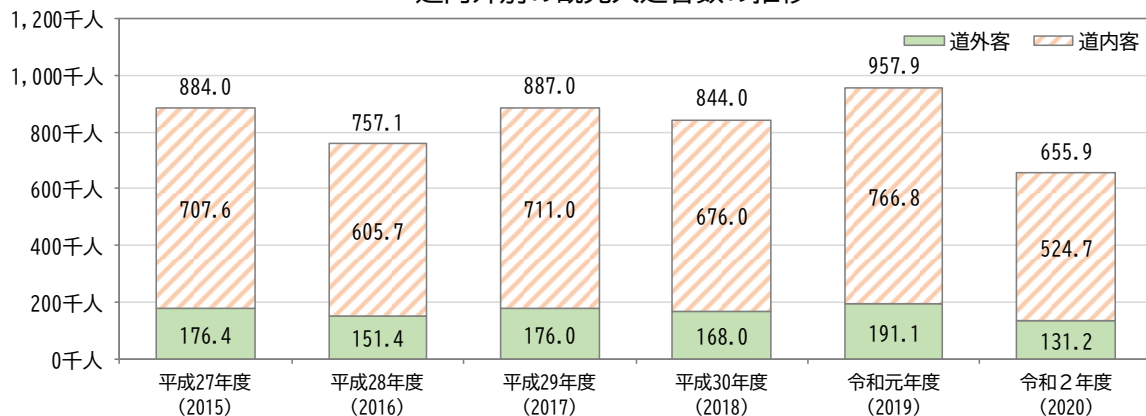
総農家数と経営耕地面積の推移



商店数と商店年間販売額の推移



道内外別の観光入込客数の推移



従業者数が減少しており、観光も含めた各種産業への引き続きの支援が必要。

(5) 地球環境の保全と環境対策の推進

地球温暖化や大気汚染、海洋プラスチックごみ問題、森林火災等、地球規模での環境問題が深刻化する中、日本においても環境保全を推進することは重要です。

温室効果ガス削減に関する国際的取り決めに話し合う「国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)」において採択された「パリ協定」や、国内においてなされた「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」宣言のもと、温室効果ガスの排出削減を目指し、地球温暖化に対する取組を進めるほか、低炭素社会への転換、資源の再利用・再資源化など循環型社会の構築、自然との共生などの持続可能な社会づくりが求められています。

そして、次の世代に豊かな環境を継承するためには、一人ひとりの心掛けが何より大切であり、環境負荷の軽減、自然環境や生態系の保全、省エネルギーの推進、ごみの分別収集の徹底・再利用・再資源化といった環境に配慮した意識や行動が重要です。

中札内村の現状と課題

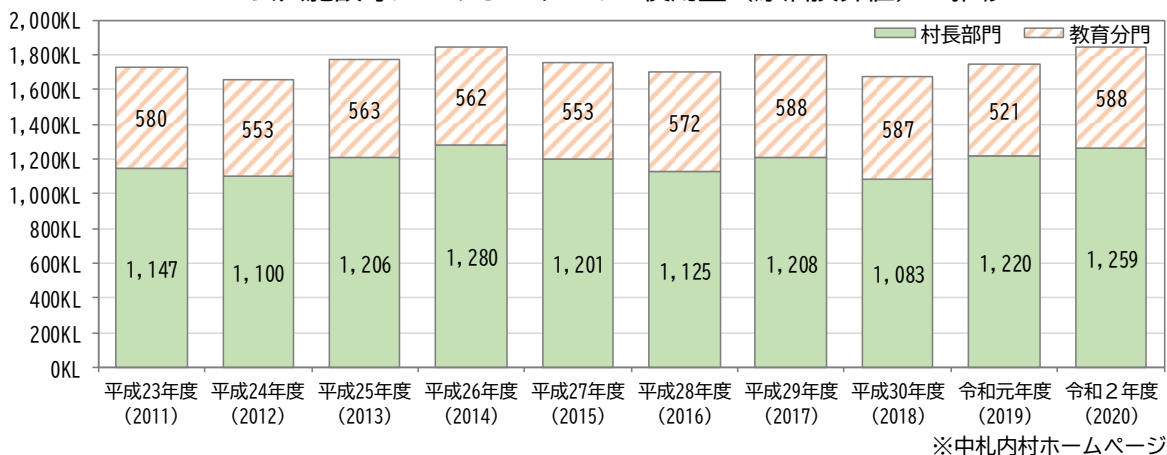
本村では、「中札内村地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガス総排出量の削減に取り組むなど、環境に配慮した取組を推進しています。本村における二酸化炭素排出量は、増減はあるものの、概ね横ばいで推移しており、公共施設等におけるエネルギー使用量も大きな変化はありません。

また、本村の西部が日高山脈であり、村の中心を札内川が流れ、その豊かな自然環境の保全に取り組んできています。

さらに、「中札内村ごみ処理基本計画」に則し、ごみの分別収集の徹底・再利用・再資源化等への取組も進めており、住民への意識啓発も行っています。

本村の豊かな自然環境の保全、美しい景観の維持に向け、今後も引き続きの環境保全に努めていくことが重要です。

公共施設等におけるエネルギー使用量（原油換算値）の推移



本村が誇る豊かな自然環境を守り、美しい景観を維持していくことが重要。また、基幹産業である農業においても環境への配慮を行い、持続可能な農業生産に努めることが重要。

（６）地方分権の進展と行財政基盤の確立

地方分権の進展により、地域住民に最も身近な市町村の果たす役割と責任の範囲が拡大しています。地域住民のニーズが多様化・複雑化する中、住民ニーズに合った施策を推進する際には、単独では難しい施策などは近隣の市町村との連携による「広域連携」も求められるとともに、効率的な行政組織や体制の整備、適切な行政運営など、市町村の独自性が求められます。

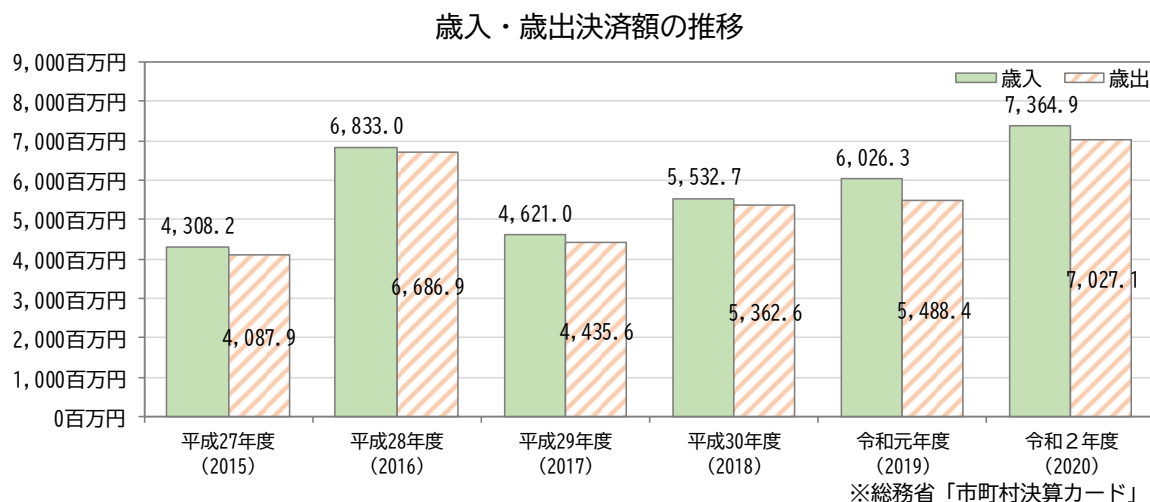
また、人口減少・少子高齢社会の到来は、税収が減少する一方で社会保障関連経費の増加をもたらすことが予測され、税収の増加につながる地域産業の活性化や雇用創出に取り組み、事業の選択と集中による効果的・効率的な行財政改革・運営が求められます。

さらに、高度成長期以降に整備されたインフラをはじめ、公共施設等の老朽化が進む中、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進することが求められます。

中札内村の現状と課題

本村の歳入・歳出決済額は、増減しながら推移しています。本村においても、安定した健全な財政基盤の確立は大変重要であり、地域産業の活性化や税収の増加に向けた取組は重要です。

本村は、魅力的な特産物を活用したふるさと納税の取組も進めており、今後も促進に努めます。また、人口減少は村税の収入減少につながる恐れもあることから、村民ニーズへのしっかりとした対応を実施し、住民満足度の向上による定住促進についても取り組んでいきます。



**ふるさと納税の取組等、地域の力を活用した税収等の確保に引き続き取り組むことが重要。
健全で安定した行財政運営に努めていくことが必要。**

2. 村民ニーズの把握

まちづくり等に向けた村民のニーズを把握するため、アンケート調査及びワークショップを実施しました。

【アンケート調査実施概要】

調査名	調査対象者	配布・回収方法	配布・回収期間
村民 アンケート	中札内村にお住まいの 18歳以上の方 500人（無作為抽出）	郵送配布・郵送回収	令和2年7月下旬～ 令和2年8月31日
中学生 アンケート	中札内村中学校に 通う生徒 100人	学校配布・学校回収	令和2年8月下旬
通勤者 アンケート	中札内村内の職場に 通勤する方 130人	職場配布・郵送回収	令和2年8月上旬～ 令和2年8月31日

【アンケート調査回収状況】

調査名	配布数	回収数		回収率
		有効回収数	白票	
村民 アンケート	500	185	2	37.4%
中学生 アンケート	100	100	0	100.0%
通勤者 アンケート	130	103	0	79.2%

【ワークショップ実施概要】

ワークショップ名「未来のむらを語る座談会」		
	1回目	2回目
実施日時	令和2年10月28日（水） 19:00～20:30	令和2年11月11日（水） 19:00～20:30
実施 テーマ	望む未来の中札内村の姿を考える ～10年後の村はどうなってほしいか～	望む中札内村の実現に向けて ～望む未来を創るために必要なこと～
参加者	村民：40人 庁内若手職員：5人	村民：24人 庁内若手職員：6人

【アンケート調査・ワークショップにおける主な意見や課題】

(1) 自然環境・景観、中札内村らしさ

アンケート
結果より

- 中札内村のイメージとしては、「農業の盛んなまち」と「自然豊かなまち」という意見が多い。
- 環境問題に関して重点的に取り組んでいくべきこととしては、「リサイクル推進などによるごみの減量化」。
- 中札内村の自慢できるものとしては、「農作物や酪農畜産がたくさんある・おいしい」が多くなっている。

- 美しい村であること。(自然を大切にすること。文化・芸術あふれるまちであること)。
- 中札内村にしかない、風景を残すこと。
- 自然が残る景観の中で、健康づくりのために体を動かして、子どもたちも学べる場ができると良い。
- 自然環境は残したい。環境に配慮した循環型社会の形成されたまちを維持していけるように。
- 世の中と反対な村づくりを目指す。(開発はしないこと)

未来のむらを
語る座談会より

自然環境や景観が美しい中札内村をこれからも維持していくこと。
魅力的な農作物があり、文化・芸術あふれる中札内村らしさを守っていくこと。

(2) 少子化対策、人口減少対策

アンケート
結果より

- 94.6%の方が中札内村は「住みやすい」または「どちらかというに住みやすい」と回答。各年齢別にみてもすべての年代で90.0%以上が同様の回答。また、91.9%の方が「ずっと住み続けたい」または「当分は住み続けたい」と回答している。
- 村の将来像として望む姿は、「住み続けることができるまち」。
- 住み続けたい理由は「自分の家がある」に次いで「自然環境が良い」が多い。
- 移住促進に関して取り組んでいくべきことは、「住宅の家賃や購入費用の助成」が最も多い。
- 少子化対策として取り組んでいくべきことは、「子育てに対する経済的支援の拡充」が最も多い。

- 少子高齢化・人口減少を食い止めること。
- 子ども達が住み続けたい村、戻ってきたい村であることが必要。
- 空港が近いこと、メリット。移住促進を。
- 移住希望者に対する不動産情報の発信が必要。
- 働く場所の確保が重要。（空港が近いことを活かした企業誘致。村の景観を活かした新たなビジネスの検討。養護学校の生徒たちが卒業後に就職できる会社の立ち上げ。等）



未来のむらを
語る座談会より

少子化対策・移住促進に取り組み、人口減少対策を行っていくこと。
また、子どもたちや若い人が村に定住するための取組も重要。

（３）住みよいまちづくり



アンケート
結果より

- 住み続けたくない理由としては、「交通の便が悪い」が最も多い。
- 村の取組に関して、重要度が高く満足度が低い項目として「医療環境」「買い物物の便利さ」「商工業の振興」が挙げられている。
- 日用品の買い物を村内で行う方は 61.1% と半数以上。しかし、非日用品の買い物は 11.4% と低く、病院への通院に関しては 7.6% と 1 割以下となっている。
- 中学生が将来中札内村に住み続ける際に不安思うことは「働く職場が少ない」こと。

- 緊急時の医療について不安がある。医療体制が充実した、安心できる環境づくりが重要。
- 教育支援の充実。（個人それぞれに対する教育の実施。オンライン授業等の活用による学力向上や教育環境整備の実施。通学支援の実施。）
- 田舎オフィス（オンライン）を設立して、新しいことをはじめられる場所になると良い。
- 教育環境や雇用、仕事がないことを田舎だから仕方がないと我慢するようなことのないまちであってほしい。
- 憩いの場の整備を進めていくことが重要。その場所が多世代交流の場になると良い。



未来のむらを
語る座談会より

「医療体制の充実」「交通利便性・買い物利便性の向上」「雇用の場の確保」は重要。
安心して住みやすいまちを目指していくこと。

(4) 村の魅力の情報発信



アンケート
結果より

- 村の好きなところとして、「自然が豊か」「農作物や酪農畜産がたくさんある・おいしい」に次いで「人がやさしい」が多く挙げられている。
- 農業の振興に関して取り組んでいくべきことは、「地場農畜産物のPRと販売促進」が最も多くなっている。

- 観光に訪れてくれる、また来たいと思ってもらえる、そして移住者が来てくれる、応援してくれるまちになるように。
- 村が持つたくさんの潜在的な魅力をしっかりと発信していくことが重要。
- 村外の方に村の魅力を知ってもらうきっかけづくり・イベント等が必要。また、そのイベントには、村内の方も村外の方も参加し、交流も出来たらいい。
- 「自然の豊かさ」を魅力に感じる方が多い中「人の良さ」についても村の魅力として考えている方が多いので、そういった温かいコミュニティや雰囲気伝えられるようなPRを大事にするべき。
- 村の人の良さをアピールするイベントを開催してみるとよい。
- 村民が誇れる村であること。村民が村への誇りと愛着をもてるように。
- 村外の方に村の魅力を知ってもらうことは重要であるが、まずは村民が村の魅力、美しい景観について知ることが重要。



未来のむらを
語る座談会より

村は今もたくさんの魅力を持っている。

「自然の豊かさ」「温かい人とコミュニティ」「おいしい農作物」

そういった魅力をしっかりと発信し、多くの方に知っていただく機会づくりが重要。

3. 現状と課題、将来展望

- 日高山脈や札内川をはじめとする豊かな自然環境
- 人の優しさ、コミュニティの温かさ
- 基幹産業である農業が生む魅力的な農作物
- 文化・芸術あふれるまち
- 自然環境や特産品を生かした観光
- 力強い農業とその関連産業
- 帯広市・とちち帯広空港から近い立地環境
- 民間企業の誘致
- 活発な村民参画、幅広い村民の活躍

村の強み

- 少子高齢化・人口減少の進行
- 若年層の転出超過
- 医療体制に不安の声がある
- 交通利便性が低い
- 日用品の買い物は村内で可能であるが、非日用品等になると村外が主となる
- 多様な業種の雇用の場が少ない

村の弱み

機会・チャンス

- ICT技術の発展（場所にとらわれない仕事・教育・医療等の進展）、DXの推進
- SNS等、情報発信方法の多様化
- ふるさと納税の浸透、件数の増加
- 新型コロナウイルス感染症の流行によるテレワーク等の柔軟な働き方の広がりや都会から移住を検討する人の増加

社会的脅威

- 東京・都市一極集中の流れ
- 地方創生・地方分権の推進による、都市間競争の激化
- 安価な海外農作物輸入の増加
- 新型コロナウイルス感染症の流行による外食産業の衰退や観光の縮小等の経済の停滞

数ある魅力をもっと活かし、高め、伸ばしていきます

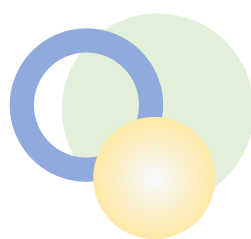
本村が持つ「豊かで美しい自然環境」をはじめとする魅力がこれからももっと輝けるように取り組んでいきます。

不安や困りごとを取り除き、安心して暮らせるまちになります

本村のもう一つの大きな魅力である「人の優しさ・人の温かさ」が曇らぬよう、これからも安心して暮らせるまちとなるよう取り組んでいきます。

+α 多くの方に村を知っていただくために、積極的に情報発信します

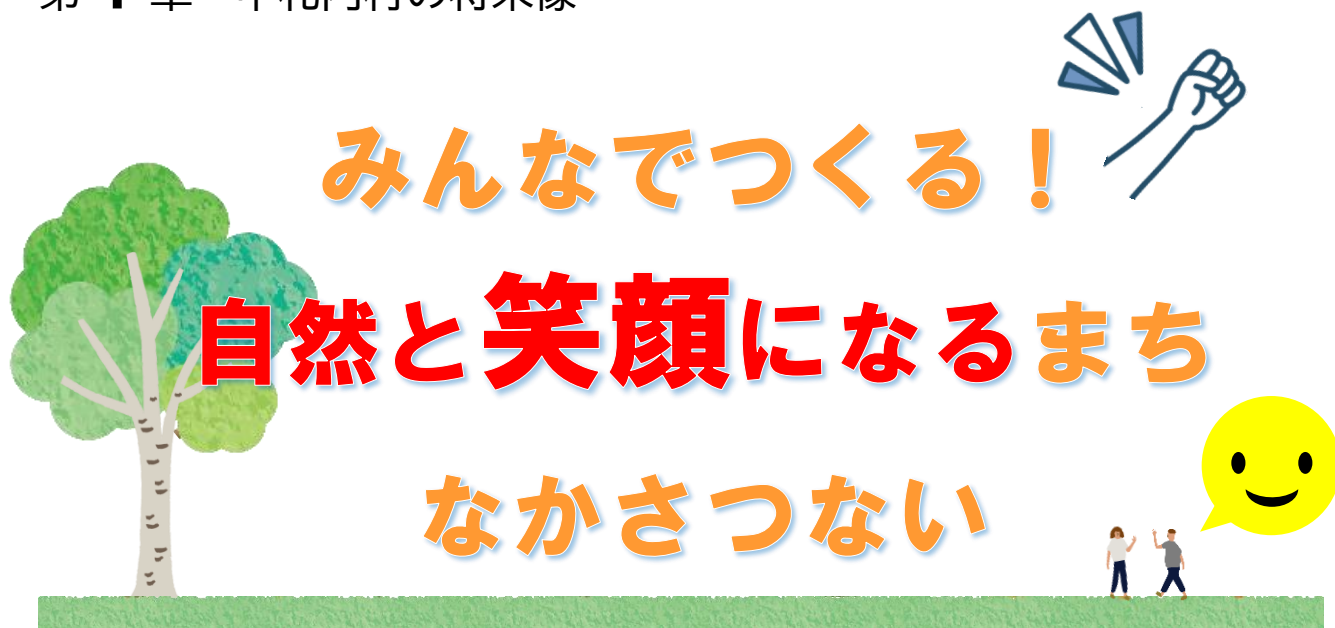
さらに魅力的に、もっと住み続けたいまちになった中札内村を、村内・村外問わず多くの方に知っていただけるよう取り組んでいきます。



基本構想

<2022~2029>

第1章 中札内村の将来像



前計画の「第6期中札内村まちづくり計画」では、「みんなでつくる！笑顔あふれるまち」をまちづくりのテーマとして掲げ、まちづくりを推進してきました。

「第7期中札内村まちづくり計画」では、『笑顔』のキーワードを踏襲しつつ、新たな将来像を掲げました。この将来像には2つの意味が託されています。

豊かな自然の中で暮らし、自然とともに笑顔になる

雄大な日高山脈、清流札内川、広大な畑や牧草地が広がる風景のある中札内村は、豊かな自然環境に恵まれた村です。
豊かな自然に囲まれた環境で、自然とともに暮らし、笑顔があふれる中札内村であり続けます。

温かい人との交流の中で、思わず自然と笑顔になる

人と人の繋がりが温かく、多くのコミュニティが形成されている中札内村は、住民同士の交流がたくさん行われている村です。
心優しい人達の交流が行われる中で、地域付き合いや人付き合いに心温まり、自然に笑顔がこぼれるような中札内村であり続けます。

中札内村に暮らす方々が、自然と笑顔になる毎日を過ごせるよう、将来像の実現に向けて、取組を進めていきます。

第2章 将来人口の推計

本村では、平成28年2月に「中札内村人口ビジョン」を、令和2年3月に「第2期中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少対策を推進しています。

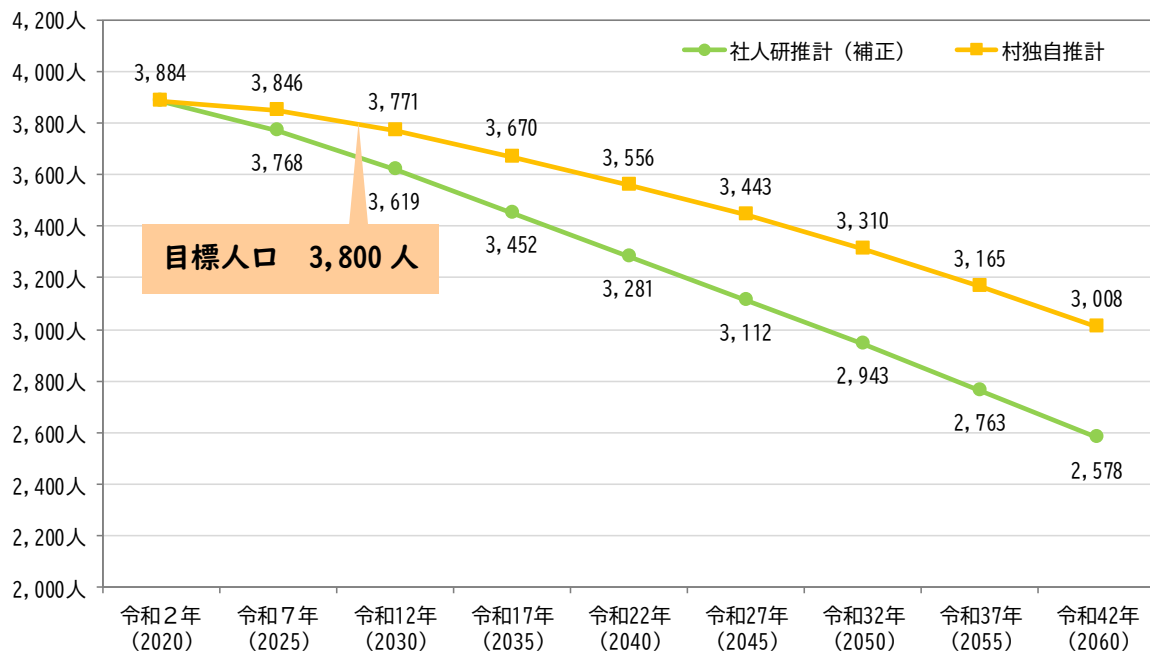
今後の中札内村の人口についてみると、減少傾向で推移し、令和22年で3,281人、令和42年で2,578人程度になると推計されています。

本村では、引き続き人口減少対策に取り組み、令和42年での人口約3,000人を目指し、人口減少を緩やかにすることを目標としています。そのため、本計画の基本構想の最終年度である令和11年度では3,800人程度の人口を目指します。

第7期中札内村まちづくり計画 目標人口

**令和11年度
(2029年度) 3,800人**

人口推計と目標人口



（単位：人）

	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	令和37年 (2055)	令和42年 (2060)
社人研推計（補正）	3,884	3,768	3,619	3,452	3,281	3,112	2,943	2,763	2,578
村独自推計	3,884	3,846	3,771	3,670	3,556	3,443	3,310	3,165	3,008

※社人研推計（補正）：国立社会保障・人口問題研究所による平成30年時点将来推計人口をもとに、令和2年国勢調査の結果を踏まえて補正し、推計した人口

第3章 まちづくりの基本目標

将来像実現に向けた5つの基本目標

協働

～みんなが主役のまちづくり～

- # 村民参画
- # 行財政運営

安心

～優しさと安心が繋がるまちづくり～

- # 福祉
- # 保健・医療

学び

～文化と学びが紡ぐまちづくり～

- # 学校教育
- # 社会教育・生涯学習
- # 文化・芸術、スポーツ

活力

～元気あふれるまちづくり～

- # 農業・林業・商工業
- # 観光・交流

快適

～潤いと安らぎのまちづくり～

- # 環境保全
- # 生活基盤
- # 防犯・防災



基本目標 1 みんなが主役のまちづくり

まちの主役である村民の皆さんが、積極的にまちづくりに参画していけるよう、村民参画の推進や担い手育成に取り組みます。

1 みんなで創るまち

- 積極的なまちづくりへの参画ができるよう、そして、誰もが役割を持って活躍できるまちになるよう、情報共有の強化と村民参画の促進を図ります。また、地域を一緒に考えていく担い手を育成するとともに、村民主体の取組を支援します。

2 未来に続くまち

- より良い住民サービスの提供、将来を見据えた健全な財政運営、広域行政の推進等を行い、安定した行財政運営の推進に努めます。

基本目標 2 優しさと安心が繋がるまちづくり

子どもから高齢者まで、みんなが健康で、そして、安心して暮らし続けられるよう、福祉の充実や保健・医療体制の充実に取り組みます。

1 優しさで繋がるまち

- 子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるよう、各種福祉の充実を図ります。

2 健やかに暮らせるまち

- 生涯を通じて、ずっと健康でいられるよう、健康づくりや食育の推進を図ります。

3 ずっと安心のまち

- もしもの時も安心して医療が受けられるよう、医療体制の充実を図ります。また、社会保障制度の適正な運用を実施します。

基本目標 3 文化と学びが紡ぐまちづくり

地域の誰もが学び、人と人とが触れ合い、文化を育み、スポーツを楽しめるよう、学校教育の推進、社会教育・生涯学習の振興に取り組みます。

1 学びを育てるまち

- 次代を担う子どもたちが健やかに育ち、「生きる力」を育む学校教育の推進を図ります。

2 心豊かに暮らせるまち

- 何歳になっても、学ぶ喜びを感じ、生涯を通じた学習に取り組めるよう、社会教育・生涯学習の振興に努めます。また、村民の誰もが、歴史や文化・芸術に触れ、スポーツ活動を楽しむことが出来るよう、文化・芸術、スポーツの振興を図ります。

基本目標4 元気あふれるまちづくり

豊かな地域資源や立地条件を活かした本村の力強い各種産業や観光の更なる発展と、それとともに交流の活性化に向けた取組を進めます。

1 未来に種まくまち

- 本村の持つ肥沃な大地や雄大な自然環境を活かした農林業が、今後もより一層発展していくための振興に努めます。

2 人と人を繋ぐ活気あるまち

- 地域産業と観光の活性化による本村の魅力増進を図り、移住・定住も含めた関係人口の創出に繋がるよう取組を進めます。

3 生き生きと働けるまち

- 働きやすい環境を整えるため、労働者福祉の充実を図ります。

基本目標5 潤いと安らぎのまちづくり

本村の豊かな自然と生活基盤が調和した快適に暮らせる環境を守り、住み続けたい思いを叶えられるよう、生活環境・基盤の整備に取り組めます。

1 環境に優しいまち

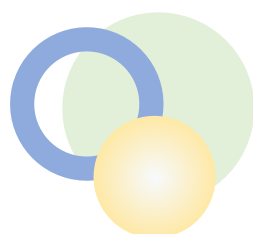
- 豊かな自然環境を保全し、美しい景観を将来に渡って残せるよう、自然と共に生きていく村づくりに努めます。

2 快適で住みよいまち

- 道路や社会資本の整備と有効活用を行い、安心して暮らせる生活基盤整備を図り、快適な住環境の整備や住みよい環境づくりに努めます。

3 安全に暮らせるまち

- 防犯・防災体制の確保、消防・救急体制の強化等、安全な村民生活を守る体制の確保に努めます。



前期基本計画 <2022～2025>

第1章 施策の展開

1. 体系図

前期基本計画では、将来像の実現に向け、以下の体系で取組を推進します。

将来像	基本目標	方向性	政策
みんなでつくる！ 自然と笑顔になるまち なかさつない	1 みんなが主役のまちづくり	1 みんなで創るまち	1 協働によるまちづくり
		2 未来に続くまち	2 男女共同参画社会の実現
	2 優しさと安心が繋がるまちづくり	1 優しさで繋がるまち	1 効率的で健全な行財政運営
		2 健やかに暮らせるまち	1 地域共生社会の実現
		3 ずっと安心のまち	2 子育て支援の充実
	3 文化と学びが紡ぐまちづくり	1 学びを育てるまち	3 高齢者福祉の充実
		2 心豊かに暮らせるまち	4 障がい者福祉の充実
	4 元気あふれるまちづくり	1 未来に種まくまち	1 健康づくりの推進
		2 人と人を繋ぐ活気あるまち	2 食育の推進
		3 生き生きと働けるまち	1 医療体制の維持・充実
	5 潤いと安らぎのまちづくり	1 環境に優しいまち	2 社会保障制度の適正な運用
		2 快適で住みよいまち	1 幼児教育の充実
		3 安全に暮らせるまち	2 学校教育の推進
			1 社会教育・生涯学習の推進
			2 国際・地域間交流の推進
			3 文化・芸術、スポーツの振興
			1 農業基盤整備と経営支援
			2 有害鳥獣対策の推進
			3 森林資源の活用
			1 商工業の振興
			2 観光・交流の振興
			3 移住・定住の促進
			1 雇用促進、就業環境の整備
			1 総合的な土地利用の推進
			2 自然環境の保全と景観形成
			3 環境衛生・美化対策の充実
			1 道路、交通環境の整備
			2 水道・下水道の整備
			3 公園・緑地・河川の整備
			4 住宅環境の整備
			1 防災対策の推進
			2 消防・救急体制の充実
			3 防犯対策の推進

2. 分野別施策

施策の体系に沿って、基本目標ごとに各施策について示します。

協働

基本目標 1 みんなが主役のまちづくり

村民参画 # 行財政運営

P.28～P.31

安心

基本目標 2 優しさと安心が繋がるまちづくり

福祉 # 保健・医療

P.32～P.43

学び

基本目標 3 文化と学びが紡ぐまちづくり

学校教育 # 社会教育・生涯学習
文化・芸術、スポーツ

P.44～P.51

活力

基本目標 4 元気あふれるまちづくり

農業・林業・商工業 # 観光・交流

P.52～P.63

快適

基本目標 5 潤いと安らぎのまちづくり

環境保全 # 生活基盤 # 防犯・防災

P.64～P.77

基本計画の見方

分野別の「方向性」です

分野別の「基本目標」です

基本計画 ー 基本目標1 みんなが主役のまちづくりー

2 未来に続くまち

1-2-1 効率的で健全な行財政運営

施策の背景

分野別の「政策」です

人口減少と超高齢化が進む中、地方経済の縮小と国の財政状況の悪化など、歳入の先行きは不透明な状況にあります。一方、住民ニーズは多様化し、人件費や委託料などの経費が増加しており、公共施設の老朽化により改修や更新費用も増加していることから、限られた財源で効率的な行財政運営を行う必要があります。特に、ふるさと納税による寄附は本村の重要な財源となっており、今後も継続的に取り組むべき事業となっています。

これまで業務の民間委託、グループ制の導入など組織・機構の見直しや、事務事業の見直し等により職員数の抑制を図ってきましたが、同時に採用抑制による年齢構成の偏りが生じ、将来の自治体運営を牽引する人材の育成が課題となっています。

自治体におけるデジタル化の推進は、行政サービスにおいてデジタル技術を積極的に活用し、住民の利便性向上が求められています。

広域行政については、十勝管内市町村のスケールメリットを活かした効率的・効果的な取組を行っており、十勝管内自治体や南十勝町村との連携を進めています。

めざすべき姿

現状の課題や重要な視点等の「施策の背景」を記載しています

持続可能で健全な行財政運営、多様化する行政課題や住民サービスへの対応ができるよう、政策評価による事務事業の検証やデジタル化による行政事務の簡素化・効率化を図るほか、職員一人ひとりの能力・資質向上を高めていきます。

主要な施策

分野別政策における「めざすべき姿」を記載しています。

① 効率的で健全な行財政の運営

主な取組	公約 No
(1) まちづくり計画の実施計画や国・北海道の動向を踏まえた財政推計により、行財政改革を進めながら将来を見据えた健全な行財政運営を行います。	
(2) 公共施設等総合管理計画に基づき公共施設の長寿命化を進めます。計画的な施設整備により、管理費用や更新費用を抑制し、経費を平準化します。	
(3) 政策評価によって事務事業の効果や必要性を検証し、効果的・効率的に事業を実施します。	
(4) 民間活力を導入し、専門的知識を活かした質の高い行政運営を行うとともに、マイナンバーの普及促進、デジタル化による行政サービスの効率化やコスト削減を図ります。	

各課で取り組む
具体の施策内容を記載しています。

基本計画 ー基本目標1 みんなが主役のまちづくりー

(5) 税の公平性を維持するため未納者に係る滞納処分を強化するほか、自主財源の確保や受益者負担の適正化に取り組むなど歳入の確保に努めます。	
(6) 広く村民の納税意識の向上を図るため、税にまつわる情報周知を効果的に図るとともに、税への関心と理解を深める目的で、職員による小学生等への租税教育を実施します。	
(7) ふるさと納税寄附額の増額に努め、地方創生の推進に必要な財源を確保します。	2-1

②職員の資質の向上

主な取組	公約 No
(1) 職場外研修や自主企画研修・他業種能力育成研修への参加者を募ります。	
(2) 公務員倫理観の形成や心身の向上を図り、公務員としての適応能力を強化するため、メンタルヘルス研修やコンプライアンス研修を実施します。	
(3) プロジェクトチームの設置による各課連携事業を行い、職員の政策形成能力向上と組織力強化を図ります。	
(4) 人事評価制度を実施し、業務の見える化と目標の進捗管理を行うとともに、人材育成に活用します。	

③広域行政の推進

主な取組	公約 No
(1) とかち広域消防事務組合や十勝圏複合事務組合等の構成市町村との連携を深め、効率的・効果的な広域行政を進めます。	
(2) 各分野での自治体間連携を強化するとともに、帯広市を中心とした十勝定住自立圏共生ビジョンに基づく広域事業を推進します。	
(3) 南十勝の町村と連携し地域交通の確保など共通課題に取り組むとともに、更別村との指導主事の共同設置をはじめとする連携事業を行います。	

関連公約

2-1 ふるさと納税制度の徹底活用

主な関連計画

- ◆中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）
- ◆中札内村財政計画（令和4年度～令和7年度）
- ◆公共施設等総合管理計画（平成28年度～令和7年度）
- ◆中札内村人材育成基本方針
- ◆第7次中札内村定員適正化計画（令和3年度～令和7年度）

関連する村長公約
を記載しています

関連する個別計画
を記載しています

前期基本計画

基本目標1

Ⅰ みんなで創るまち

Ⅰ-Ⅰ-Ⅰ 協働によるまちづくり



施策の背景

村では、平成19年に「中札内村まちづくり基本条例」を制定し、村民・議会・村のそれぞれの役割や責務を明確にし、村民主体のまちづくりを進め、4年ごとに社会情勢への適合と目的達成について点検・見直しを実施しています。

「中札内村まちづくり基本条例」の理念を村民・議会・村で共有し、情報の発信や意見反映の場の活用を行い、「協働のまちづくり」を進めていくことが重要であり、そのためには、地域の将来を担う人材育成や村民・団体の知識や経験を活かした様々な活動を促進する必要があります。行政区運営においては、役員のなり手不足や未加入者等の課題があります。

めざすべき姿

「まちづくり基本条例」に基づく、村民自らの意思と責任で主体的にまちづくりに参画する協働のまちづくりを進めます。

主要な施策

①協働のまちづくりに向けた情報発信と共有の強化

主な取組	公約 No
(1) まちづくり基本条例の理念を広く村民に周知し、協働のまちづくりを推進します。	
(2) 防災行政無線、メール配信、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用し、わかりやすく迅速な情報発信を行い、住民との共有を図ります。	2-6
(3) 広報モニターを活用し、広報紙やホームページの内容を充実します。	

②住民参画と地域を担う人づくり

主な取組	公約 No
(1) 地域担当制への職員の積極的な参加や「まちづくりトーク」の開催により、村民との対話による情報共有の機会をつくり、意見等を村政に反映します。	
(2) 無作為抽出※ ⁴ によるワークショップなどを実施し、村民のまちづくりへの関心を高め、地域の担い手づくりを進めます。	

③住民活動の支援

主な取組	公約 No
(1) 各種制度を活用し、行政区活動の活性化への支援や各種まちづくり団体などの育成と支援を行います。	

関連公約

2-6 SNSを活用した組織的な情報発信体制の構築

※⁴ 無作為抽出とは、村民の中から作為的な手順を使わずに無作為（ランダム）に選ぶ方法。

Ⅰ みんなで創るまち



Ⅰ-Ⅰ-2 男女共同参画社会の実現



施策の背景



村のまちづくりの基本理念を定めた「中札内村まちづくり基本条例」では、全ての村民がお互いの人権を尊重しながら、まちづくりを進めることが謳われています。

その実現のためには、だれもが性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮し、個人として互いを尊重し合える環境づくりが必要です。

めざすべき姿



家庭・職場・学校・地域など社会のあらゆる分野において男女が人権を尊重し、平等に責任を分かち合い、村民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、自分らしさを大切にできる『男女共同参画社会』の実現を目指します。

主要な施策



①男女共同参画の推進

主な取組	公約 No
(1) あらゆる人が様々な場において、人権の尊重や男女共同参画について正しく学ぶことができるよう、男女平等の視点に立った教育の推進に取り組めます。	
(2) 人権や男女共同参画に関する認識を広めて村に深く根付かせていくため、広報紙やホームページ等による啓発活動に取り組めます。	
(3) 多様な性のあり方について、認識を浸透させる啓発活動に取り組めます。	
(4) 男女がともに働きやすい環境整備と就業機会の促進を図るとともに、各種委員会等における女性委員の登用を積極的に行い、女性の参画促進に取り組めます。	
(5) セクシャルハラスメント被害やドメスティックバイオレンス（DV）被害をなくすため、啓発活動に取り組むとともに、関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。	

主な関連計画



◆第3次中札内村男女共同参画推進計画（令和3年度～令和7年度）

2 未来に続くまち

1-2-1 効率的で健全な行財政運営

施策の背景

人口減少と超高齢化が進む中、地方経済の縮小と国の財政状況の悪化など、歳入の先行きは不透明な状況にあります。一方、住民ニーズは多様化し、人件費や委託料などの経費が増加しており、公共施設の老朽化により改修や更新費用も増加していることから、限られた財源で効率的な行財政運営を行う必要があります。特に、ふるさと納税による寄附は本村の重要な財源となっており、今後も継続的に取り組むべき事業となっています。

これまで業務の民間委託、グループ制の導入など組織・機構の見直しや、事務事業の見直し等により職員数の抑制を図ってきましたが、同時に採用抑制による年齢構成の偏りが生じ、将来の自治体運営を牽引する人材の育成が課題となっています。

自治体におけるデジタル化の推進は、行政サービスにおいてデジタル技術を積極的に活用し、住民の利便性向上が求められています。

広域行政については、十勝管内市町村のスケールメリットを活かした効率的・効果的な取組を行っており、十勝管内自治体や南十勝町村との連携を進めています。

めざすべき姿

持続可能で健全な行財政運営、多様化する行政課題や住民サービスへの対応ができるよう、政策評価による事務事業の検証やデジタル化による行政事務の簡素化・効率化を図るほか、職員一人ひとりの能力・資質向上を高めていきます。

主要な施策

①効率的で健全な行財政の運営

主な取組	公約 No
(1) まちづくり計画の実施計画や国・北海道の動向を踏まえた財政推計により、行財政改革を進めながら将来を見据えた健全な行財政運営を行います。	
(2) 公共施設等総合管理計画に基づき公共施設の長寿命化を進めます。計画的な施設整備により、管理費用や更新費用を抑制し、経費を平準化します。	
(3) 政策評価によって事務事業の効果や必要性を検証し、効果的・効率的に事業を実施します。	
(4) 民間活力を導入し、専門的知識を活かした質の高い行政運営を行うとともに、マイナンバーの普及促進、デジタル化による行政サービスの効率化やコスト削減を図ります。	

(5) 税の公平性を維持するため未納者に係る滞納処分を強化するほか、自主財源の確保や受益者負担の適正化に取り組むなど歳入の確保に努めます。	
(6) 広く村民の納税意識の向上を図るため、税にまつわる情報周知を効果的に図るとともに、税への関心と理解を深める目的で、職員による小学生等への租税教育を実施します。	
(7) ふるさと納税寄附額の増額に努め、地方創生の推進に必要な財源を確保します。	2-1

②職員の資質の向上

主な取組	公約 No
(1) 職場外研修や自主企画研修・他業種能力育成研修への参加者を募ります。	
(2) 公務員倫理観の形成や心身の向上を図り、公務員としての適応能力を強化するため、メンタルヘルス研修やコンプライアンス研修を実施します。	
(3) プロジェクトチームの設置による各課連携事業を行い、職員の政策形成能力向上と組織力強化を図ります。	
(4) 人事評価制度を実施し、業務の見える化と目標の進捗管理を行うとともに、人材育成に活用します。	

③広域行政の推進

主な取組	公約 No
(1) とかち広域消防事務組合や十勝圏複合事務組合等の構成市町村との連携を深め、効率的・効果的な広域行政を進めます。	
(2) 各分野での自治体間連携を強化するとともに、帯広市を中心とした十勝定住自立圏共生ビジョンに基づく広域事業を推進します。	
(3) 南十勝の町村と連携し地域交通の確保など共通課題に取り組むとともに、更別村との指導主事の共同設置をはじめとする連携事業を行います。	

関連公約

2-1 ふるさと納税制度の徹底活用

主な関連計画

- ◆中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）
- ◆中札内村財政計画（令和4年度～令和7年度）
- ◆公共施設等総合管理計画（平成28年度～令和7年度）
- ◆中札内村人材育成基本方針
- ◆第7次中札内村定員適正化計画（令和3年度～令和7年度）

Ⅰ 優しさで繋がるまち



2-1-1 地域共生社会の実現



施策の背景



少子高齢化の進行により、ライフスタイルや家族構成などが変化し、家庭や地域での相互扶助や行政区などへの参加意識の低下が進んでいます。

こうした支え合いの基盤が弱まってきている中、人生における様々な困難に直面した場合でも、お互いが存在を認め合い、時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送る事ができるような地域社会としていくことが求められています。

めざすべき姿



ボランティア、NPO法人の育成・支援を行うとともに、地域の相互支援体制の構築や住民の相互扶助意識の高揚を図り、地域を共に創っていく社会を目指します。

主要な施策



①地域福祉の環境づくり

主な取組	公約 No
(1) 福祉意識の高揚を図るため、小中学校や老人クラブをはじめとする各種団体を対象に、福祉関係の講座や講演会を開催します。	
(2) 村内の福祉団体における事業が効率的かつ効果的に進むよう、相互の連携を図り協力体制を構築し、高齢者や障がい者が安心して暮らせる村づくりを推進します。	
(3) 万が一の災害発生に備え、災害等要援護者の基本台帳を継続的に更新し、迅速かつ的確な対応がとれる体制づくりを進めます。	
(4) 生活保護をはじめとする様々な相談体制の一元化と自立支援を進めます。	
(5) 非課税の高齢者世帯などを対象に、福祉灯油の支給により経済的負担の軽減を図ります。	

②住民参加による社会福祉活動の推進

主な取組	公約 No
(1) 行政区やボランティア団体などによる住民の福祉活動を促進します。	
(2) 地域福祉計画と連動した社会福祉協議会における事業の取組を推進します。	
(3) 地域福祉の担い手としての社会福祉協議会の機能の充実と、自立した活動への支援を行います。	

主な関連計画



◆第4次中札内村地域福祉計画（平成31年度～令和5年度）

I 優しさで繋がるまち

2-1-2 子育て支援の充実

施策の背景

少子化や働き方の多様化により、子どもを取り巻く環境は著しく変化し、子どもの健やかな成長の実現のために子育て支援の充実を図ることが重要となっています。

共働きする家庭が一般的になり、ひとり親も増加していることから、低年齢の保育園入園や放課後児童クラブの利用希望が多く、多様な保育ニーズの把握に努めるとともに、受入体制の整備が必要とされています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに対する不安や孤独感をもつ保護者が増加しており、地域や社会が保護者に寄り添い、子育ての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう支援することが求められています。

このようなことから、家庭や地域における子育て力の向上と、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりを進めるため、「第2期中札内村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、総合的な子育て支援策を展開しています。

めざすべき姿

家庭や地域における子育て力の向上と、子どもを安心して生み育てることができる環境を整え、すべての子どもが健やかに育つことができるまちづくりを進めます。

主要な施策

① 子育て支援の充実

主な取組	公約 No
(1) 子育て支援センターでは、子育て家庭の実情に合わせた事業を展開するなど、子育て支援の充実に努めます。	
(2) 子どもの預かり事業等について、継続的に実施できる方法を協議します。	
(3) 子育て家庭や地域の実状に合わせた事業を展開し、子育て支援の充実に努めます。	
(4) 関係機関との連携により、乳幼児から中学生までの「家庭支援」の強化を図ります。	

② 保育の充実

主な取組	公約 No
(1) 保育園は、子どもが自ら考え行動できる基礎を培えるよう、「見守り保育」を実践します。	
(2) 地域住民や教育委員会、外部講師と協力しながら「健康でしっかりとした身体づくり」「地域全体での子育て」「学校との連携」を強化し、「キッズ・イングリッシュ」では、英語に自然と向き合える時間として、教育・保育の提供に取り組みます。	
(3) 上札内保育園について、将来を見据え、地域の必要性に合わせた今後の在り方を検討します。	

③ 地域における児童福祉の推進

主な取組	公約 No
(1) 放課後児童対策の充実のため、児童館を引き続き子ども専用施設と位置付けし、児童の居場所づくりなど健全育成活動を推進します。	
(2) 放課後児童クラブは地域との連携を図りながら、老人クラブなどとの異世代交流を推進します。	
(3) 児童虐待の未然防止・早期発見のため、関係機関と連携を図りながら要保護児童対策地域協議会の機能強化に努めます。また「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、児童の養育に関する相談へ取り組みます。	

主な関連計画

◆第2期中札内村子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)

Ⅰ 優しさで繋がるまち



2-1-3 高齢者福祉の充実



施策の背景



本村の高齢化率は毎年上昇していますが、今後も高齢の単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、さらには認知症高齢者の増加が見込まれています。

高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）をより一層推進することが必要となっています。

めざすべき姿



高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを目指します。

主要な施策



①生きがいづくりの推進

主な取組	公約 No
(1) 高齢者自らが社会貢献や生きがい活動を積極的に行えるよう、社会福祉協議会や教育委員会と連携を図りながら取り組みます。	1-5
(2) 介護予防運動教室の参加拡大を図るほか、介護予防に関する講演や啓発活動を通して、健康についての意識向上を図ります。	1-2

②生活支援サービスの充実

主な取組	公約 No
(1) 福祉移送サービスや福祉有償運送（ゆめっと）の利用を促進し、外出支援を行います。 また、高齢者の日常生活や社会活動を支援するため、村外外出時のバス運賃を助成します。	
(2) 緊急通報システム設置事業は、民生委員児童委員協議会や地域ケア会議との情報共有により、設置を必要とする高齢者情報を把握するなど、引き続き利用を促進します。	
(3) 民生委員や社会福祉協議会、サービス事業者（ポロシリ福祉会、NPO法人 夢という）など関係機関との連携により、高齢者の状況を把握するとともに必要なサービスの調整を行います。	

(4) 権利に関する諸問題（高齢者虐待、認知症高齢者への対応、金銭管理など）について研究し、村民の理解や知識の向上のため講演会や講座を開催します。	
(5) 高齢者への除雪サービスの充実を目指します。	

③地域包括ケアシステムの構築

主な取組	公約 No
(1) 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、円滑な事業の推進に努めます。	
(2) 認知症の早期診断と適切な医療・介護を受けられるよう、複数の専門職で構成する認知症初期集中支援チームの機能充実を図ります。また、介護者の負担軽減のため家族支援に努めます。	
(3) 在宅医療や看取りの情報提供を目的とした地域での啓発事業を効果的に展開するとともに、十勝地域における入退院時連携ルールを活用し、安心して在宅療養ができるよう医療機関との連携に努めます。	
(4) 高齢者の様々なニーズに対応できるよう相談窓口となる地域包括支援センターの機能充実を図ります。	
(5) 生活支援体制整備事業を社会福祉協議会へ委託し、生活支援コーディネーターや協議体による、ニーズの把握、既存の生活支援・介護予防サービスの充実、新たな資源の開発を目指します。	

関連公約

- 1-2 七色献立プロジェクト(健康ポイント事業等)、地域まるごと元気アッププログラム、社会教育運動事業等における民間事業者と連携した成果重視の施策展開強化
- 1-5 農村環境改善センター周辺ゾーンの福祉交流拠点化

主な関連計画

- ◆第8期中札内村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）

Ⅰ 優しさで繋がるまち

2-1-4 障がい者福祉の充実

施策の背景

村では、「中札内村基幹相談支援センター」の開設や「障がい福祉計画」の策定等により、障がいのある方が自分の希望に合った生活を送れるよう施策を進めてきました。

令和2年度に行ったアンケートにおいて、相談支援体制や各障がいに関する啓発活動についてニーズが高まっていることから、今後も、「第6期障がい福祉計画」に基づき各種施策を推進し、関係機関と行政がそれぞれの役割を担い、相互の連携を図る必要があります。

めざすべき姿

障がいのある人が、自ら必要とする障がい福祉サービスや支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことができるまちづくりを進めます。

主要な施策

①障がい福祉サービス

主な取組	公約 No
(1) 障がいのある人を対象にした福祉サービスの充実に努めます。	

②相談支援の充実

主な取組	公約 No
(1) 地域における相談支援体制を強化するため、基幹相談支援センターの機能を強化します。また「地域生活支援拠点」については、南十勝における広域での設置を模索します。	
(2) 必要に応じて適切なサービス等を受けられるよう、関係機関との連携体制の充実を図ります。またサービスを利用される方が、暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応するため、利用計画を作成します。	
(3) 障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、地域の実情に精通されている方へ障害者相談員を委嘱し、障がいのある人やその家族からの多様な相談に対応します。	

③障がい児支援の強化

主な取組	公約 No
(1) 保健・医療・福祉の連携や南十勝こども発達支援センターなど関係機関と連携し、早期に専門的な支援を行います。	



④ 自立と社会参加の促進

主な取組	公約 No
(1) ハローワークや十勝障がい者就業・生活支援センターなど関係機関と連携し、本人の希望や適性等に応じた就労の機会や場の確保を進めるなど支援の充実を図ります。	
(2) 手話通訳、要約筆記の派遣や移動の支援、生活訓練、スポーツ・文化活動などの地域生活支援事業を推進し、当事者のニーズに応じた社会参加の促進に努めます。	

⑤ 地域生活支援体制の充実

主な取組	公約 No
(1) 障がいがあっても安心して地域で暮らすことができるよう必要に応じて成年後見制度などの村にある制度を紹介したり、関係機関につなぐなど、障がいのある人の権利擁護の充実を図ります。	
(2) 障害者虐待の相談窓口を福祉課に設け、虐待防止等を図るとともに暮らしやすい地域づくりを推進します。	
(3) 障がいのある人が村外の社会資源も含め、希望するサービスを利用できるよう、各関係機関と連携をとり継続して支援します。	
(4) 障がいがある人の経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行うとともに各制度について周知します。	

⑥ 普及啓発・情報提供の充実

主な取組	公約 No
(1) 障がいのある人が地域の一員として暮らせるよう、広報やホームページなどの媒体を活用し、障がいに対する適切な情報提供を行います。また障がいの理解を深めるため、学習会を開催します。	

⑦ 村内障がい者施設への支援

主な取組	公約 No
(1) 社会福祉法人が運営する中札内のぞみ園等の障がい者支援施設は、老朽化が進みユニバーサル化への対応も必要となってきたことから、今後の改築等への支援について法人と協議をしながら進めていきます。	

主な関連計画



◆第6期中札内村障がい福祉計画（令和3年度～令和5年度）

2 健やかに暮らせるまち

2-2-1 健康づくりの推進



施策の背景

生涯を通じて健康で活動的な生活が送れるよう「健康寿命」に対する関心が高まっています。

村では、妊娠期から高齢期までのさまざまなライフステージに応じて、村民が健やかに生活できる地域づくりを目指して「健康増進計画」を策定しました。

村民が主体的に取り組むことができるよう、村民の健康を支え、守るための健康づくり施策を総合的に推進する必要があります。

めざすべき姿

健康に対する村民意識の向上、日常的な健康づくりへの支援や環境整備を進め、心身が健康で安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。

主要な施策

①子どもと家族の健康づくりと子育て支援の推進

主な取組	公約 No
(1) 子育て世代包括支援センターによる妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供することを目的として、妊娠出産、子育てに関する相談に応じ、支援を行います。	
(2) 乳幼児健診、関係機関との連携・支援体制による発達支援を行います。	
(3) 歯及び口腔の健康を保つことは全身の健康に影響を与え、食事や会話を楽しむなど豊かな人生を送るための基礎となることから、歯科健診、歯科保健指導、フッ素利用等の歯科保健事業を実施します。	
(4) 特定不妊治療、男性不妊治療は、国の情勢を踏まえて費用助成を実施します。	

②健やかな妊娠・出産・育児への支援の充実

主な取組	公約 No
(1) 母子手帳交付時においては、ほぼ全ての妊婦と関わる貴重な機会とし、継続的な支援の入り口として保健師による健康相談、利用可能なサービスについて情報提供を行います。	
(2) 妊婦一般健康診査（14回）・超音波検査（11回）に係る費用と通院費助成による支援を実施します。	
(3) 妊娠・出産に関わる正しい情報提供を行い、母子を含めた交流を促す機会を設けることで妊娠期を心身ともに健やかに過ごし、産後の育児不安を軽減できるよう妊産婦等を対象とした各種教室を実施します。	

③予防接種の実施体制の充実

主な取組	公約 No
(1) 予防接種法に基づく定期の予防接種を推進します。	
(2) 予防接種の効果とリスクを十分に理解し、村民自らの意思で接種できるよう、適切な情報提供に努めます。	
(3) 医療機関と連携し、安心・安全かつ利便性に考慮した接種体制を構築します。	1-7
(4) 社会情勢を踏まえた予防接種対策を推進します。	

④地域や関係機関が連携した誰もが自殺に追い込まれることのない村づくり

主な取組	公約 No
(1) こころの健康づくりや病気に関する正しい知識や情報の普及啓発を行います。また、適切な相談機関・窓口に関する情報発信に取り組みます。	
(2) 保健、医療、福祉、教育、労働分野などの関係機関と連携した総合的な支援に取り組みます。	

⑤成人保健・生活習慣病対策の推進

主な取組	公約 No
(1) 健(検)診事業の充実を図り、生活習慣病の早期発見・早期治療、発症・重症化予防の取組を推進します。	
(2) 予防可能な生活習慣病を抑えるため、健(検)診を契機とした生活習慣の改善や受診勧奨などの保健指導を推進します。	
(3) 村民全体への健康づくりの推進のため、社会環境の変化に応じた保健活動の充実を図ります。	
(4) 歩くことを基本とした村民の健康づくりへの参加や、継続を促す科学的根拠に基づく取組を推進します。	1-2

関連公約

- 1-2 七色献立プロジェクト(健康ポイント事業等)、地域まるごと元気アッププログラム、社会教育運動事業等における民間事業者と連携した成果重視の施策展開強化
- 1-7 新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な遂行

主な関連計画

- ◆第2期中札内村健康増進計画(平成31年度～令和5年度)
- ◆第4次中札内村地域福祉計画[精神保健](平成31年度～令和5年度)
- ◆中札内村新型インフルエンザ等対策行動計画

2 健やかに暮らせるまち

2-2-2 食育の推進

施策の背景

食は命の源であり、健康で心豊かな生活を送るためには、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることやそれを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要です。

村民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化など、食育をめぐる状況を踏まえ、生涯にわたって健康で豊かな生活を実現するための食育の推進と社会・環境・文化の視点から持続可能な食を支える食育の推進を多様な関係者との連携・協働を強化しながら総合的に推進する必要があります。

めざすべき姿

「中札内村食育・地産地消推進計画」、「中札内村健康増進計画」に基づき、関係機関や地域ボランティア等と協力体制を築きながら、生涯を通じた心身の健康を支える食育に関する施策と持続可能な食を支える食育に関する施策を連携し、総合的に推進します。

主要な施策

①健康づくり及び疾病予防対策の推進

主な取組	公約 No
(1) 乳幼児期、学童・思春期、成人、高齢者など年齢層に応じた健康教育、栄養相談を実施します。	
(2) 健康づくりや疾病予防対策のための健康教育、栄養相談を実施します。	
(3) 食生活の実態を把握及び分析し、栄養の改善、その他の生活習慣の改善に関する課題を明確化します。	

②多様な関係者との連携・強化による地域ニーズに沿った食育の推進

主な取組	公約 No
(1) 地域の生産者や各機関・団体・地域住民と連携し、地場産野菜の地域における消費拡大と地域食文化の特性を融合させた健康づくり事業（七色献立プロジェクト）を実施します。	1-2
(2) 村の健康づくりを進める地域ボランティアとして食育サポーターの活動を支援します。	
(3) 保健、医療、福祉及び教育等関係機関または関係団体・企業等の関係者並びに村民とのネットワークの構築を図り、地域ニーズに沿った食育の推進を図ります。	
(4) 地元農畜産物加工体験など、児童生徒に村の基幹産業である農業に対する理解と地産地消を推進します。	

関連公約

1-2 七色献立プロジェクト(健康ポイント事業等)、地域まるごと元気アッププログラム、社会教育運動事業等における民間事業者と連携した成果重視の施策展開強化

主な関連計画

- ◆中札内村食育・地産地消推進計画（令和4年度～令和8年度）
- ◆第2期中札内村健康増進計画（平成31年度～令和5年度）

3 ずっと安心のまち

2-3-1 医療体制の維持・充実

施策の背景

本村の医療機関は、村立の診療所と歯科医院がそれぞれ1カ所、民間歯科医院が1カ所あり、一般診療・診察に加えて住民健診や予防接種、乳幼児を対象とした歯科検診など、地域住民の疾病予防や健康づくりに積極的に取り組んでいます。

村立診療所については、令和3年4月より医療法人 北海道家庭医療学センターを指定管理者とした運営を開始しており、他地域での実績や蓄積されたノウハウを生かし患者一人ひとりに寄り添った医療が期待されています。

めざすべき姿

医療に対する要望や意見が多様化する中、村民がいつでも安心して医療サービスを受けられる体制を構築するとともに、保健・福祉・介護に係る各関係機関との密接な連携の構築、さらには、近隣市町村の医療機関等との広域的な協力関係を築き上げ、地域に根ざした医療の提供と充実を図ります。

主要な施策

①地域医療の充実

主な取組	公約 No
(1) 住民の健康増進を図り、地域に密着した医療サービスを効果的に提供できる体制づくりと機能充実に努めます。	
(2) 住民が必要とする医療及び歯科医療の提供体制を堅持します。	
(3) 医療・保健・福祉・介護が連携することで、患者とその家族までをフォローアップする仕組みを構築します。	
(4) 救急救命医療機関との連携や、更別村国保診療所を始めとした近隣市町村の医療機関との協力関係強化に努めます。	

3 ずっと安心のまち

2-3-2 社会保障制度の適正な運用

施策の背景

国民健康保険制度は、誰もが加入できる国民皆保険制度の基盤として、昭和36年から市町村により運営されてきましたが、被保険者の高齢化や保険給付費の増大などの問題や、財政運営の不安定さというリスクに対応するため、平成30年度において都道府県が財政運営主体となる制度改革が行われ、現在は都道府県と市町村が両軸を担う形で運営されています。

平成30年度以降の国民健康保険制度は、医療費負担を全道の被保険者で公平に分担するという理念のもと、市町村ごとの被保険者数・世帯数・所得の3要素に応じた金額を都道府県に納付する「国民健康保険事業費納付金制度」により成り立っており、北海道内において平均より高い所得係数を維持する中札内村は納付金が高額となる傾向にあります。

納付金はその大部分を被保険者が負担する保険税によって賄う必要がありますが、被保険者の負担を軽減し生活の安定を維持するためには、納付金を少額に抑えていくことが最大の課題となります。この納付金を低減させるためには、効果的に住民の健康増進を図り総医療費を抑制するほか、国や道が推進する各種取組を精力的に実施し、その取組内容に応じて配分される交付金を少しでも多く獲得することが必要です。

国民健康保険税の収納対策については、十勝市町村税滞納整理機構と連携し、未納者の減少と収納率の向上に努める必要があります。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方及び65歳以上かつ一定の障がいのある方が加入する制度で、道内全ての市町村で構成する「北海道後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり保険料の決定や医療の給付等を行っています。対象者が増加傾向にあること、また医療費負担の増加に対応するために被保険者負担の増額を盛り込んだ制度改革が進められていることから、情報提供を主体とした説明会の開催や広報紙などを活用した制度の周知徹底と保険料納付の理解に努めるとともに、国民健康保険同様、制度が持続可能となるよう医療費の抑制と適正化の取組が必要です。

国民年金制度は、平成22年から日本年金機構が運営し、本村では各種届出の受付と相談業務を行っていますが、加速する高齢社会における老後の社会保障として、その果たす役割は大きく、すべての人が受給できるための年金財政の確立や受給権の確保が重要な課題となっています。

このため、現行制度の維持・充実を図るとともに、一番身近な相談窓口として関係機関と連携し、被保険者一人ひとりが自らの老後を安心して迎えるための年金制度としての理解と、未加入者の加入促進や啓発活動に努める必要があります。

めざすべき姿

各医療保険制度における保険税・保険料負担の軽減、安定した医療制度の存続を最終目的として、保険者・被保険者の双方が医療費の適正化に課題と問題意識をもって取り組む施策を目指します。

被保険者の医療費負担はもとより、医療保険制度の健全財政のため、疾病予防の取組や早期発見を目指した健診と保健指導体制を強化することで、医療費の削減に努めます。

国民年金制度では、加入者及び受給者のための身近な相談窓口として、関係機関と連携しスムーズな処理や加入促進に努めます。

主要な施策

①医療保険制度の適正化

主な取組	公約 No
(1) 国民健康保険においては、財政運営主体である北海道と連携し、健全な財政運営の推進と保険税が急激に増加することのないよう努めるとともに、制度改正による激変緩和措置終了を見据える中で、国保基金を活用した村独自の激変緩和措置を講じます。	
(2) 国保税収納率向上対策として、十勝市町村税滞納整理機構と連携し、未納者減少と滞納処分強化に取り組めます。	
(3) 国保資格点検による資格管理の適正化と、効果的なレセプト点検の実施により、医療費の適正支出に努めます。	
(4) 医療費の削減につなげるため、疾病の早期発見・早期治療を念頭に、特定健診・特定保健指導を強化するとともに、保健師による訪問事業を推進します。	
(5) レセプトデータ分析を活用し、各種保険事業への反映、ジェネリック医薬品の利用促進、重複受診及び多剤服薬の是正を行うなど、村内外の関係機関との連携を図り、医療費の抑制に取り組めます。	

②公的年金制度の理解

主な取組	公約 No
(1) すべての人が年金を適正受給できるよう、関係機関と連携して制度の啓発を図るとともに、年金の加入促進に努めます。	
(2) 国民年金制度に対する理解を深めるため、翌年に60歳、65歳を迎える方を中心とした制度周知を行います。	

Ⅰ 学びを育てるまち

3-1-1 幼児教育の充実

施策の背景

幼児期は子どもの身体的・精神的基礎を培う上で、家庭環境や社会環境が大きく影響する時期ですが、近年、インターネットやスマートフォンの普及、核家族化や少子化、共働き家庭の増加や地域とのつながりの希薄化などにより、家庭教育を支える環境が大きく変化しています。

めざすべき姿

家庭教育を支えるため、保護者の学習機会の拡充や幼児教育に対する情報提供や啓発活動を行い、家族の絆を深め、地域の大人が力を合わせて子どもを育てる共有の環境づくりを進めます。

主要な施策

①保護者の学習活動や読書活動の促進

主な取組	公約 No
(1) 自主学習支援としての生涯学習自主企画講座、社会教育活動振興助成事業の利用促進・普及啓発を図ります。	
(2) ブックスタート事業（7・8ヶ月）・ブックフレンド事業（3歳）や保育園読書活動支援など、幼児期から本に親しむことのできる環境づくりを進めます。	

②幼児教育に関わる関係機関などとの連携

主な取組	公約 No
(1) 支援が必要な幼児の情報を共有するため、子育て支援センター・保育園・小学校との情報交換会を開催し、就学時の合理的配慮の提供に努めます。	
(2) 幼児教育から小学校への円滑な接続を図る観点から、保育園等との情報共有、連携に取り組みます。	

主な関連計画

- ◆第8期中札内村社会教育中期計画（平成31年度～令和4年度）
- ◆第3次中札内村子どもの読書活動推進計画（令和3年度～令和7年度）

1

学びを育てるまち

3-1-2

学校教育の推進

施策の背景

経済・社会情勢の変化に積極的に向き合い、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質能力を育成するために、知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成、学びに向かう力・人間性の育成の三つをバランスよく育む必要があります。

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な成長と健康を支える上で大切な役割を果たしており、栄養バランスがとれ、子どもたちが楽しみにする安心・安全な給食の提供が求められています。

めざすべき姿

経済・社会情勢の変化に積極的に向き合い、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質能力を育成することを目指します。

主要な施策

①組織的・機動的な学校教育の推進

主な取組	公約 No
(1) 確かな学力の向上、豊かな人間性の育成、健やかな心身の育成に取り組みます。	3-2 3-6
(2) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組みます。	
(3) 学力向上に向けた検証改善サイクルの確立を進めます。	
(4) コミュニケーション能力の育成のための言語活動の充実と体験活動を推進します。	
(5) 地域協働型学校づくり協議会（コミュニティ・スクール）による地域の人材を活用した教育活動の学習支援を行います。	

②国際社会に対応しうる外国語教育の推進

主な取組	公約 No
(1) 英語でのコミュニケーション能力の向上を図るための各種事業を実施するとともに、国際交流派遣研修事業での相互訪問交流を学校全体での取組とし、国際社会に対応しうる教育を推進します。	
(2) 外国語指導助手を配置し、児童生徒が生きた外国語に触れる機会を充実します。	
(3) 英語検定等の受験促進のための検定料の助成を行います。	3-2

③特別支援教育の推進

主な取組	公約 No
(1) 子ども一人一人に応じた支援が行えるよう情報共有を行い、中札内高等養護学校の専門教諭による巡回相談事業の活用や指導助言、教育支援委員会での適切な就学の判定などにより、子ども一人一人に応じた支援を行います。	
(2) 特別支援員を配置し、きめ細やかな支援を行います。	

④ふるさと教育の推進

主な取組	公約 No
(1) 地域の特色を生かした体験学習や職業体験、学校支援ボランティアの充実などにより、郷土を愛し、ふるさとを大切にする心の教育に取り組みます。	

⑤ ICTの活用・充実

主な取組	公約 No
(1) 情報通信技術（ICT）を効果的に活用した授業を展開します。	3-1
(2) ICT関係教材の充実と活用のための研修機会の提供を行います。	3-1
(3) 情報の正しい選択の方法やルール、マナーの指導を行います。	3-1

⑥ 道徳教育の推進

主な取組	公約 No
(1) 小中学校9年間の指導計画による体系的な道徳教育を推進し、特別の教科である道徳を要として各教科や学校での活動の特質に応じ、義務教育期間の発達段階を考慮して適切に指導します。	

⑦ 健やかな心身の成長を促す教育の推進

主な取組	公約 No
(1) 体力テスト結果の分析により、子どもの体力・運動能力の実態を把握し、体力向上の取組を進めます。	
(2) いじめや不登校を発生させないため、学校組織をあげた子どもの変化の早期気づきと適切な対応、スクールカウンセラーによる相談・支援体制の充実を図ります。	
(3) 特別の教科である道徳を要として各教科や学校での活動の特質に応じ、義務教育期間の発達段階を考慮して適切に指導します。	

⑧ 地域や保護者に信頼され、児童・生徒にとって魅力ある学校づくり

主な取組	公約 No
(1) 各学校コミュニティ・スクール部会による学校評価と、評価結果による改善を図ります。	
(2) コミュニティ・スクールを活用し、保護者や地域住民が学校経営に参画する体制を強化します。	
(3) 地域参観日の実施や学校だよりの全戸配布などによる教育活動の状況・情報を広く公開し、開かれた学校づくりを進めます。	
(4) 相互間訪問や情報交流を行うなど、保育園と小中学校の教職員及び子どもの交流活動を充実させ、就学の円滑な接続ができるようにします。	
(5) 各学校における校内研修の充実や、各校の研修担当者間による研究、連携活動などの交流活動を推進します。	

⑨ 地域で子どもたちを育てる環境づくりの推進

主な取組	公約 No
(1) 地域、家庭、学校が一体となった子どもを育てる環境づくりのため、コミュニティ・スクールを核にした取組を推進します。	
(2) 地域の企業や事業所の協力を得て、職場体験や望ましい勤労観を培う体験学習の機会の充実に努めます。	
(3) 地域社会全体で子どもを守る安全指導を充実させます。	
(4) 山村留学制度を活用した学びの充実と地域の活性化を図ります。	3-5

⑩ 学社融合による教育活動の推進

主な取組	公約 No
(1) 地域の方の得意分野を生かしたボランティアの発掘・育成や学校支援ボランティアの活動を支援します。	
(2) 地域の人材の活用による少年団活動や部活動の充実、高齢者との交流による教育活動を進めます。	
(3) PTA活動を一層推進し、学校と保護者が一体となった教育活動・環境づくりに努めます。	
(4) 社会教育事業への積極的な参加を促し、自然体験や社会体験などの活動を推進します。	

⑪学校施設・設備などの整備

主な取組	公約 No
(1) 子どもたちの学びの充実を図るため、学校施設の整備を計画的に進めます。	
(2) 学校配置については、地域社会の動向や児童・生徒数の推移を踏まえつつ、社会及び教育環境に急激な変化が生じた場合は、見直しを行います。	
(3) 教職員の働き方改革を推進するため、校務支援システムの活用を図ります。	

⑫高校・高等教育支援

主な取組	公約 No
(1) 高校・高等教育を受けられないことのないよう、高校生への助成や永井明奨学金制度等により支援します。	3-3
(2) 中札内高等養護学校の学校事業への協力や社会的な自立を促進するため、地域住民や村内事業所などと連携し、職場体験実習の受入や、雇用に対する支援活動を行います。	

⑬安全で安心な学校給食の提供

主な取組	公約 No
(1) 地場農産物の利用と安定的な供給先を確保します。	
(2) 地場産食材への理解と愛着を深めるための生産者・販売事業者等との交流を実施し、給食だよりで児童生徒及び保護者へ食に関する情報を計画的に提供します。	

⑭学校での食育の推進

主な取組	公約 No
(1) 栄養教諭と連携した給食指導・食育授業を実施します。	
(2) 児童生徒が地場産食材や地元加工品への理解と愛着を深めるため、「ふるさと味覚給食」の提供や「ふるさと食材の日」を実施します。	
(3) 児童生徒の要望を取り入れた献立を提供します。	

⑮給食調理施設の適正管理

主な取組	公約 No
(1) 安全な食材の確保、衛生管理の向上及び計画的な設備機械の更新等を行い、安全・安心な給食提供に努めます。	
(2) 突発的な事故等に対応するための非常食を確保します。	

関連公約

- 3-1 ICTの徹底活用で個別最適化した学びの推進
- 3-2 英語をはじめとする検定受検補助の拡充
- 3-3 高校生の就学支援事業の新設
- 3-5 山村留学制度を活用した学びの充実と地域の活性化
- 3-6 コロナ禍でも停滞させない学校・社会教育の実現

主な関連計画

- ◆中札内村教育大綱

2 心豊かに暮らせるまち

3-2-1 社会教育・生涯学習の推進

施策の背景

人生100年時代、超スマート社会（ロボット、AIなど）が到来している中で、将来を担う子どもから豊かな経験と知恵を備えた高齢者まで、すべての村民が生涯を通して豊かに学び、自分を磨き高めるとともに、学びの成果を社会の中で生かすことができる生涯学習の環境づくりが大切です。

めざすべき姿

各世代の課題やニーズに応じた多様な学習機会の充実や自主活動の支援を図り、生涯学習の更なる機運の醸成に努めるとともに、学習の成果を活用できる機会を増やします。

主要な施策

①生涯学習と社会教育活動の推進

主な取組	公約 No
(1) 多様な学習ニーズに応え住民の自主的な学習を支援していくために、「生涯学習自主企画講座」「社会教育活動振興助成事業」の積極的な利用を促進します。	3-4
(2) 生涯学習を始めるきっかけとなる公募講座を開催します。	3-4
(3) シニア世代の学習意欲や社会参加を促していくために「ポロシリ大学」を開講し、長寿社会での学びの充実を図ります。また、学生自らが主体となって学習を進めていけるよう支援します。	3-4
(4) 子どもたちが豊かな心や思いやりを育ていけるよう、ジュニアアウトドアスクールや川越市との交流などの体験事業を実施します。	
(5) 「中札内村共育の日」の理念に基づき、地域・家庭・学校が一体となり、地域全体で子どもたちを育てていくため、地域協働型学校づくり協議会が中心になり、意識啓発の取組を推進します。	3-6
(6) 中札内村子どもの読書活動推進計画に基づき、図書館における児童書の充実や親子が利用しやすい環境づくりを進めるとともに、学校、保育園等の読書活動を支援します。また、時代の変化やニーズに対応するため、情報発信拠点としての蔵書の充実や道内の図書館と連携した広域利用を推進します。	

②社会教育施設の適正管理

主な取組	公約 No
(1) 文化創造センター・上札内交流館などの必要な機器の更新や施設の修繕等を計画的に行います。	
(2) 交流の杜は、適正な維持管理に努め、スポーツ合宿や文化活動などの交流人口の増加を目指します。	

関連公約

3-4 生涯学習を深化させる「学び」の提供

3-6 コロナ禍でも停滞させない学校・社会教育の実現

主な関連計画

◆第8期中札内村社会教育中期計画（平成31年度～令和4年度）

2 心豊かに暮らせるまち



3-2-2 国際・地域間交流の推進



施策の背景

これまで国内交流として、交流都市の富山県南砺市福野地域（旧福野町）や友好都市の埼玉県川越市と地域間交流を進めています。

また、国際交流では、ハワイ州エバ・マカイ ミドルスクール中学生との相互訪問交流を通じて、語学力向上、異文化の相互理解などの国際交流教育を推進しています。

めざすべき姿

市町村交流事業は、今後も相互の資源や特長を活かした交流事業を行うとともに、民間主体の交流事業のきっかけづくりや環境づくりを進めます。

外国の生活習慣や文化の違いを認識し、理解を深めることによって、国際社会に対応できる豊かな人間性の育成を図ります。

主要な施策

①友好都市川越市との交流

主な取組	公約 No
(1) 互いの文化や歴史を学ぶ貴重な体験機会として、中学生の相互交流事業を実施します。	
(2) 川越市と連携した児童生徒の交換絵画作品展を開催します。	
(3) 産業フェスタへの出店参加を継続するとともに、産業・文化分野における住民主体の相互交流を促進します。	

②南砺市（福野地域）との交流

主な取組	公約 No
(1) 生き生き自然体験隊交流事業は、両市村児童の交流と体験を主体とした事業として実施します。	

③国際交流の推進

主な取組	公約 No
(1) 海外への中学生派遣と受入れと、オンラインを含めた交流事業を実施します。	

主な関連計画

◆第8期中札内村社会教育中期計画（平成31年度～令和4年度）

2 心豊かに暮らせるまち



3-2-3 文化・芸術、スポーツの振興



施策の背景



村のキャッチフレーズとなっている「アートの子」づくりを進めていくため、中札内村社会教育中期計画に基づき、感性を豊かにする創造的な活動として、芸術文化活動は重要であり今後も推進していく必要があります。

また、スポーツやレクリエーションを生活に取り入れることで、健康な身体づくりや体力の向上だけではなく、生きがいや生活に潤いをもたらすとともに、住民相互の交流や連帯感の醸成が期待されます。

スポーツの楽しみ方の変化により、団体競技に限らず、個人で気軽に行えるスポーツや健康を目的とした活動も増えてきているため、多様な生涯スポーツの環境づくりを進める必要があります。

めざすべき姿



村民が文化・芸術活動に参加し、次代を担う子どもたちの情操を高めていくことを重点に各種事業を推進します。

誰もが・いつでも・どこでも気軽に参加できる生涯スポーツの環境を進め、健康な体づくりを推進します。

主要な施策



①文化、芸術活動の推進

主な取組	公約 No
(1) 各種文化団体やサークル活動に対して支援を行うとともに、村民主体による文化祭の開催など、発表や活動の場を提供します。	
(2) 住民組織や民間団体との連携を強め、地域全体で文化・芸術の振興を図ります。	
(3) 芸術大学と連携した「子どもアートプロジェクト」、音楽を中心とした「なかさつ音まちプロジェクト」を推進します。	1-3

②文化施設の活用

主な取組	公約 No
(1) 文化・芸術の活動拠点である文化創造センターは、住民主体の企画による活用やハーモニーホールの安定的な機能提供と効率的な運営に努めます。	
(2) 文化創造センター利用者の利便性向上のため、計画的な維持管理に努めます。	

③文化財などの保護・保存

主な取組	公約 No
(1) 広域的な人材の活用に努め、地域の歴史と文化を伝える文化財などの保存・保護を行います。	
(2) 村の景観財産として、国指定の名勝ピリカノカ・十勝幌尻岳のPRに努めます。	

④生涯スポーツ活動の推進

主な取組	公約 No
(1) 村民が生涯にわたりスポーツに親しむことができるよう、ニーズに応じたスポーツの機会の提供や情報発信に努めます。	
(2) 保健事業と連携し、村民の健康な身体づくりにつながるスポーツ講習会や各種教室を開催するほか、四季を通じてスポーツに取り組める環境づくりを進めます。	1-2
(3) 青少年の健全な心身育成のため、スポーツ指導者を養成する講習会や研修会の情報提供や参加支援を積極的に行います。	
(4) 各スポーツ団体やスポーツ少年団の持続的な活動を支援するとともに、相互の協力による村民スポーツ大会の開催、団体間における情報交換の機会をつくります。	
(5) スポーツ振興奨励事業補助金を活用して、各団体の自主的な活動を支援します。	
(6) ピータンスポーツクラブは、会員拡大に向けた事業を行います。	

⑤体育施設の充実と適正管理

主な取組	公約 No
(1) 村民のスポーツやレクリエーション活動の充実のため、各体育施設は利用状況やニーズを把握し、施設環境の維持・向上を図ります。	
(2) 屋外・屋内運動施設の計画的な修繕・改修及び適正な維持管理に努めます。	

関連公約

- 1-2 七色献立プロジェクト(健康ポイント事業等)、地域まるごと元気アッププログラム、社会教育運動事業等における民間事業者と連携した成果重視の施策展開強化
- 1-3 「音まちプロジェクト」を核とし、北の大地ビエンナーレで蓄積した資源をつなぎ、身近に文化のあふれる暮らしの実現

主な関連計画

- ◆第8期中札内村社会教育中期計画(平成31年度～令和4年度)

Ⅰ 未来に種まくまち

4-1-1 農業基盤整備と経営支援

施策の背景

本村の農業は、約7千ヘクタールの耕地面積と恵まれた自然条件を活かした土地利用型農業を展開し、小麦、甜菜、馬鈴薯、豆類を基幹とする畑作と酪農、養鶏、養豚の専門的経営体を主体に、地域複合システム循環農業を提唱して、耕畜連携による有機物の還元を進め、時代を先取りした取組を展開してきました。

また、農業経営の法人化の推進や農業機械センター、酪農ヘルパー利用組合、飼料組合などの営農支援システムの確立による生産コストの低減や省力化などにより、生産の安定と経営規模の拡大が図られ、経営基盤を強化してきました。

世界の食料・農業情勢は、世界総人口の増加や開発途上国の経済成長による需要増加に加え、異常気象の頻発、水資源の制約、土壌流亡など、様々な要因によってひっ迫する可能性があります。

また、アジアを中心に、海外における日本食への関心が一層高まっており、世界の食市場が大きく拡大する中で、我が国の農林水産物や食品の輸出額も増加しています。このような中、農畜産物貿易は、2国間や多国間の経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）を締結する動きが世界各地で急速に増加し、経済のグローバル化が一層進んでいます。我が国は、近年、TPP11協定や日EU・EPA、日米貿易協定などの発効により、世界経済の6割を占めるマーケットの一員となっており、農産物分野での一層の競争力強化が必要となっています。

近年の本村にあっては、主要作物の畑作4品に加え、野菜の作付けも増えており、安定した輪作体系で農業が営まれています。特に枝豆は作付拡大や加工処理能力向上を図り、積極的な事業拡大をしており、これまでの取組が評価され、日本農業賞大賞を受賞するなど、全国から注目を浴びています。

酪農では個体乳量が高い水準にあります。また、経営規模拡大による搾乳ロボットなどの導入が進んでおり、養豚・養鶏では、良質な畜産物の安定生産や高品質な食品づくりによりブランドを確立し、高い評価を得ています。

めざすべき姿

「農業の発展方策」を基本に、農業支援施策の拡充を図りながら、関係機関・団体と連携して本村農業の持続的な発展を目指し、国内外の情勢変化に対応でき、優れた経営感覚を醸成するとともに、安全・安心な農畜産物の生産と環境に優しい農業を展開する豊かで住みよい農村づくりを推進します。

主要な施策

①農業生産基盤の整備

主な取組	公約 No
(1) 計画的な国営・道営土地改良事業や村単独の小規模土地改良事業のほか、多面的な農業振興策に取り組み、生産性向上を推進します。	2-2
(2) 優良な乳用後継牛の確保のため、草地の土壌や植生の診断と計画的な整備改良を推進し、良質な粗飼料の生産確保を図ります。	

②農地の集積・集約化

主な取組	公約 No
(1) 農地の面的集約による農作業の効率化や経営規模の拡大を促進させるため、適正な流動化を進めます。	
(2) 農地中間管理事業の活用による農地の効率的な利用と優良農地の確保を推進します。	

③担い手の育成・確保

主な取組	公約 No
(1) 農業担い手育成センター及び関係機関と連携しながら、新規就農や農業体験実習希望者の支援など多様な担い手の確保を図ります。	
(2) 農業後継者の配偶者対策として、婚活に係る情報提供や、交流、農業を知ってもらう活動等に取り組みます。	

④農業経営体質の強化

主な取組	公約 No
(1) 地域担い手育成総合支援協議会及び関係機関と連携し、栽培技術・飼養管理技術の向上、高収益性新品種の導入、高品質化を図り、農畜産物の安定生産と経営体質の強化を目指した取組を推進します。	
(2) 経営の安定化を図り、持続可能な農業を目指すため、生産性の向上や省力化につながるスマート農業の導入を推進します。	
(3) 多様な経営体を側面から支える営農支援組織の体制強化を図り、利用促進による経費節減や労働負担の軽減を図ります。	
(4) 農薬・化学肥料の適正な使用・管理によるクリーンな農産物の計画生産を推進します。	
(5) 家畜自衛防疫組合と連携を図り、家畜伝染病等の予防や防疫対策の強化を推進します。	

⑤環境と調和した農業の推進

主な取組	公約 No
(1) 地域複合システム循環農業の実践及び今後のあり方の検証、輪作体系の維持など環境保全に効果の高い営農を推進します。	
(2) 農業者及び地域住民が共同で行う農地や水路などの保全管理、質的向上を図る活動を支援します。	
(3) 悪臭の防止・低減対策に取り組むとともに、農業系廃棄物の適正処理を図り、生産現場における環境への負荷の軽減に努めます。	
(4) 耕地防風林の適正な管理により農村環境の保全に努めます。	

⑥付加価値の高い農畜産物づくり

主な取組	公約 No
(1) 地場農畜産物の付加価値向上に向けた取組を推進します。	
(2) 地場産食品の消費拡大を図るとともに、地域ブランドとしてのイメージを高め、安全、安心、良質な農畜産物のPRや販売促進、販路拡大に取り組みます。	

⑦大規模草地育成牧場の運営・整備

主な取組	公約 No
(1) 大規模草地育成牧場の運営に当たっては、指定管理者による哺育・育成施設と連携した効率的な運営体制を確立し、適正な飼養管理に努めます。	
(2) 預託農家のニーズを把握しながら、施設整備や草地更新を計画的に行うことにより、飼養環境の改善を図り、優良な後継牛の育成に努めます。	

関連公約

●●●●●●●●●●

2-2 「元気な畑づくり事業」見直しなど一次産業支援の拡充

主な関連計画

●●●●●●●●●●

- ◆中札内村農業の発展方策（令和4年度～令和8年度）
- ◆中札内村食育・地産地消推進計画（令和4年度～令和8年度）

I 未来に種まくまち

4-1-2 有害鳥獣対策の推進

施策の背景

有害鳥獣による農林業被害、生活環境被害は依然として毎年報告されていることから、村では鳥獣被害防止計画を策定するとともに、村内関係団体と共に有害鳥獣等対策協議会を構成し、国の補助事業を活用しながら駆除等の対策を実施しているところです。

しかしながら、駆除頭数に大きな変化は見られないものの、アライグマの潜在的な増加、エゾシカが平野部に野営する事例の発生、市街地近くのアライグマの出没など、近年までは見られなかった形での鳥獣被害や目撃情報が報告されており、これまでの対策が結果として結びつかない、予期しない変化が起きるといった、自然生物を相手とした施策であるが故の課題が残っています。

また、駆除を主体に実施する猟友会会員は高齢化が進んでいることから、駆除の担い手となる人材の確保・育成が長期的な課題となっています。

村内におけるキツネの個体数増加に伴い、人への感染を未然に防ぐため、エキノコックス駆除事業を導入し春から秋の期間において駆虫薬散布を実施しており、数年の期間における効果が表れています。

めざすべき姿

有害鳥獣対策は、エゾシカや鳥類は生息個体数の調整、ヒグマは人の生活圏からの隔絶、アライグマは地域からの根絶と、獣種によって目的と対策が異なることから、それぞれの獣種と被害の状況などに応じて、駆除以外の方法も視野に入れた複合的な対策を講じるとともに、人と鳥獣などが適切に共存できる生活環境を模索していきます。

エキノコックス駆除事業は、近隣自治体間のキツネの移動が伴うため、広域的な取組として発展・拡大していきます。

主要な施策

① 有害鳥獣対策の取組

主な取組	公約 No
(1) 有害鳥獣捕獲対策支援事業補助金を活用し、農業者を中心とした狩猟免許取得者の増員と猟友会会員の拡大を図るため支援を継続します。	
(2) 獣種や地理的条件によって有効なわなや物品が異なることから、大型箱わなやアライグマ専用くくりわななど、多様な駆除方法の研究に取り組みます。	
(3) 成果の実証されている捕獲方法のほか、駆除以外の音響やドローンなどの機器を用いた鳥獣の追い払い方法による鳥獣被害対策について検討を進めます。	

② エキノコックス駆除対策の推進

主な取組	公約 No
(1) 人への感染源となる、エキノコックスに感染したキツネの個体数が減少傾向にあるため、村における効果的な手法や対策を継続するとともに、広域的な取組と実施に向けた働きかけを進めます。	

主な関連計画

◆中札内村鳥獣被害防止計画

Ⅰ 未来に種まくまち



4-1-3 森林資源の活用



施策の背景



森林は、木材としての利用のほかに水資源の確保、洪水・土砂崩壊などの災害防止、風害防止など生活環境の保全、緑や野生鳥獣を育む憩いの場としての多面的機能を有しています。また、地球温暖化防止機能として重要な役割を果たしており、私たちの生活に大きな関わりを持っています。村では「森林整備計画」に基づき村内の森林を機能別に区分していますが、森林の有する多面的な機能を十分に発揮させるためには、森林の区分に応じた森林整備を継続して実施していくことが必要です。

また、近年、一部の私有林では、間伐等の管理が行き届いていないかったり、造林が進まず、伐採跡地の増加と人工林の減少が課題となっています。資源の保存と循環利用、そして公的機能の十分な発揮のためにも、地域で連携して、計画的な森林管理を進める体制の構築が重要となっています。

今後も、計画的な森林の整備・保全を進めるには、森林所有者及び事業者のみならず、森林の有する多面的機能の効用を享受している地域住民の理解が不可欠です。森林の効用についての普及啓発や「木育」の取組、森林とふれあうの機会の充実等により、森林の整備・保全に対する地域住民の理解の促進に努める必要があります。

めざすべき姿



「森林整備計画」に基づき、地域の特性や森林資源の特徴を生かしつつ、計画的・効果的な植栽・保育、除間伐・伐採事業などの森林整備を実施し、森林の有する多面的機能の維持増進を図ります。

持続的な森林の経営の推進のため、国より創設された森林環境譲与税の財源などを活用し、私有林の適切な管理を図るとともに、担い手の確保・育成を図ります。

親しまれる森林、必要とされる森林を目指し、森林の整備・保全に対する地域住民の理解の促進に努めます。

主要な施策

①多面的機能を発揮する森林づくり

主な取組	公約 No
(1) 健全な森林づくりのため、人工林資源の植栽、保育、除間伐、伐採事業のサイクルによる更新を推進します。	
(2) 国有林は、本村の森林面積の大半を占めていることから、管理する十勝西部森林管理署と情報を共有し、山地災害防止、水源の保全及び自然災害防止のための森林整備を要請します。	

②持続的な森林経営の推進

主な取組	公約 No
(1) 「豊かな森づくり推進事業」や「造林推進事業」に取り組み、森林所有者の森林管理に対する意欲を高めます。	
(2) 十勝地域担い手確保推進協議会等の関係機関と連携し、林業を支える森林担い手の育成に取り組みます。	

③親しまれる森林づくり

主な取組	公約 No
(1) 農家から必要とされる防風保安林の造成を目指し、防風保安林の持つ効果の普及啓発を図るほか、景観等に配慮した樹種の選定や管理に努めます。	
(2) 森林の有する多面的な機能や森林の果たす役割などへの村民の理解と関心を高めるために、森林の効用についての普及啓発や「木育」の推進、村民が森林に触れ合う機会の充実等に取り組みます。	

主な関連計画

- ◆中札内村森林整備計画（令和元年度～令和10年度）

2 人と人を繋ぐ活気あるまち

4-2-1 商工業の振興

施策の背景

本村の商工業を取り巻く環境は、生活様式の変化や消費者ニーズの多様化などにより、村内小規模小売店からの客足離れが進んでいます。また、人口減少と少子高齢化が進行する中で、特に小規模事業者において経営者の高齢化や後継者不在が課題となっています。

このような中、廃業による地域の衰退化を防ぎ、技術やノウハウなどの経営資源を次世代へ引継ぎ、持続的な発展に繋げていくため、事業承継への計画的な取組や、生産性の向上と経営革新を図ることが必要です。また、持続的な商工業の活性化のためにも、事業者が活用しやすい支援体制の充実を図っていくほか、新規起業家への支援や空き家・空き店舗の利活用が必要です。

商工会では、プレミアム商品券の発行など各種事業に取り組んでいますが、消費動向の偏りといった課題もあるため、村内消費の拡大に向けたさらなる施策が求められています。また、経営発達支援計画による小規模事業者の経営状況分析や、事業者に寄り添った伴走型の経営指導・助言、販路開拓に向けた技術や知識・経験の取得などの支援に取り組む必要があります。

新型コロナウイルス感染症が世界規模で流行し、経済活動に大きな影響を及ぼしていることから、影響を受けている事業者への資金繰り支援のため、融資制度や補助制度の利用促進を図るほか、感染症を予防しながら営業できる体制づくりの支援を図る必要があります。また、アフターコロナを見据えた国際化と情報化に対応するため、キャッシュレス決済の導入の取組を検討する必要があります。

村外から進出した企業・小規模事業者においては、比較的安定した経営が行われ村内の雇用や人口流入が進んでいる一方で、村内での雇用の場が限られていることから、雇用の安定と環境の整備が求められています。

めざすべき姿

社会情勢や経済状況の変化に対応するため、商工会と連携を図り小規模事業者への支援に取り組み、村内商工業のにぎわいを創出します。

雇用の拡大や地域の活力を増進するため、優遇制度など支援体制を確立し、地域に根付く企業立地を促進します。

主要な施策

①経営体質の強化

主な取組	公約 No
(1) 商工会と連携し、商工業者の経営安定化と事業承継に向けた支援を行います。	
(2) 商工会と連携し、村の融資制度の活用による経営基盤の強化を図るとともに、国及び道制度の活用を推進します。	

- | | |
|--|--|
| (3) 商工会が行う経営発達支援などを通じ、商工業者の情報化や国際化に寄与する取組を推進します。 | |
|--|--|

②地域商工業の活性化

主な取組	公約 No
(1) 商業活動の活性化を促進するため、商工会の活動を支援します。	
(2) 商工会と連携し、魅力あふれる企画やイベントを支援することで、村内購買を高め、商工業の活性化を図ります。	2-7
(3) 民間事業者の新規出店等を支援することで、事業者と連携したにぎわいづくりを推進します。	
(4) 地場資源の付加価値向上と地域産業との連携により、地場産品のブランド化を推進します。	

③村内のにぎわいづくり

主な取組	公約 No
(1) 魅力ある商業空間、地域のコミュニティ、まちなかにぎわいづくりなどの視点で、多世代が利用できる場を創出します。	1-5
(2) 観光客の中心市街地への誘導や、道の駅をはじめとした地域資源との連携に努めます。	

④企業立地の促進

主な取組	公約 No
(1) 自然環境・農村景観に配慮した立地を促進します。	
(2) 優遇制度の見直しや周知徹底を図り、施設や環境の整備を支援します。	
(3) クラウドファンディング型ふるさと納税の活用による企業支援を行います。	2-1

関連公約

- 1-5 農村環境改善センター周辺ゾーンの福祉交流拠点化
- 2-1 ふるさと納税制度の徹底活用
- 2-7 コロナ禍を力強く乗り越える経済振興策の展開

主な関連計画

- ◆経営発達支援計画（令和3年度～令和7年度）

2 人と人を繋ぐ活気あるまち

4-2-2 観光・交流の振興



施策の背景

本村の観光は、全国的に有名な民間観光施設が所在するほか、十勝管内で人気の高い道の駅なかさつないや、日高山脈の麓に位置する札内川園地など、多くの観光資源に恵まれています。

本村の観光入込客数は令和元年度に95万7千人を記録しましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少しました。

こうした社会情勢が激変する中で観光トレンドも変化し、都市部では、リモートワークの普及に伴い、ワーケーションやブレジジャーなど新しい旅のスタイルも生まれており、村内の民間観光施設と連携し、村の観光資源を活かした滞在型観光の推進に取り組む必要があります。

今後は、アフターコロナを見据え、観光協会や商工会と連携し新たな誘客に取り組んでいく必要があるほか、将来的な観光需要の拡大を見据え、外国人観光客等の受入体制づくりも準備していく必要があります。また、高速道路やとかち帯広空港とのアクセスの良さといった地理的優位性を活かし、空港や南十勝の関係自治体との広域連携により、新たな観光客の誘致に繋げる必要があります。

本村の「花のむらづくり」活動は、これまで村の重要な観光資源として広く周知され、花フェスタ事業などを行っていますが、今後は課題となっている植栽管理を含めた担い手対策の改善を図る必要があります。

札内川園地は、日高山脈の国立公園化の好機を活かし、キャンプ人口の増加やアウトドア観光の拠点として魅力向上を図る必要があります。

めざすべき姿

本村は、観光情報発信拠点である道の駅を中心に、日高山脈や札内川といった豊かな自然環境、民間観光施設、花のむらづくり、安全で良質な農畜産物など、多様な観光資源に恵まれていることから、情報発信と滞在型観光の推進に取り組み、交流人口の増加に繋がります。

主要な施策

①観光資源の活用と受入体制づくり

主な取組	公約 No
(1) 自然環境を活かし、農業、食、民間観光施設等と連携することで、外国人観光客を含む観光の多様化に対応できる受入体制づくりを推進し、交流人口の増加を図ります。	
(2) 地域資源である「花のむら」を継続させるため、持続可能な花づくり体制を構築し、美しい村としての景観づくりを推進します。	
(3) 新たな観光事業（ワーケーション等）を推進し、体験型・滞在型観光の充実を図ります。	
(4) 高速道路網の延伸やとかち帯広空港に近いという地利的優位性を活かし、南十勝の自治体や民間施設等との広域連携により、道外客・外国人観光客など新たな観光客誘致に取り組みます。	
(5) 日高山脈を村の貴重な資源として、保護と利用の両立を図りながら魅力発信を行い、観光振興に繋がります。	

②観光基盤の整備

主な取組	公約 No
(1) 道の駅なかさつないは、村の魅力発信の拠点施設として、村民や観光客が気軽に立ち寄れる憩いの場となるよう、情報発信機能の充実を図ります。	2-3
(2) 札内川園地は、日高山脈の国立公園化の好機を活かし、新たなアウトドアなどの拠点として更なる魅力向上のため、山岳センターの施設設備機能の充実を図ります。	2-4
(3) 観光振興事業の拠点となる観光協会は、観光情報発信機能の中核として、村の魅力と観光資源を効果的に発信し、特色ある観光振興に取り組みます。	2-5

関連公約

- 2-3 道の駅の機能強化による観光ハブ戦略の推進
- 2-4 「日高山脈襟裳十勝国立公園(仮称)」指定の戦略資源化
- 2-5 中札内村のブランド価値を高めるイベントの構築

主な関連計画

- ◆中札内村観光基本方針（平成 30 年 4 月）

2 人と人を繋ぐ活気あるまち

4-2-3 移住・定住の促進

施策の背景

村への移住・定住を促進するため、住宅に関する支援制度や子育てに関する支援制度を整えてきています。また、民間アパート情報や空き家、空き地情報の収集に努め、「空き家バンク」として取組を進めています。

村所有の分譲地が完売し、中札内村に住みたいが宅地分譲地がないといった声があり、用地確保の課題があります。

めざすべき姿

移住を考えている方に「中札内村に住みたい」と思ってもらえるよう、移住に関する適切な情報を収集・発信します。

地域住民に「いつまでも住み続けたい」と思ってもらえるよう、定住施策を進めます。

主要な施策

①移住・定住の促進

主な取組	公約 No
(1) 村に移住された方の意見を参考にして、移住相談ワンストップ窓口の充実を図り、希望者の意向に添った移住相談・支援を行います。	
(2) 新たな移住・定住の推進や支援制度の検証を行い、移住促進奨励金、中札内スタイル住宅建設奨励金、定住促進奨励金や民間賃貸住宅家賃助成の支援を行います。	
(3) ホームページによる空き地・空き家の情報、民間アパート情報や各種住宅支援制度など暮らしや住まいに関する情報を提供します。	
(4) 空き地・空き家は流動化が図られるよう対策を講じます。	
(5) 東京23区内から北海道への移住者を対象とした UIJ ターン新規就業支援事業を北海道と協働で実施します。	

②宅地分譲地の造成

主な取組	公約 No
(1) 宅地分譲の整備に向けた用地確保に努めます。	1-6

関連公約

1-6 村の元気を維持する新たな分譲宅地の造成

主な関連計画

◆中札内村まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）

3 生き生きと働けるまち

4-3-1 雇用促進、就業環境の整備

施策の背景

有効求人倍率は令和元年12月頃までは緩やかに上昇したものの、その後の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全国平均で1.02（対前年比△0.28）と下降傾向にあります。ハローワーク帯広所管の範囲においては1.16（対前年比0.02）と比較的安定していますが、求職者の多い「事務職」や「軽作業」は有効求人倍率が低いなど、未就業者や短期間就業者、非正規労働者の増加要因があると考えられます。

本村では、特に雇用状態が不安定な季節労働者の通年雇用化の取組として、帯広・南十勝通年雇用促進協議会と連携した雇用相談窓口の開設や職業訓練講習会の開催等に取り組んできました。

また、村独自の取組として、季節労働者支援対策として冬期間における季節労働者の就労支援、労働者の福利厚生や生活安定のため福祉資金融資を行っています。

めざすべき姿

ハローワークと連携した幅広い雇用情報の提供、帯広・南十勝通年雇用促進協議会との連携による通年雇用化に向けた継続的な取組により、労働者の生活の安定を図ります。

企業誘致や起業支援による新たな雇用機会の創出により、地域内における雇用の場の確保と就業環境の整備に取り組みます。

主要な施策

①雇用の確保と労働環境の整備

主な取組	公約 No
(1) 村内事業所での雇用の確保・拡大と継続雇用の環境づくりを進めます。	
(2) 勤労者福祉資金貸付制度により、労働者の突発的な支出を援助するなど、生活安定化に繋げます。	
(3) 労働者の安全と生活の安定化のため、労働条件の改善や福利厚生の充実に向けた啓発を行います。	
(4) ハローワークや帯広・南十勝通年雇用促進協議会などの関係機関と連携し、情報提供と雇用促進に向けた有効な取組を進めます。	
(5) 地域活性化と新たな雇用機会の創出のため、企業誘致や起業支援に係る制度・施策の情報提供に努めます。	
(6) 季節労働者の冬期就労支援として、就労機会の確保と提供に努めます。	

②労働福祉の充実

主な取組	公約 No
(1) 村内事業所における現状把握に努めながら、職場単位による健診体制・予防対策など労働者福祉の体制づくりを進めます。	

Ⅰ 環境に優しいまち

5-1-1 総合的な土地利用の推進

施策の背景

村民の生活環境の向上と村の発展のため、自然環境や景観との調和を保ちながら総合的かつ計画的に将来を見据えた土地利用を図る必要があります。

めざすべき姿

市街地の空洞化対策や未利用地の有効活用を図り、自然環境や美しい景観に配慮した土地利用を推進します。

民有地の空き地・空き家は、情報収集に努め、迅速な情報発信と利活用を促します。

主要な施策

①総合的、計画的な土地利用の推進

主な取組	公約 No
(1) 自然との共生を基本とした土地利用を推進するため、必要に応じて土地利用計画を見直します。	
(2) 未利用村有地の利活用を図るとともに、必要に応じて適正な処分を進めます。	
(3) 民有地の空き地・空き家状況の把握に努め、流動化を促進します。	

主な関連計画

◆中札内村土地利用計画（平成27年度～）

I 環境に優しいまち

5-1-2 自然環境の保全と景観形成

施策の背景

本村は、雄大な日高山脈や清流札内川を背景に基盤の目に広がる農地と耕地防風林など美しい自然や農村景観に恵まれており、今後もこの貴重な財産を守り育てるため、2001年に「豊かな自然を未来につなぐふるさと景観条例」で掲げた村の美しい景観への誇りと次代への継承を共通認識としています。

また、2016年に景観や環境、文化を守り美しい景観づくりを進めるNPO法人「日本で最も美しい村」連合に加盟しています。

環境問題では、地球温暖化の進行による異常気象など地球環境への影響、化石燃料の資源枯渇への対応として、国がカーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めており、環境にやさしい再生可能エネルギーの有効活用が求められています。

めざすべき姿

「日本で最も美しい村」連合との連携や村民が景観に関して主体的に活動できる環境づくりを進め、自然と共生する村を目指します。

また、カーボンニュートラルに向けた地球温暖化対策として、公共施設における省エネや再生可能エネルギーの利用を促進します。

主要な施策

① 自然環境の保護・保全と景観づくりの推進

主な取組	公約 No
(1) 自然環境の保護・保全のため、環境への負荷軽減対策に取り組み、自然と調和した事業を展開します。	
(2) 村民や事業者等と「豊かな自然を未来につなぐふるさと景観条例」の理念を共有し、本村の美しい景観を次代へ継承するため、より実効性のある景観づくりを推進します。	
(3) 「日本で最も美しい村」連合加盟町村と連携し、村内外に魅力を発信し、景観に配慮した美しい村づくりを推進します。	1-1
(4) 「グリーンウォークマップ」や SNS 等あらゆる媒体を活用し、本村の景観の魅力を発信します。	
(5) 屋外広告物設置者への理解活動に努めながら、一定のルールの下、統一看板への集約を推進します。	
(6) 美しいふるさとづくり事業などの支援制度の活用を促し、ファームサイン設置や植樹事業を推進します。	

② 地球温暖化防止に向けた取組

主な取組	公約 No
(1) 今後の公共施設の改築等において、再生可能エネルギーの活用に努めます。	
(2) 公共施設等の LED 化を進め、二酸化炭素の排出を抑制します。	
(3) 公共施設等の地球温暖化対策を周知するとともに、村内事業所に対して温暖化対策の取組を呼びかけます。	

関連公約

1-1 「日本で最も美しい村」連合広域事業(ビューティフルデー)推進など環境美化参加機会の創出で、持続可能性を求める村民意識の醸成

主な関連計画

◆第3期中札内村地球温暖化対策実行計画(令和元年度～令和5年度)

Ⅰ 環境に優しいまち

5-1-3 環境衛生・美化対策の充実



施策の背景

平成12年度に他市町村に先立って家庭ごみ処理の有料化を行い、併せて生ごみの資源化や資源ごみの無料回収を行ってきた結果、村民1人あたりの年間ごみ排出量が北海道廃棄物処理計画内の目標値を既に下回っており、ごみの減量及び資源リサイクルの意識は相応の程度において住民に浸透していると考えられます。

しかしながら、ごみの排出量だけでは評価できない問題として、ごみステーションの適正管理や不適切に分別されたごみ回収への対応、ごみ収集に係るコスト面での問題、ポイ捨てや不法投棄など、いくつかの課題が残されている状況にあります。

し尿処理に関しては、適正な回収のもと十勝圏複合事務組合の処理施設において共同処理しています。

環境美化活動では、「日本で最も美しい村」を冠に掲げ村民参加によるごみ拾い活動を進めるとともに、ボランティアごみ袋の無償配布を開始するほか、地域の公園等の花壇づくりを奨励し、生活環境の美化を図っているところです。

火葬場は経年劣化による破損等が見られることから、必要に応じて工事・修繕等を実施しながら設備の維持に努めていますが、墓地利用に関しては新規の利用申込みが低迷している状況にあります。

めざすべき姿

廃棄物処理については、処理量に応じた処分料が必要であるほか、最終的に埋め立てする処分地は将来に亘る広域的な問題・課題に結び付くことから、生ごみの資源化、古着古布の再資源化、小型家電の無料回収などを利用することで搬出減量や処分費用を低減させる取組を進めます。

し尿処理については、下水道整備と合併処理浄化槽の普及による汲み取り処理件数の減少が顕著であるものの、一定の処理件数が残っています。合併処理浄化槽の増加に伴い汚泥処理量が増加することを考慮したうえで、適正な受給者負担のもと適正に処理します。

環境美化活動については、村主催の一斉清掃活動や、自主的な清掃活動によって出た廃棄物に関しては無料で回収するなどの取組を契機として、村民一人ひとりが自発的に環境美化に取り組む意識を醸成していくことを目指します。

火葬場については、適正な維持管理による施設の長寿命化を図るとともに、墓地を含めた周辺の環境整備に努めます。

主要な施策

①適正なごみ処理・廃棄物処理対策の実践

主な取組	公約 No
(1) ごみの減量化や資源リサイクルを推進するため、有効な処理方法を随時検討していくほか、ごみの分別・排出方法の徹底や再資源化に関する様々な取組について分かり易く周知し、更なる住民意識の高揚を図ります。	
(2) 十勝圏複合事務組合が運営する広域的なリサイクル施設を利用し、資源ごみの再資源化の取組を促進します。	
(3) 行政区と周辺住民の協力により、ごみステーションの適切な管理に努めます。	
(4) 排出者（住民・事業者）、処理者（一般廃棄物処理業許可業者）の双方に対し適正な廃棄物処理について指導を行います。	
(5) し尿及び浄化槽汚泥は、持続的な適正処理を目指して低コストかつ排出者負担増を抑えた回収方法を検討のうえ、広域処理施設へ搬出し適正に処理します。	

②悪臭防止対策

主な取組	公約 No
(1) 住民・事業者における悪臭対策のため、ルールやマナーの啓発に努めるほか、農業者による堆肥の保管・散布についてルールの徹底などに取り組みます。	

③環境美化の推進

主な取組	公約 No
(1) 環境美化に対する住民意識の高揚を図り、自主的な環境維持・環境美化への取組を推進します。	1-1

④火葬場・墓地の適正管理

主な取組	公約 No
(1) 火葬場の施設・設備について、適切な維持管理と敷地内の環境整備に努めます。	
(2) 墓地の適正管理と環境美化に努めます。	

関連公約

1-1 「日本で最も美しい村」連合広域事業(ビューティフルデー)推進など環境美化参加機会の創出で、持続可能性を求める村民意識の醸成

主な関連計画

◆第2期中札内村ごみ処理基本計画

2 快適で住みよいまち

5-2-1 道路、交通環境の整備

施策の背景

本村の道路網は、広域幹線道路の国道236号線をはじめ、道道5路線や高規格道路帯広・広尾自動車道（帯広市～忠類大樹区間）が整備されています。

国道関係では、近年の車両大型化や高速化、交通量の増大などが進み、重大事故につながる危険性が懸念されていることから、交通状況や将来的な交通体系を勘案し環境及び景観に配慮した道路整備を要請する必要があるほか、道道関係では、全線において歩道を含めた安全性確保に向けた補修、改修や環境・景観に配慮した維持管理についても要請する必要があります。

また、歩行者の安全性確保に伴い老朽化した歩道の整備を継続して要請していくほか、主要道道静内・中札内線の未供用区間の適切な維持管理や安全対策などについても引き続き要請する必要があります。

国道及び道道の老朽化は喫緊の課題であり、継続的な維持、補修の実施を要請していく必要がある一方で、劣化により大きな影響を及ぼす橋梁保全整備についても要請する必要があります。

村道関係では、快適な生活環境の基盤となる生活路線の整備及び維持を推進していくとともに、道路交通の円滑化と安全性のため、幹線道路の整備に努めます。

また、冬季間の除排雪作業は、日常生活の基盤となる道路の安全、安心確保に重要であることから、更なる住民に優しい除雪サービスを推進するとともに、住民の除排雪作業に対する理解度を高める必要があります。

公共交通機関である十勝バス広尾線は、生活路線バスとして国や道、沿線自治体からの補助金により運行を維持していますが、利用客減少により沿線自治体の負担額が年々増加しています。

村内の暮らしの足の確保として、平成28年10月からコミュニティバスくるくる号を運行しており、農村部の利用率が低調なことから、利便性向上が求められています。

めざすべき姿

道路整備は、効率的かつ効果的な事業効果発現のため、整備計画の立案及び事業実施を推進します。また、除排雪作業においては、住民に優しい除雪を推進するとともに、安全、安心な生活路線の確保に向けて、除雪サービスの充実を図ります。

交通環境の整備は、南十勝町村など関係機関と連携した利用促進に向けての取組を行い、生活路線バスを維持するとともに、車を所有しない方や高齢者の交通の不便さを解消すべく、コミュニティバスの利便性向上を追求していきます。

主要な施策

①道路の整備

主な取組	公約 No
(I) 国道 ア 地域環境や景観に配慮した草刈り等の適期維持管理実施を要請します。 イ 冬期の安全、安心な路線確保のための除雪管理体制の充実を要請します。 ウ 老朽化した歩道などの改修及び補修を要請します。	

(2) 道道	
ア 周辺環境に配慮した草刈り等の適切な道路維持管理を要請します。	
イ 老朽化した歩道などの改修及び補修を要請します。	
ウ 一般道道上札内・帯広線上札内橋架替工事の早期完了を要請します。	
エ 主要道道静内・中札内線の供用区間の維持管理や安全対策など適切な対応を要請します。	
(3) 村道	
ア 主要幹線道路の通行性や安全性を確保するため、舗装面の補修、再整備を推進します。	
イ 生活路線となっている未舗装道路及び防塵処理道路の補修、再整備を推進します。	
ウ 景観に配慮した環境整備、道路維持に努め「安全で美しい道路づくり」を推進します。	
エ 橋梁長寿命化計画に基づき、安心、安全な交通体系の確保のため橋梁点検整備を推進します。	
オ 地域住民参加の協力体制を確立し、環境に配慮した維持管理を推進します。	

②冬期交通の確保

主な取組	公約 No
(1) 冬季間の安全・安心な生活路線を確保するため、住民に優しい除雪方法の調査研究を行い除雪サービスの向上を図ります。	
(2) 住民へ配慮した除雪を行う為に、出勤方法や路線対応の検証を行い、除雪体制の確立に努めます。	

③交通機関の確保

主な取組	公約 No
(1) 十勝バス広尾線の維持のため、沿線自治体やバス事業者と連携し、利用促進や効率的・効果的な運行に取り組みます。	
(2) 高齢者の外出支援と外出機会を助長するとともに、唯一の公共交通である路線バスの利用を促す目的で、年齢要件（満 70 歳以上）以外の制限を設けずバス運賃を助成します。	
(3) コミュニティバス「くるくる号」は、利用者ニーズに応じた運行ルート・ダイヤの見直しを行うとともに、利用促進に向けた説明会や試乗体験などの取組を進めます。	
(4) 公共交通に対するニーズを把握し、一定の距離にバス停等がない公共交通空白地域に対する方策の検討を進めます。	
(5) 北海道をはじめ十勝地域公共交通活性化協議会の構成市町村と連携を深め、地域公共交通計画を策定し、公共交通の利便性向上に取り組みます。	

主な関連計画

- ◆中札内村舗装個別施設計画（平成 31 年度～令和 4 年度）
- ◆中札内村生活交通ネットワーク計画（平成 27 年 8 月～）

2 快適で住みよいまち

5-2-2 水道・下水道の整備

施策の背景

水道事業について、更別村との共同施設である取水施設、導水管、南札内浄水場は建設後45年以上が経過し、老朽化が進んでいます。今後の水需要、近年の異常気象、災害、維持管理などを踏まえ、十勝中部広域水道企業団から全量受水、または自己水源施設の更新等、時代の移り変わりを考慮した比較検討を実施し安心安全な水道施設に更新していくことが必要です。また、全体の水需要については工場用水が増加傾向にあり将来水不足が予想され対応が必要です。

下水道事業については十勝において近年の状況から大地震が予想され耐震診断等の災害対策を進めるとともに浄化センター機器類の老朽化が進み計画的な更新工事、さらには広域的な連携が必要になってきています。

めざすべき姿

水道事業については、安全で安心な水を安定して供給するため、今後の取水(受水)方法を検討し機器・配管等更新の計画を策定します。下水道事業についても安定した浄化機能を維持するためストックマネジメント計画に基づき更新工事を実施します。

主要な施策

①水道施設の中期的な更新計画策定

主な取組	公約 No
(1) 持続可能な水道事業を目指し資産管理（アセットマネジメント）を実施し中期的な更新計画を策定します。また、将来の施設更新に備え企業会計への移行により経営の健全化に努めます。	
(2) 中札内村水需要の増加に伴い十勝中部広域水道企業団からの受水量または自己水量増の比較検討を行い、配水量の増量を計画します。	

②計画的な下水道施設の更新

主な取組	公約 No
(1) 下水道機器の更新には多額の費用が必要となることからコスト縮減のためのストックマネジメント計画に基づき、効率的な機器更新と近年予想されている大地震対策として耐震診断を実施し耐震化を進めます。また、将来の施設更新に備え企業会計への移行により経営の健全化に努めます。	

③合併処理浄化槽事業の推進

主な取組	公約 No
(1) 定住促進及び快適な住環境向上のため、合併処理浄化槽の設置を支援します。	

主な関連計画

- ◆中札内村簡易水道事業認可（令和3年度～）
- ◆中札内特定環境保全公共下水道事業計画（令和3年度～令和7年度）
- ◆下水道事業ストックマネジメント計画（令和2年度～令和6年度）

2 快適で住みよいまち

5-2-3 公園・緑地・河川の整備



施策の背景

公園や緑地は、スポーツ、レクリエーション、交流の場としての機能だけではなく、二酸化炭素を吸収し温暖化を防止する環境保全機能や、防災対策上の避難場所として重要な役割を果たしていることから、住民に親しまれ魅力ある公園として、周辺環境に配慮した整備、維持管理及び利用促進を図る必要があります。

本村が管理する河川の整備については、周辺自然環境に十分配慮するとともに、近隣流域市町村が一体となった環境保全活動を推進する必要があります。また、国及び北海道管理河川についても適切な維持管理の実施を要請する必要があります。

めざすべき姿

公園、緑地は村民の憩いの場所や緊急時の避難場所として、住民の声を反映した心安らぎ親しみのある多機能な整備を推進します。また、周辺環境に配慮した河川の保全活動や計画的な維持補修を推進します。

主要な施策

①公園・緑地などの保全と利活用

主な取組	公約 No
(1) 自然や緑地と調和した、親しみやすく心安らかな憩いの場として、住民の声を反映した公園づくりを推進します。	
(2) 周辺環境や景観に配慮した樹木等の管理など、公園・緑地の適切な保全に努めます。	
(3) 遊具施設の定期的な巡視により健全化を図り、適正管理に努めます。	

②自然環境・景観の維持保全

主な取組	公約 No
(1) 「美しい村」を象徴する自然環境（緑地、樹木等）の適切な保護・保全に努めます。	

③河川整備と環境保全

主な取組	公約 No
(1) 河川整備については、定期的な施設点検を実施し機能状況を適切に把握するとともに、自然と調和した保護・保全及び河川整備を推進します。	
(2) 河川の維持管理については、河川愛護組合や多面的機能支払交付金事業による活動組織など地域住民との協力を確立します。	

④広域事業の推進

主な取組	公約 No
(1) 札内川の水質を守るため、河川流域市町村が一体となった環境保全活動や親水事業に積極的に参加するなど、広域的な保全・保護活動を推進します。	

主な関連計画

◆中札内村公園整備基本計画（令和3年度～令和12年度）

2 快適で住みよいまち

5-2-4 住宅環境の整備



施策の背景

中札内らしい、景観に配慮した緑豊かで美しい住宅・住環境の形成に向けた「中札内スタイル住宅」の建設を推進し、心地よく、ゆとりのある暮らしと魅力ある個性的な住文化の実現に取り組んでいます。

公営住宅の整備では、新たな「中札内村公営住宅等長寿命化計画」を策定し、計画的な公営住宅の長寿命化改善を図り、居住環境の向上や予防保全的な維持管理を行い、ライフサイクルコストの縮減が必要であります。

めざすべき姿

中札内村に住んでいる、これから住みたいというあらゆる世代の方が、ライフスタイルの変化に応じた安全・安心な暮らしを実現できる住まい環境づくりを目指します。

主要な施策

①個性ある住文化の実現

主な取組	公約 No
(1) 中札内らしい緑豊かで美しく安全で快適な居住環境の実現に向け、中札内スタイル住宅の建設を推進します。	
(2) 中札内スタイル住宅建設基準について、北方型住宅の登録基準との整合を図り、質の高い住宅建設を推進します。	

②良質な住宅の形成

主な取組	公約 No
(1) 新たな公営住宅長寿命化計画に基づき、公営住宅等の適切な管理戸数を設定し、公営住宅の外部仕上改修による長寿命化改善を図り、居住環境の向上や予防保全的な維持管理を行います。	
(2) 良質な住宅に長く住み続けるため、住宅性能向上に関するリフォーム費用助成について、国の支援対策の啓発を図り、民間住宅の耐震対策とリフォームを促進します。	

主な関連計画

◆中札内村公営住宅等長寿命化計画（平成25年度～令和4年度）

3 安全に暮らせるまち



5-3-1 防災対策の推進



施策の背景

近年、全国各地で想定を超える大規模災害が毎年発生しています。

本村においても台風、豪雪、ブラックアウトなどの各種災害時に対策本部を設置して、避難者への食料提供や必要電力の確保など避難所の運営を行ってきています。

治山・治水対策は、未然の防止対策が国及び北海道で管理する河川で実施されていますが、今後も流域関係市町村と連携を図りながら、各河川管理者に対し河川改修等の抜本的な対策の要請が必要です。

また、本村が管理する普通河川整備についても、周辺環境及び景観に配慮した保全、保護活動を推進するとともに、機能低下した河川、明渠排水路については農業災害等防止のため、計画的な維持補修を行うなど機能回復の取組が必要です。

めざすべき姿

村民生活を災害から守るため、河川の保全活動を含めた計画的な維持補修を推進していくとともに、村民と災害に関する知識の共有を図り、一人ひとりの防災意識や行政区等の自主防災機能を高め、自分の身は自分で守り（自助）、地域で助け合う（共助）ことができる災害に強いまちづくりを目指します。

主要な施策

①地域防災力の強化

主な取組	公約 No
(1) 災害対応能力の向上を図るため、国及び北海道の関係機関と協力した総合防災訓練や防災研修を実施します。	1-4
(2) 避難行動要支援者の救援を行うため、共助・公助の体制づくりを強化します。	1-4
(3) 行政区や住民団体の会合において防災に関する講座を行い、自主防災機能を高めます。	1-4
(4) 日頃から防災に対する心構えができるよう、小中学校における防災教育を実施します。	1-4
(5) 防災情報無線や防災メール・SNS による迅速な防災情報の伝達を行います。	1-4

②治山・治水対策

主な取組	公約 No
(1) 災害の未然防止対策や札内川ダム及び西札内防災ダムの関連施設等における機能保全向上を図るなど、関係機関と連携を図り、治山・治水及び防災対策を推進します。	
(2) 戸蔦別川の流向安定を図るためにも護岸、護床等の保全工事を含めた河川改修を関係機関に要請するほか、支流河川整備についても連携して計画的な整備を推進します。	

関連公約

1-4 「災害に強い村」を維持・推進する施策展開

主な関連計画

- ◆中札内村地域防災計画
- ◆中札内村強靱化計画

3 安全に暮らせるまち

5-3-2 消防・救急体制の充実



施策の背景

超高齢社会や人口減少社会の到来、災害の多様化・激甚化など社会情勢の変化に迅速かつ的確に対応する消防組織体制の強化を目指すとともに、とかち広域消防局及び消防団組織との協力体制を強固なものとし、地域住民の安全・安心を守る消防体制を築いく必要があります。

めざすべき姿

消防広域化のスケールメリット(災害の内容や規模により必要な人員や車両が近くの消防署から出動します)を生かし、災害時に対応できるよう効率的・効果的な消防・救急体制の整備を進めます。

また、平時においては火災等の発生を未然に防ぐための予防啓発や立入検査、近隣消防署や消防団などと連携した訓練を行っていきます。

主要な施策

①消防、救急体制の充実

主な取組	公約 No
(1) 消防広域化のメリットを生かした、効率的な消防体制の整備に取り組みます。	
(2) 老朽化している消防車両の整備を計画的に進めます。	
(3) 北海道救急業務プロトコル(実施手順)に基づき、必要な資機材を導入し、救急業務の高度化に取り組みます。	
(4) 救命率の向上のため、村内事業所等における AED の設置及び救命講習会の普及啓発促進に取り組みます。	
(5) 多数傷病者、自然災害等、多様化した災害に迅速かつ的確に対応する消防活動能力の充実強化を図ります。	
(6) 消防署と消防団の連携を深め、各種訓練を実施し消防団活動の向上を図るとともに団員の入団促進、消防団の育成支援に取り組みます。	
(7) 火災から身を守るため、住宅用火災警報器の設置と更新促進に取り組みます。	
(8) 災害弱者への対応など地域における火災予防の啓発に取り組みます。	
(9) 危険物施設からの事故防止のため、危険物安全協会の活動推進に取り組みます。	

主な関連計画

- ◆とかち広域消防局広域化消防施設・設備整備計画
- ◆とかち広域消防局消防力の基準

3 安全に暮らせるまち



5-3-3 防犯対策の推進



施策の背景



近年、北海道の交通事故による死者数は減少傾向にあるものの、高齢者による交通事故が被害者・加害者ともに増加傾向にあります。十勝管内においても、交通死亡事故の過半数が高齢者という状況にあり、加齢による身体能力の低下や無謀な道路横断などが要因とされます。

また、地方で生活をするうえでは自動車は欠かすことのできない交通の足であるため、高齢者の運転による交通事故抑止に向けた取組が求められています。

防犯については、車上狙いや窃盗などの犯罪のほか、悪徳業者による詐欺被害の消費者相談は増加しており、内容も年々多様化、複雑化しているため、それに対応する事が求められています。

さらに、相談事例以外にも表面化していない被害や消費者を取り巻く問題も潜在していると考えられることから、今後も専門的な相談員の育成を図り、啓発活動の強化や相談しやすい環境づくりを行う必要があります。

めざすべき姿



学校・老人クラブなどと連携して交通安全啓発活動を実施し、子どもから高齢者まで交通安全意識を高めます。

自分の身は自分で守る行動を取れるよう地域の防犯意識を高め、住みよい地域社会を目指します。

主要な施策



①交通安全対策の推進

主な取組	公約 No
(1) 村内各小学校、コミュニティスクールや老人クラブにおいて、交通安全教室を行うなど交通安全の注意喚起を実施します。	
(2) 交通安全指導員、帯広警察中札内駐在所と連携を図り、児童・生徒の通学路における街頭啓発を期別ごとに実施します。また、交通安全指導車による巡回・啓発を実施します。	
(3) 高齢者に対し、安全装置機能付き自動車の利用促進を図るとともに、安全運転に向けた講習機会を提供します。	



(4) 地域の要望による危険箇所の調査・確認を行い、警察への要請や注意喚起看板を設置します。	
(5) 地域安全推進協議会の「通学路安全推進部会」を中心に通学路の安全確保や交通安全危険箇所を調査するとともに、危険箇所については警察等関係機関に対して標識等の設置を要請します。	

②防犯体制の強化

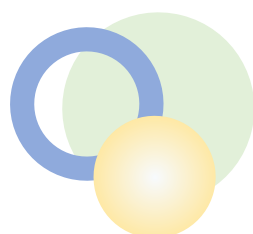
主な取組	公約 No
(1) 帯広警察中札内駐在所だよりを各行政区に回覧で周知します。また、子ども安心メールを活用して、児童生徒の保護者向けに不審者情報などの情報を提供します。	
(2) 帯広警察署による青色防犯パトロール講習会を受講し、学校職員と連携して防犯パトロールを実施します。	
(3) 公共施設等に「子ども110番の家」運動を実施するのぼりを掲揚し、地域の防犯意識を高めます。	
(4) 地域安全推進協議会の「地域消費者被害防止部会」を中心に防犯の注意喚起や防犯パトロールを実施します。	

③消費生活相談体制の充実

主な取組	公約 No
(1) 多様化、複雑化する消費者問題に対応するため、消費者協会を核とした相談体制の強化充実を図るとともに、専門的知識を有する相談員の配置・育成を進めます。	
(2) 地域の身近な相談窓口として、気軽に相談が受けられる環境を整えます。	

④啓発活動の強化

主な取組	公約 No
(1) 消費者協会と連携し、日常的な消費者教育・啓発活動に努めます。	
(2) 中札内消費者協会や中札内村地域安全推進協議会が連携し、地域住民に対する消費者被害を未然に防ぐための取組や啓発活動に努めます。	
(3) 村広報紙やホームページ等により、広く消費者情報の提供に努めます。	



資料編

資料1 村長公約「優しく穏やかな村」実現アクションプラン

実現アクションプラン			関連 施策	該当 ページ
ともに支えあう共生の村	1-1	・「日本で最も美しい村」連合広域事業(ビューティフルデー)推進など環境美化参加機会の創出で、持続可能性を求める村民意識の醸成	5-1-2	P. 65
			5-1-3	P. 66-67
	1-2	・七色献立プロジェクト(健康ポイント事業等)、まるごと元気アッププログラム、社会教育運動事業等における民間事業者と連携した成果重視の施策展開強化	2-1-3	P. 34-35
			2-2-1	P. 38-39
			2-2-2	P. 40
			3-2-3	P. 50-51
	1-3	・「音まちプロジェクト」を核とし、北の大地ビエンナーレで蓄積した資源をつなぎ、身近に文化のあふれる暮らしの実現	3-2-3	P. 50-51
	1-4	・「災害に強い村」を維持・推進する施策展開	5-3-1	P. 73-74
活気にあふれ成長する村	1-5	・農村環境改善センター周辺ゾーンの福祉交流拠点化	2-1-3	P. 34-35
			4-2-1	P. 58-59
	1-6	・村の元気を維持する新たな分譲宅地の造成	4-2-3	P. 62
	1-7	・新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な遂行	2-2-1	P. 38-39
	2-1	・ふるさと納税制度の徹底活用 1 寄附者との絆強化で関係人口 10 万人創出 2 中札内村特産品の全国発信推進 3 クラウドファンディングを活用した起業支援	1-2-1	P. 30-31
			4-2-1	P. 58-59
	2-2	・「元気な畑づくり事業」見直しなど一次産業支援の拡充	4-1-1	P. 52-54
	2-3	・道の駅の機能強化による観光ハブ戦略の推進	4-2-2	P. 60-61
未来へ前進する希望の村	2-4	・「日高山脈襟裳十勝国立公園(仮称)」指定の戦略資源化	4-2-2	P. 60-61
	2-5	・中札内村のブランド価値を高めるイベントの構築	4-2-2	P. 60-61
	2-6	・SNSを活用した組織的な情報発信体制の構築	1-1-1	P. 28
	2-7	・コロナ禍を力強く乗り越える経済振興策の展開	4-2-1	P. 58-59
	3-1	・ICTの徹底活用で個別最適化した学びの推進	3-1-2	P. 45-47
	3-2	・英語をはじめとする検定受検補助の拡充	3-1-2	P. 45-47
	3-3	・高校生の就学支援事業の新設	3-1-2	P. 45-47
	3-4	・生涯学習を深化させる「学び」の提供	3-2-1	P. 48
	3-5	・山村留学制度を活用した学びの充実と地域の活性化	3-1-2	P. 45-47
	3-6	・コロナ禍でも停滞させない学校・社会教育の実現	3-1-2	P. 45-47
			3-2-1	P. 48

資料2 各政策とSDGsの対応関係一覧

SDGs 政策	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
1-1-1 協働によるまちづくり					●					●	●					●	●
1-1-2 男女共同参画社会の実現	●				●			●		●	●					●	●
1-2-1 効率的で健全な行財政運営											●					●	●
2-1-1 地域共生社会の実現	●		●		●					●	●					●	
2-1-2 子育て支援の充実	●		●		●					●	●						
2-1-3 高齢者福祉の充実	●		●							●	●						
2-1-4 障がい者福祉の充実	●		●							●	●						
2-2-1 健康づくりの推進			●							●	●						
2-2-2 食育の推進		●	●	●							●	●					
2-3-1 医療体制の維持・充実			●							●	●					●	
2-3-2 社会保障制度の適正な運用	●		●							●	●					●	
3-1-1 幼児教育の充実				●						●	●						
3-1-2 学校教育の推進		●		●						●	●						
3-2-1 社会教育・生涯学習の推進				●							●						
3-2-2 国際・地域間交流の推進				●							●						●
3-2-3 文化・芸術、スポーツの振興			●	●							●						
4-1-1 農業基盤整備と経営支援		●					●	●	●		●	●	●	●	●		
4-1-2 有害鳥獣対策の推進									●		●		●	●	●		
4-1-3 森林資源の活用							●	●	●		●	●	●	●	●		
4-2-1 商工業の振興							●	●	●		●	●	●	●	●		
4-2-2 観光・交流の振興								●	●		●			●	●		●
4-2-3 移住・定住の促進											●						
4-3-1 雇用促進、就業環境の整備	●		●		●			●		●	●					●	
5-1-1 総合的な土地利用の推進									●		●						
5-1-2 自然環境の保全と景観形成						●	●				●	●	●	●	●		●
5-1-3 環境衛生・美化対策の充実						●					●	●	●	●	●		
5-2-1 道路、交通環境の整備									●	●	●						
5-2-2 水道・下水道の整備						●			●		●	●	●	●	●		
5-2-3 公園・緑地・河川の整備						●					●	●	●	●	●		
5-2-4 住宅環境の整備							●				●		●				
5-3-1 防災対策の推進											●		●				●
5-3-2 消防・救急体制の充実			●							●	●						
5-3-3 防犯対策の推進											●					●	

資料3 財政計画

歳入

(単位：千円)

計画区分		第7期 前期							
区分		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		推計値	前年比	推計値	前年比	推計値	前年比	推計値	前年比
自主財源	村民税	650,853	3.3	658,075	1.1	660,615	0.4	667,957	1.1
	村民税（個人）	251,524	1.0	254,040	1.0	256,580	1.0	259,146	1.0
	村民税（法人）	35,012	0.0	35,012	0.0	35,012	0.0	35,012	0.0
	固定資産税	323,110	6.0	327,816	1.5	327,816	0.0	332,592	1.5
	軽自動車税	13,319	0.0	13,319	0.0	13,319	0.0	13,319	0.0
	たばこ税	27,888	0.0	27,888	0.0	27,888	0.0	27,888	0.0
	負担金・分担金	61,866	16.1	43,782	△ 29.2	39,988	△ 8.7	41,095	2.8
	使用料・手数料	275,827	△ 9.2	275,827	0.0	275,827	0.0	275,827	0.0
	財産収入	12,396	△ 43.4	12,390	0.0	12,388	0.0	12,391	0.0
	寄附金	606,471	△ 0.5	606,471	0.0	606,471	0.0	606,471	0.0
	繰入金	609,683	△ 15.7	410,018	△ 32.7	594,917	45.1	84,711	△ 85.8
	經常的	84,205	△ 4.5	84,205	0.0	84,205	0.0	84,205	0.0
	普通建設事業分	322,184	△ 3.8	249,100	△ 22.7	436,100	75.1	0	△ 100.0
	臨時的	203,294	△ 32.4	76,713	△ 62.3	74,612	△ 2.7	506	△ 99.3
	繰越金	65,000	△ 75.6	65,000	0.0	65,000	0.0	65,000	0.0
	諸収入	117,209	△ 9.9	111,209	△ 5.1	108,209	△ 2.7	113,209	4.6
	小計	2,399,305	△ 12.4	2,182,772	△ 9.0	2,363,415	8.3	1,866,661	△ 21.0
依存財源	地方譲与税	92,856	0.7	92,856	0.0	93,524	0.7	93,524	0.0
	利子割交付金	500	0.0	500	0.0	500	0.0	500	0.0
	配当割交付金	1,200	0.0	1,200	0.0	1,200	0.0	1,200	0.0
	株式等譲渡所得割交付金	900	0.0	900	0.0	900	0.0	900	0.0
	法人事業税交付金	6,000	-	6,000	-	6,000	-	6,000	-
	地方消費税交付金	82,000	0.0	82,000	0.0	82,000	0.0	82,000	0.0
	環境性能割交付金	6,000	-	6,000	-	6,000	0.0	6,000	0.0
	地方特例交付金	5,113	△ 72.6	5,113	0.0	5,113	0.0	5,113	0.0
	地方交付税	1,977,619	2.3	1,920,262	△ 2.9	1,926,129	0.3	1,932,052	0.3
	普通交付税	1,867,619	2.5	1,810,262	△ 3.1	1,816,129	0.3	1,822,052	0.3
	特別交付税	110,000	0.0	110,000	0.0	110,000	0.0	110,000	0.0
	交通安全対策特別交付金	600	0.0	600	0.0	600	0.0	600	0.0
	国庫支出金	173,238	△ 61.6	242,714	40.1	148,929	△ 38.6	137,929	△ 7.4
	道支出金	225,707	△ 46.5	210,422	△ 6.8	341,477	62.3	357,878	4.8
	地方債	395,400	△ 16.9	305,300	△ 22.8	141,200	△ 53.8	215,000	52.3
	臨時財政対策債	100,000	△ 8.2	100,000	0.0	100,000	0.0	100,000	0.0
	普通建設事業分	270,100	△ 26.3	205,300	△ 24.0	41,200	△ 79.9	115,000	179.1
	その他	25,300	-	0	△ 100.0	0	-	0	-
	小計	2,967,133	△ 15.0	2,873,867	△ 3.1	2,753,572	△ 4.2	2,838,696	3.1
	合計	5,366,438	△ 13.8	5,056,639	△ 5.8	5,116,987	1.2	4,705,357	△ 8.0

歳出

(単位：千円)

計画区分		第7期 前期							
区分		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		推計値	前年比	推計値	前年比	推計値	前年比	推計値	前年比
消費的経費	人件費	872,868	0.4	873,201	0.0	876,669	0.4	894,459	2.0
	物件費	1,435,564	△ 16.2	1,461,300	1.8	1,475,688	1.0	1,499,734	1.6
	維持補修費	158,048	△ 17.9	156,348	△ 1.1	156,048	△ 0.2	156,848	0.5
	補助費	768,367	△ 4.0	664,601	△ 13.5	635,295	△ 4.4	642,839	1.2
	小計	3,234,847	△ 9.5	3,155,450	△ 2.5	3,143,700	△ 0.4	3,193,880	1.6
投資的経費	普通建設事業費	817,338	△ 31.8	704,966	△ 13.7	672,161	△ 4.7	291,911	△ 56.6
	災害復旧費	0	-	0	-	0	-	0	-
	小計	817,338	△ 31.8	704,966	△ 13.7	672,161	△ 4.7	291,911	△ 56.6
その他	扶助費	226,729	△ 2.2	226,729	0.0	226,729	0.0	227,501	0.3
	公債費	567,712	24.6	445,618	△ 21.5	447,084	0.3	437,781	△ 2.1
	積立金	267,707	△ 31.0	271,652	1.5	374,607	37.9	301,994	△ 19.4
	出資金	154	10.0	273	77.3	755	176.6	339	△ 55.1
	貸付金	77,000	△ 10.2	77,000	0.0	77,000	0.0	77,000	0.0
	繰出金	174,951	△ 40.3	174,951	0.0	174,951	0.0	174,951	0.0
	小計	1,314,253	△ 9.7	1,196,223	△ 9.0	1,301,126	8.8	1,219,566	△ 6.3
合計		5,366,438	△ 13.8	5,056,639	△ 5.8	5,116,987	1.2	4,705,357	△ 8.0

資料4 アンケート結果概要



中札内村のイメージは「農業の盛んなまち」と「自然豊かなまち」

○中札内村のイメージ

村民アンケート		中学生アンケート		通勤者アンケート	
1位	農業の盛んなまち	1位	自然豊かなまち	1位	農業の盛んなまち
2位	自然豊かなまち	2位	農業の盛んなまち	2位	自然豊かなまち
3位	静かでのどかなまち	3位	食（食べ物）のまち	3位	文化・芸術の豊かなまち

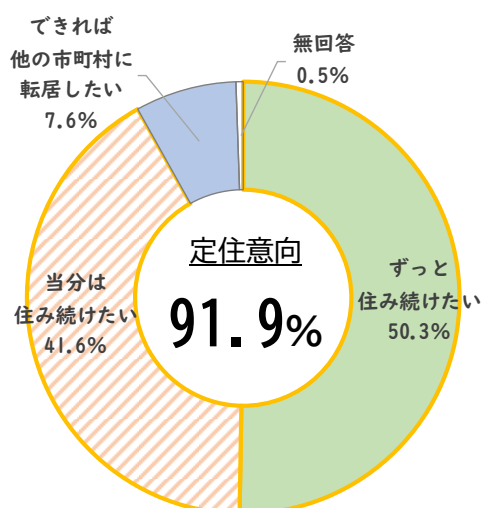
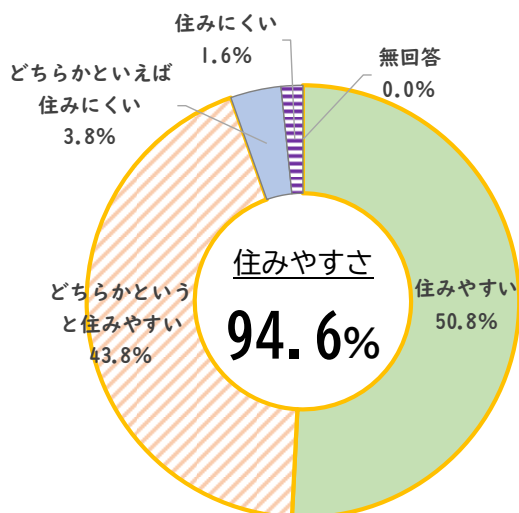
○中札内村の自慢できるもの

村民アンケート	中学生アンケート
農作物や酪農畜産がたくさんある・おいしい	農作物や酪農畜産がたくさんある・おいしい
道の駅があること・道の駅が凄い	自然が豊か
自然が豊か	道の駅があること・道の駅が凄い
六花亭・中札内美術村・六花の森	イベント
美しい景観がある	六花亭・中札内美術村・六花の森



住みやすいと感じる方、住み続けたいと思う方ともに9割以上

○住みやすさ・定住意向





住み続けたい理由・住んでみたい理由は「自然環境のよさ」

○住み続けたい理由・住みたい理由・村の好きなところ

村民アンケート (住み続けたい理由)		通勤者アンケート (住んでみたい理由)		中学生アンケート (村の好きな所)
1位	自分の家・土地がある	1位	自然が豊か	自然が豊か
2位	自然環境が良い	2位	子育て・教育環境が良い	農作物や酪農畜産がたくさんある・おいしい
3位	長年住み慣れている	3位	居住環境が良い	人がやさしい



住み続けたくない理由は「交通の便」や「行政サービス」、「働く場所への不安」

○住み続けたくない理由・住みたくない理由

村民アンケート (住み続けたくない理由)		通勤者アンケート (住みたくない理由)	
1位	交通の便が悪い 行政サービスが充実していない	1位	日常の買い物が不便
2位	活気がない 日常生活が不便 近隣環境が悪い	2位	交通が不便
		3位	田舎だから

○村の不満なところ・将来の不安

中学生アンケート (村の不満なところ)	中学生アンケート (住み続ける際の将来の不安)
買物が不便・お店が少ない 公園や遊ぶ場所が少ない	働く職場が少ない 娯楽や余暇の場が少ない 自分の力を発揮できる仕事が少ない



「わかりやすい」行政サービスが求められている

○行政サービスに求めるもの・必要と思う情報

村民アンケート (行政サービスに求めるもの)		村民アンケート (必要と思う村からの情報)	
1位	わかりやすく、利用しやすい役場	1位	育児や高齢者介護、健康づくりなどといった生活情報
2位	専門的な職員の育成と確保	2位	村の主要事業等の進捗状況
3位	積極的でわかりやすい情報公開	3位	役場への各種届出や手続きに関する情報



地域の課題への対応も重要

○それぞれの地域の課題に対する重要な視点

環境問題	「ごみの減量化」が重要
少子化対策	「子育て支援サービスの充実」と「経済的支援」が重要
超高齢社会への対応	「在宅サービスの充実」が重要
農業の振興	「地場農畜産物のPRと販売促進」が重要
移住促進	「住宅の家賃や購入費用の助成」が重要
上札内地域の活性化	「働く場の確保」と「交通の充実」が重要



中札内村の将来像として望む姿は「住み続けることができるまち」

○将来像として望む姿

村民アンケート		通勤者アンケート	
1位	住み続けることができるまち	1位	住み続けることができるまち
2位	不安のないまち	2位	魅力ある田舎
3位	魅力ある田舎	3位	教育・文化水準の高いまち



重要であるが、満足度が低い項目は「医療環境」「買い物・商工業」

○各取組に関する評価

満足度 トップ3		満足度 ワースト3	
1位	役場などの窓口対応の満足度	1位	医療環境の満足度
2位	社会教育施設の整備状況の満足度	2位	土地利用の推進の満足度
3位	健康づくりの満足度	3位	商工業の振興の満足度

重要度 トップ3	
1位	安心できる子育て環境の重要度
2位	医療環境の重要度
3位	買い物の便利さの重要度

資料5 ワークショップ意見概要

「望む未来の中札内村の姿」主な意見まとめ

【チーム1】

- 美しい景観、健康づくり、教育・文化を関連付けて考えられる「公園」の整備。
⇒自然が残る景観の中で、健康づくりのために体を動かして、子どもたちも学べる場ができると良い。
- 教育や雇用に対して諦めない・我慢しない。
⇒教育環境や雇用、仕事がないことを田舎だから仕方がないと我慢するようなことのないまちになるように。
- 住み続けたいまちづくりを進める。

【チーム2】

- 村民全員の交流の場を設ける。(隣の更別村との交流)
⇒村民全員参加のスポーツ大会の実施、更別村との合同開催で、近隣との交流についても促進していけると良い。
- 環境に配慮した循環型社会の形成されたまち。
⇒自然環境は残したい。バイオガスで電気自動車を推進する等、循環できるまちづくりで環境を維持していけるよう。
- 医療の充実、買い物がスムーズにできるようにシステムを構築。
⇒帯広市に近いので便利だけど、車がないと生活できない。高齢になったときの不安がある。医療、買物支援の充実で不安のないまちづくりを。

【チーム3】

- 安心できる環境づくり。
⇒医療体制を充実させて、安心できる環境づくりが重要。
- 子どもたちが帰ってこれるように、雇用を充実させる。

【チーム4】

- 少子高齢化・人口減少を食い止める。
- 子どもたちが戻ってきたいまちづくりを。
⇒教育の多様化、村への誇りと愛着をもてるように。また、産業の誘致、IT化に対応する等の取組を。そして、そういった部分をしっかりと発信していくことが重要。
- 教育支援の充実。特に個人それぞれに対する教育ができる環境づくりを。

【チーム5】

- 美しい村
⇒自然を大切に、また、文化・芸術あふれるまちに。堆肥の活用・ゴミの資源化による循環できるまちづくりを。(リサイクルセンターに行くことが面倒で、不燃ごみにする方も多い)
- 住みよい村
⇒村民に対して細かな配慮(除雪等に関して)ができるまちに。風通しが良く、意見を言いやすく、すいあげてくれるまちに。

●村民が誇れる村

⇒観光に訪れてくれる、また来たいと思ってもらえる、そして移住者が来てくれる、応援してくれるまちになるように。

【チーム6】

●自然美しい村であることを活かして、人口増に向けて取り組む。

●空港が近いこと、メリット。移住促進を。

●一人暮らし高齢者への在宅医療を充実させて、安心できるまちになると良い。

●子ども達が住み続けたい村（Uターンできる理由がある村）

⇒遊べる、イベント・スポーツがあることが重要。

●オンラインを活用したまちづくり。

⇒オンライン授業等の活用で学力向上（環境整備）に繋げる。田舎オフィス（オンライン）を設立して、新しいことをはじめられる場所になると良い。

【チーム7】

●中札内村にしかない、風景を残すこと。

●誰もが住みやすいまち。

⇒子ども、高齢者、障がい者、外国人、誰もが住みやすいまちづくりを。産まれた時から最期までずっと。

●村が持っている潜在的な力（自然、教育、医療、福祉等）を活かす。

⇒村が潜在的に持っている良さを、村民自身が共有・理解し、村民が気づき、村の良さの再認識できるよう。そして、プライド（誇り）を持てるように。

●世の中と反対な村づくり。（開発はしない）

●上札内市街の活性化に向けて。

⇒移住促進を進める。その際に、新しいものを建てるだけでなく、古い公営住宅のリノベーション等も活用していく。

「望む未来を創るために必要なこと」主な意見まとめ

【チーム1】

望む未来の中札内村の姿：「潜在的魅力を発信+受け入れ体制もばっちりな村」

●中札内村ガイドブック（仮）を発行する

⇒潜在的な力・魅力をたくさん持っている村であるのにも関わらず、それを発信していく力が足りない。中札内村の魅力発信のための1冊の本を作成し、発信に向けた取組を行うことを提案する。（道東のアンオフィシャルガイドブック『.doto』のような冊子をイメージ）

内容①：移住者体験記

村に移住してきた理由、どういったところに惹かれて移住してきたかを語っていただく。また、住んでから分かった村の魅力や今の村での過ごし方等、村に対して感じていること等についても掲載。

内容②：中札内村のいまむかし写真館

中札内村の昔の写真（村民の皆さんに提供していただくことも検討）と今の写真を掲載。変わらない良さや今の中札内村の魅力を伝える。

⇒掲載内容の検討はボトムアップが理想。作成に向けた委員会等を設立し、意見を出し合い作り上げていけるように。また、冊子作成が村民の交流促進、力の発揮の機会となると良い。

【チーム2】

望む未来の中札内村の姿：「医療の充実した村」**●医療体制の充実に向けて**

⇒もし救急車で搬送となった場合、帯広市まで30分以上かかってしまう。緊急時の医療について不安がある。村に医者があることが安心に繋がると思う。

⇒村に医者がないことや来てもらえない理由、村の悪い所（整備面等）を、医者自身にアンケートを取って直接聞いてみるのも良いと思う。

⇒村の魅力発信を行っていくことで、魅力ある村として医者が来てくれるきっかけになる可能性もある。

●不動産情報の発信が必要

⇒移住したくても、不動産に関する情報が出てこず、移住できない方もいると聞く。居住地や不動産に関する情報を発信していくことで、もっと移住者が来やすくなると思う。

●村の魅力を村外の方に聞いてみる機会を

⇒住んでいる方では気付かない村の魅力や良い所を、村外の方にアンケート等を行い、聞いてみると良いと思う。村外の方でしか気づかない部分を知るきっかけにできると良い。

【チーム3】

望む未来の中札内村の姿：「美しい景観のあるまち」**●村の魅力を知ってもらうこと**

⇒村外の方に村の魅力を知ってもらうことは重要であるが、まずは村民が村の魅力、美しい景観について知ることが重要。

⇒村外の方に知っていただくきっかけ作りが必要。CM等伝える手法の検討を。

●村外から訪れる方が楽しめるように

⇒「すこやかウォーキングマップ」は村内の方でも知らないことが多い。歩いて楽しめる村を中札内村のアピールポイントにして、周知していけると良い。

⇒歩道の整備、ウォーキングをしたどり着く目的地の魅力度UP、宿泊施設の整備等、訪れた方が楽しめるよう取り組んでいくことが必要。

⇒たくさんの方が訪れることは大変素晴らしいが、ポイ捨て等で景観が壊れてしまう可能性もある。ルール管理、人数制限等の工夫も必要。

●村の美しさを保つ

⇒ゴミ拾い活動が広まってくると良い。子どもたちも参加できれば、ゴミ拾いの習慣づけや景観の維持に対する啓発もできるので良いと思う。ゴミ拾いのためのゴミ袋は無料で配布していることの周知も行っていけると良い。

【チーム4】

望む未来の中札内村の姿：「移住も含め、住みたい、住み続けることができるまち」**●住む場所の確保が必要**

⇒新築だけでなく既存の公営住宅をリノベーションする等して、居住地の確保を行う。また景観にも配慮して、緑地のある分譲地の整備や無電柱化を検討することも重要。

⇒以前実施していたような移住体験を再度実施し、村にお試して住んでいただく機会作りを行うことが重要。

●医療体制の確保が重要

⇒病院、診療所等の医療体制の確保に向けた取組を。更別村のような医療体制が村でもできると良い。

●教育支援、通学支援の実施

⇒村外の高校へ通う学生に対する通学費用や下宿費用への助成が必要。また、行きのスクールバスだけでなく帰りのスクールバスについても時間等の調整が必要。

⇒村の子育て支援は充実しており、熱心な支援大変ありがたい。今後、不登校児への支援やスクールカウンセラーの整備、相談体制の確保について取り組んでほしい。

●Uターン支援、戻ってこれる村に

⇒空港に近いことを活かした企業誘致、村でできるアウトドアや景観を活かした村での新たなビジネスの検討等、働く場所の確保が重要。

⇒養護学校の生徒たちが卒業後に就職できる会社、グループホーム等があると、卒業生が村に住み続けるきっかけになると思う。

【チーム5】

望む未来の中札内村の姿：「安心できる環境づくり」

●心配な項目1つ目「医療体制（診療）」

⇒更別村と中札内村で合同の診療所を整備するという話があると聞く。実際にそういった状況になる場合は、村民に対して詳細の情報提供をいただきたいのと、村民説明会等の意見交換できる場を整備すべき。

⇒憩いの場の整備を進めていくことが重要。庁舎の跡地を活用するなど。その場所が多世代交流の場にもなると良い。

●心配な項目2つ目「高齢になった際の移動」

⇒（理想の話ではあるが）移動手段として、Uber Taxiのような、スマホで車を呼べるような社会になると良い。自己負担もあっていいと思うので、そういった制度が出来ると良い。

【チーム6】

望む未来の中札内村の姿：「住みたい&住み続けたい村」

●自然の良さに加えて人の良さをアピールするイベントを

⇒「自然の豊かさ」を魅力に感じる方が多い中「人の良さ」についても村の魅力として考えている方が多い。そういった暖かいコミュニティや雰囲気伝えられるようなPRを大事にするべき。

⇒イベント等で良さを伝えていくことが重要。イベントは単発ではなく、続けて開催していくことが大事であり、村外の方々にも参加していただき興味を持ってもらうきっかけにしていけたらよい。

●上札内市街で実施している「山村留学」を活用して

⇒「山村留学」への村外からの参加促進に取り組み、イベントとして活用していけるようになると良い。中札内市街の魅力を伝える機会にもなる。

⇒どういった方法で取り組んでいくのが良いか、村外の方にアンケートをとって、発想やアイデアをもらうのも良いと思う。

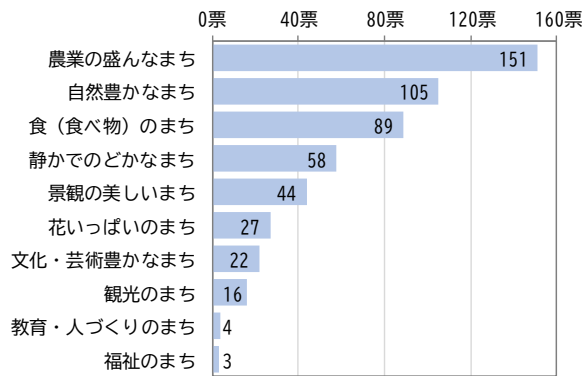
資料6 ワンポイント調査結果概要

【調査概要】

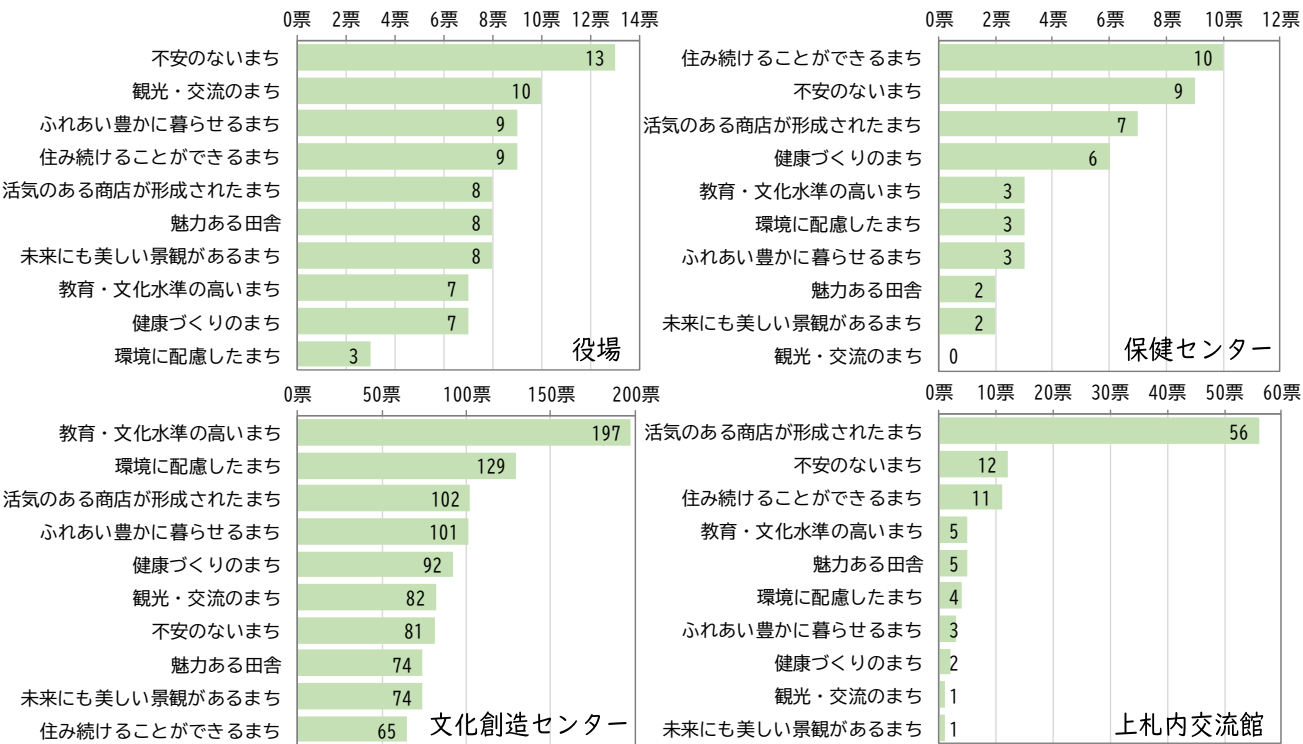
	村外の方向け調査	村内の方向け調査
実施場所	道の駅カントリープラザ	役場 保健センター 文化創造センター 上札内交流館
実施時期	令和2年9月19日～25日	令和2年10月2日～15日
調査内容	中札内村の印象・抱くイメージ	中札内村の将来像
実施方法	設問を記載したパネルに、各個人でシール貼って回答いただく。（厳密に1人1票等の制限をすることはしない）	

【調査結果】

○村外の方向け調査



○村内の方向け調査



資料 7 中札内村まちづくり基本条例（解説付き）

■目 次

前 文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 情報共有の推進（第4条－第8条）

第3章 村民の参加（第9条－第11条）

第4章 コミュニティ（第12条－第14条）

第5章 議会の役割と責務（第15条－第16条）

第6章 村の役割と責務（第17条－第27条）

第7章 住民投票制度（第28条）

第8章 計画策定等の手続き（第29条－第31条）

第9章 政策評価（第32条）

第10章 財政（第33条－第38条）

第11章 連携・協力（第39条－第41条）

第12章 まちづくり基本条例の位置付け及び見直し（第42条－第43条）

■前 文

私たちの「むら」中札内は、十勝平野の南西部に位置し、村の中央を流れる清流札内川と日高山脈の大自然に囲まれた美しく豊かな地域です。

私たちは、先人のたくましい開拓精神、そして、たゆみない努力と英知により築かれた、豊かな大地と歴史や文化を未来に引き継ぐため、地域を愛する気持ちを培いながら、将来にわたり住んで良かったと思えるまちづくりを進めていかなければなりません。

ここに、まちづくりの主役が私たち村民であることを明確に位置付け、村民一人ひとりが自ら考え、行動を起こし、そして、村民、議会及び村の適切な役割分担による協働のまちづくりを実現するため、この条例を制定します。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、中札内村の目指すまちづくりの基本理念と、村民、議会及び村のそれぞれの役割や責任を明らかにして、自律した自治体にふさわしい協働による住民自治の実現を図ることを目的とします。

【解 説】

○村民、議会、村のそれぞれの役割や責任を明らかにして、第3条の「まちづくりの基本理念」に基づき、協働による住民自治の実現を目指すことを目的として規定しています。

・「住民自治」とは、地方の政治や行政はその地域の住民が、自らの意思と責任で処理すべきという考え方です。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりです。

（1）村民 村内に住み、働き、若しくは学ぶ人又は村内で事業活動その他の活動を行う法人、団体をいいます。

（2）村 地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する執行機関をいいます。

- (3) まちづくり 住みよい豊かな地域社会を形成するための様々な空間や暮らしの創造をいいます。
- (4) コミュニティ 村民一人ひとりが互いに助けあい、豊かな暮らしを営むことを目的として結ばれた、行政区やボランティア団体等のまちづくりの担い手となる組織及び団体をいいます。

【解 説】

- 「事業活動」とは営利活動だけでなく非営利活動も含みます。
- 「村」とは、議会を除く、村長及び行政委員会又は委員、並びに附属機関をいいます。
 - ・「行政委員会又は委員」とは、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。
- 「まちづくり」とは、街路や公園、建物を整備するといった単なるまちづくりではなく、社会、経済、文化、環境等の生活の根幹を構成するあらゆる要素を含めた空間や暮らしそのものの創造をいいます。
- 「コミュニティ」とは、行政区を指すだけではなく、まちづくり活動を行う各種団体及びNPO法人など、様々な目的をもった組織のことをいいます。

(まちづくりの基本理念)

第3条 村民、議会及び村は、次の各号に掲げる基本理念により、協働のまちづくりを推進します。

- (1) まちづくりは、すべての村民がお互いの人権を尊重しながら進めます。
- (2) まちづくりは、村民相互及び村民、議会及び村との間で信頼関係を築きながら進めます。
- (3) まちづくりは、村民、議会及び村がお互いに情報を共有しながら進めます。
- (4) まちづくりは、村民の主体的、自主的な参加のもとで進めます。
- (5) まちづくりは、人材の活用と育成を図りながら進めます。

【解 説】

- 以下の5つの基本理念に基づき、村民自らの意思と責任で主体的にまちづくりを推進する「住民自治」の実現を目指すことを規定しています。
 - ・「人権の尊重」～村民がお互いの人権を尊重しながらまちづくりを進めることが基本であるという考え方から明示しています。
 - ・「信頼関係の構築」～村民相互の信頼関係、村民、議会及び村との間の信頼関係の構築がまちづくりには重要であるという考え方から明示しています。
 - ・「情報の共有」～村民、議会、村が共通認識にたったまちづくりを進めるためには、三者がまちづくりに関する情報の共有を図ることが重要であるという考え方から明示しています。
 - ※情報の共有を図るためには、村の積極的な情報の提供とわかりやすい説明が重要であり、第2章で情報共有の推進方法について規定しています。
 - ・「村民の参加」～村民一人ひとりの主体的かつ自主的な参加がまちづくりの基本であるとの考え方から明示しています。
 - ※第3章で村民参加の推進の基本的な考え方について規定しています。
 - ・「人材の活用・育成」～まちづくりには、「ひと」が重要な役割を担っているという考え方から明示しています。
 - ※まちづくりに関して様々な発想をしたり、他市町村等の先駆的な取り組みを学ぼうとする人材を育成し、活用することが重要です。

第2章 情報共有の推進

（村民の知る権利）

第4条 村民は、村が保有するまちづくりに関する情報の提供を受け、自ら取得する権利を有します。

【解 説】

- 主権者である村民の当然の権利の一つである「知る権利」について規定しています。
- ・村民の誰もが機会均等に、また平等な立場で、村が保有する情報を知ることができる旨の規定です。

（意思決定過程の明確化）

第5条 村は、まちづくりに関する施策等について、意思決定の過程を明らかにするとともに、仕事の内容が村民に理解されるように努めます。

【解 説】

- 協働のまちづくりを進めるうえで、村として当然の責務である行政の透明性とその説明責任について規定しています。
- ・「行政の透明性」とは、どのような情報に基づき、どのような議論を経て、どのように判断したのかなど、政策が決定されるまでの過程を明らかにすることです。

（情報の共有）

第6条 村は、まちづくりに関する情報は村民の財産という認識に立ち、積極的、かつわかりやすく村民に提供します。

2 村は、村民との情報共有を進めるために、次の各号に掲げる制度を定め、かつ総合的な体系をなすように努めます。

- (1) まちづくりに関する情報をわかりやすく提供する制度
- (2) まちづくりに関する会議及び会議資料を公開する制度
- (3) 村民の請求により、村が保有する情報を公開する制度
- (4) 村民の意見や提言等がまちづくりに反映される制度

【解 説】

- 情報共有を進めるためには、「情報提供」「会議の公開」「情報公開」「意見聴取と反映」などの制度化が必要であることから規定しており、現在、村が行っている情報共有の制度のほか、まだ取り組まれていない制度もあるため、原則として条例制定と同時に確立することが必要です。

〔現在実施しているもの〕

- (1)・・・予算の概要・ホームページ・広報紙の作成、情報宅配便、情報無線、メール配信など
- (2)・・・諸会議の原則公開（議会・総合行政推進委員会などの一部）
- (3)・・・中札内村情報公開条例
- (4)・・・意見聴取手続条例（パブリックコメント）、総合行政推進委員会、まちづくりトーク、行政区長会議、むらづくり研修会、ホットメールなど

〔今後取り組む必要があるもの〕

会議及び会議録の公開に関する条例の制定

（情報収集及び管理）

第7条 村は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集するとともに、別に定める基準により整理・保存し、適正な管理に努めます。

【解 説】

○まちづくりに必要な情報収集に努めるとともに、村民からの請求に迅速に対応できるよう、別に定める基準「中札内村文書整理保存規程」に基づく、適正な文書の整理・保存について規定しています。

(個人情報の保護)

第8条 村は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の収集、利用、提供、管理等について、細心の注意をはらうものとし、必要な事項は、別に条例で定めます。

【解 説】

- 「中札内村個人情報保護条例」に基づく規定です。
- 村は、本条例に基づき、積極的な情報の収集と提供による情報の共有化を進めていくこととなりますが、現代社会においては、個人情報の保護という視点も重要な事項であることから、その取扱いについては慎重を期さなければならないことを規定しています。
- 「個人の権利及び利益」とは、個人情報の取扱いに伴って保護する必要がある個人の権利利益一般をいい、プライバシーに代表される個人の人格的な利益のほか、誤った情報により行政処分が行われ不利益を被る場合のように、社会生活上の利益や経済的な利益もこれに含まれます。

第3章 村民の参加

(まちづくりに参加する権利)

第9条 まちづくりの主体は村民であることから、すべての村民はまちづくりに参加する権利を有します。

- 2 まちづくりへの参加について、すべての村民は平等の立場にあり、国籍、民族、年齢、信条、性別、心身の状況、社会的または経済的環境等の違いによって差別を受けません。
- 3 満18歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有します。この場合において、村は権利を保障するため、規則その他の規定により具体的な制度を設けます。
- 4 村民によるまちづくりの活動は、自主性・自立性が尊重されるものとし、村の不当な関与を受けません。
- 5 すべての村民は、まちづくりへの参加または不参加を理由として差別的な扱いを受けません。

【解 説】

- 村民の主体的なまちづくりへの参加権を規定しています。
- 「参加」は強制されることのない村民の当然の権利ですが、義務ではなく、「参加」「不参加」を理由に差別を受けるものではないことを規定しています。
- 国籍、民族等の違いによる差別を受けない旨についても、あえて規定しています。
- まちづくりへの参加の規定は、すべて平等であるとしていることから、日本国憲法第14条（平等の原則）に定められている「信条」を第2項に加えています。（平成23年4月改正）
- 18歳未満の青少年等の参加の権利についても、まちづくりにはそれぞれの年齢にふさわしい参加の手法が考えられることから、あえて規定しています。
- 青少年や子どもの参加を進めるため、権利の規定だけではなく、まちづくりに参加する具体的な制度を設ける規定を第3項に追加しています。（平成23年4月改正）
- 日本国憲法の改正手続きに関する法律の一部を改正する法律の規定に基づき、公職選挙法、地方自治法等に規定する選挙権年齢が、満18歳以上に引き下げられたことから、第3項において、満18歳から満20歳未満の者も20歳以上と同様の権利が持てる規定としています。（平成28年4月改正）

（まちづくりにおける村民の責務）

第10条 村民は、一人ひとりがまちづくりの主体であることを認識し、互いに尊重し、協力して住民自治を推進する責務を有するとともに、まちづくり活動においては、自らの発言と行動等に責任を持つよう努めます。

【解 説】

- 協働はお互いに利益やリスクを分かち合うものであることから、村だけではなく、村民も責任をもった言動に努める必要があることを規定しています。
- ・責任をもった言動に努めるとは、村に対して苦情・要望をするだけではなく、様々な身近な課題に対して、自ら解決に努力しようとすることも含まれます。

（まちづくり活動への積極参加）

第11条 村民は、自らのまちづくり活動への参加が住民自治を守り、発展させるものであることを認識し、積極的な参加に努めます。

【解 説】

- この条例では、まちづくり活動への参加は、村民の絶対的な責務ではありませんが、積極的に参加することが、住民自治の発展につながるということを規定しています。

第4章 コミュニティ

（コミュニティにおける村民の役割）

第12条 コミュニティは、村民が安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、また地域の課題を共有しながら、解決に向けて自ら行動するなどの役割を担うものとし、村民は、そのコミュニティを守り育てるように努めます。

【解 説】

- コミュニティの役割には、様々なものが考えられますが、具体的には次のようなものが挙げられます。

【地域コミュニティ】

- ・地域のニーズ（問題解決）に向けた行動
- ・地域社会の担い手づくり（人材育成）
- ・村民参加の場づくり
- ・行政における政策の立案、実施、評価のモニター

【まちづくり活動団体等】

- ・専門性や特徴を生かし、自ら考え行動する
- ・地域課題解決のため専門性を生かす

（相互の連携）

第13条 それぞれのコミュニティは、必要に応じて連携・協力し、お互いの活動の支援に努めます。

【解 説】

- まちづくりにあたって、それぞれのコミュニティがお互いの活動を理解・尊重し、協力しあうことが重要であるとの考え方から規定しています。

(村とコミュニティのかかわり)

第14条 村は、コミュニティの自主性・自立性を尊重するとともに、非営利的な活動等に対して、必要に応じて支援することができます。

【解 説】

- 村は、村民の個々の活動と同様に、コミュニティ活動についても自主性・自立性を尊重し、また、営利を目的としない活動に対しては、支援を行うことができる旨を規定しています。
- 「支援」とは、経済的（助成金や物品の提供）な支援だけでなく、職員が持つ専門的な知識や情報を積極的に提供することも含まれますが、あくまでも住民主体、コミュニティ主体の活動であることが前提です。
- ・村は、現在制度として確立している「まちづくりトーク」や「地域担当制」、「情報宅配便」を積極的に活用し、コミュニティとの連携に努める必要があります。

第5章 議会の役割と責務

(議会の役割と責務)

- 第15条 議会は、村民を代表する意思決定機関として、村政の重要事項を議決する権限並びに村に対する検査及び監査の請求をする権限を有するとともに、村の仕事が公正かつ誠実に効率的に実施されているかを調査・監視し、牽制する役割を果たします。
- 2 議会は、自らも政策立案等を行い、村民の意思が反映される活動に努めます。
 - 3 議会は、議会における意思決定の内容及びその経過を明らかにし、わかりやすく村民に説明する責務を担います。
 - 4 議会は、別に条例で定めるところにより、議会が保有する情報を公開するとともに、会議の公開及び情報提供の充実により、村民との情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めます。

(議員の責務)

第16条 議員は、村民の意思が村政に反映されるよう常に地域の課題や村民の意思を把握し、議会の権限が適切に行使されるよう努めます。

【解 説】

- 村民の直接選挙によって選ばれる最高意思決定機関としての基本的な役割と責務を規定しています。
- 議会自ら政策立案に関わることの必要性についても規定しています。
- 村と同様に「説明責任」や中札内村情報公開条例に基づく情報の公開など、議会の透明性の確保についても規定しています。
- 議員の責務についても規定しています。
- 二代表制を取る地方自治体にとって、執行機関である村とともに議会の役割が非常に重要であるにもかかわらず、基本的な役割と責務を定めているのみであり、また、村民の議会に対する関心も高いとは言えない状況であることから、議会における情報の共有と村民参加を積極的に進めるとともに、個々の議員が常に地域の課題や村民の意思を把握するよう第16条「議員の責務」を追加しています。(平成23年4月改正)

第6章 村の役割と責務

（村長等の責務）

第17条 村長は、村民の信託に応え、村政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に透明な村政の執行に努めます。

2 村長は、就任にあたって、その地位が村民の信託によるものであることを深く認識し、この条例の理念に基づくまちづくりの方向性を公表します。

3 前項の規定は、教育長の就任について準用します。

【解 説】

○村民の直接選挙によって選ばれた村長として、村民の信託に応えるとともに、透明性のある村政執行に努めなければならないことを規定しています。

○村長は、公約を掲げ立候補し、就任後はその公約を実現すべく努力する義務が生じることから、就任時には村民に対してまちづくりの方向性（考え方）を公表することを義務づけています。

○教育長については、選挙により選ばれる特別職ではありませんが、教育委員会事務の執行責任者として、その考え方を村民に公表すべきであるとの考え方から規定しています。

○公表の方法として考えられるのは、就任後最初に開催される議会における「挨拶」や就任後の広報、ホームページなどが考えられます。

（執行機関の責務）

第18条 村の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に努めます。

【解 説】

○「執行機関」とは、地方自治法に定める村長及び教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会のことですが、ここでは村長を除く執行機関の責務について規定しています。

（職員の責務）

第19条 村の職員は、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、効率的な仕事のあり方についても随時、検証・研究に努めます。

2 村の職員は、職務について必要な知識や技術などの能力開発及び自己啓発を行うとともに、職務の遂行にあたっては、創意工夫に努めます。

3 村の職員は、自らも地域の一員であることを認識し、日頃から村民との信頼関係づくりに努めます。

【解 説】

○職員は、誠実かつ公正に職務を遂行することが基本ですが、普段から問題意識を持ち、効率的な仕事のあり方について検証と研究が必要である旨を規定しています。

・これからの地方自治体における行政サービスのあり方は、大きく変化することが十分予測され、職員はこれまでの仕事の仕方を踏襲するだけでは、これらの変化に対応することが困難になることを想定しています。

○職員は、行政の専門家であるとともに、自ら地域の一員であるという側面も持っています。その持っている専門的知識を存分に発揮し、村民と協力して行動することが、村民との信頼関係を築くことにつながります。

(政策法務の推進)

第20条 村は、地域の特色を生かしたまちづくりを実現するため、自主的な法令解釈とその運用に努めます。

【解 説】

- 自治体独自の特色のある政策を推進していくためには、自主的な法律などの解釈とその運用を積極的に展開する必要があることを規定しています。

(出資団体等)

第21条 村は、村が出資や補助、事務事業の委託をしている団体に関し、毎年度、村からの資金の流れについて、情報の公開に努めます。

【解 説】

- 村が出資や補助、事業の委託をしている団体に関して、毎年度、村からの資金の流れについて情報の公開に努めるように規定しています。

(村の組織)

第22条 村の組織は、村民にわかりやすく、機能的であるとともに、社会や経済の情勢に柔軟に対応し、相互の連携が保たれるように編成するものとします。

【解 説】

- 自治体の組織については、地方自治法で規定されていますが、より村民に分かりやすく、また村民に有益な組織づくりの必要性を明示しています。
- 「社会や経済の情勢に柔軟に対応」とは、国や北海道などの制度改正への対応や村として重点的に取り組む必要がある施策などが出てきた場合などを想定しています。
- 「相互の連携」とは組織内における各課等の連携を指します。

(人事・職員政策)

第23条 村は、適切な数の村の職員によって効率的かつ効果的に職務を遂行するため、定員適正化計画を策定し、人事政策を進めるものとします。

2 前項の定員適正化計画は、次の各号に掲げる事項を考慮して、定期的な見直しに努めます。

- (1) 村の財政状況とその将来推計
- (2) 政策課題の将来の方向性及びこれに伴う行政組織の変化
- (3) 職員の年齢構成及び男女構成の適正化
- (4) 民間企業等の職務経験者の採用

3 村は、職員の政策能力の向上を図るため、政策課題の掘り起こしや見直しなどの調査研究のための研修体制の充実に努めます。

【解 説】

- これからの自治体は、少ない職員で効率的な運営を行う必要があることから、その時々の方政状況及び政策課題への対応方法の変化や、その将来的な方向性についても予測しながら、職員定数を定め、組織の見直しや職員の配置を行う必要があります。
- また、少ない職員で運営をしなければならないからこそ、研修体制の充実により、一人ひとりの能力向上を図る必要があると規定しています。

資料編

（審議会等への参加）

第 24 条 村は、各種委員会・審議会その他の附属機関等に類する委員には、公募の委員を加えるように努めます。

2 前項の委員の構成にあたっては、男女比、年齢構成などに配慮し、広く村民の意見が反映されるよう努めるものとします。

【解 説】

○村民の行政参加の代表的な一つの方法として、委員の公募について規定しています。

・本村では、議会の同意が必要なものと及び団体の代表者等を指定しているもの以外は「委員会の委員等の公募及び推薦基準（訓令）」に基づき、全委員数の 50% を上限として公募及び推薦による委員の人数を規定しています。

○男女共同参画の視点から審議会等の委員の構成については「一方の性に偏らない」と「年齢構成」の配慮に努め、幅広い村民からの意見が反映されるよう第 2 項を追加しています。

（平成 23 年 4 月改正）

（説明・応答の責任）

第 25 条 村は、まちづくりに関する施策等の推進状況について、村民にわかりやすく説明する責任を果たすものとします。

2 村は、村民からの意見・要望・苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査するとともに、対応記録を作成し、誠実で速やかな応答に努めます。

【解 説】

○村民の信託を受けて仕事をしていることから、当然その内容を具体的に説明する責務が生ずることから規定しています。

○「まちづくりに関する施策等」の範囲は広く、例えば公共施設の整備計画、農業や観光の基本計画や推進計画などの各種計画のほか、委託などの事務事業や補助金等の支出状況なども含まれます。

○「施策等の推進状況」とは、企画立案、実施、評価のそれぞれの過程における状況のことをいいます。

○村民からの意見等に対する職員の日常窓口対応等の基本的姿勢について規定しています。対応記録は特に書式を定めているものではありませんが、意見等の内容が具体的にわかり、それに対する対応だけでなく、他の課などとの調整協議が必要な場合には、その経過についても明らかにしておく必要があります。

（行政手続の法制化）

第 26 条 条例及び規則に基づき村が行う処分、行政指導ならびに村に対する届出に関する手続き等、必要な事項は別に条例で定めます。

【解 説】

○行政運営における公正の確保と透明性の向上が、村民の権利利益の保護に資することから規定しています。

○別に定める条例とは、「中札内村行政手続条例」を指しています。

（危機管理体制の整備）

第 27 条 村は、村民の生命、財産及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に総合的かつ機能的な活動を行うことができるよう、危機管理体制の整備に努めます。

2 村は、村民、事業者及び関係機関等との連携・協力を図りながら、災害時に備えます。

【解 説】

- 村の責務として最も重要な事項の一つとの考え方から危機管理の体制整備について規定しています。
- 村民、事業者及び関係機関等との関係では、国や道などとの連携協力はもとより、行政区など地域との普段からの連携に努めることが重要です。

第7章 住民投票制度

（住民投票の実施）

第28条 村は、まちづくりに関する重要事項について、村民の意思を確認することを目的とした住民投票制度を設けることができます。

- 2 住民投票に参加できる村民の資格、その他住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。
- 3 前項に定める条例には、投票結果の取扱いを明らかにします。

【解 説】

- 住民投票は、村民の意思確認の最終手段としての位置付けであり、その前に十分な情報共有と住民参加の実践により解決することが重要です。また、恒常的に条例を設けるものではなく、事案ごとに、その都度設けることができますとしています。
- 住民投票に参加できる村民の資格等については、事案によりその内容が多様であることが想定されることから、その事案ごとに制定する住民投票条例の中で規定するものとしています。
- 住民投票の結果をどう扱うかについては、その都度、条例制定時に明らかにしておくことを規定しています。
- 村民が、この条例に基づいて住民投票を行おうとする場合は、まず、住民投票条例の制定について地方自治法に基づき、選挙権を有する者の50分の1以上の署名を集め「直接請求」を行うことになり、村長は、請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を付けて議会の判断にゆだねることになります。

【参 考】

地方自治法第74条の抜粋

- 第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。
- ② 前項の請求があったときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。
 - ③ 普通地方公共団体の長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を附けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
 - ④ 議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令の定めるところにより、第1項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

第8章 計画策定等の手続き

（計画策定における原則）

第29条 村は、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるための基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「まちづくり計画」という。）を、この条例の目的及び理念に基づき策定するとともに、新たな行政需要にも対応できるように、必要に応じて計画内容を見直します。

2 前項の基本構想は、議会の議決を経なければなりません。

3 村は、次の各号に掲げる計画を策定するときは、まちづくり計画との整合性に配慮し、計画相互の体系化に努めます。

（1）法令または条例に規定する計画

（2）国または他自治体と関連する計画

4 村は、第1項及び前項の計画の策定にあたっては、次の各号に掲げる事項の明示に努めるとともに、計画の実施においては、これらの事項に配慮した進行管理に努めます。

（1）計画の目標及びこれを達成するための具体的な施策

（2）前号の施策の実施に要する概算の費用及び期間

【解 説】

○最上位のまちづくりのための計画であるまちづくり計画の位置付けと、その見直しについて規定しています。

○各種計画の策定にあたっては、まちづくり計画との整合を図らなければならないことを規定しています。また、各種計画の中には目標を達成するための施策や概算費用なども明示するように努めなければならないことを規定しています。

（計画策定過程への参加）

第30条 村は、各種計画の策定、実施、評価等の各過程において、村民が参加できるよう努めるとともに、まちづくり計画などの重要な計画の策定に着手しようとするときには、あらかじめ次の各号に掲げる事項を公表し、意見を求めるものとします。

（1）計画の概要

（2）計画策定の日程

（3）予定する村民参加の手法

（4）その他必要とされる事項

【解 説】

○協働のまちづくりのために必要な計画策定過程からの村民参加について規定しています。

○まちづくり計画などの重要な計画の策定については、住民参加の一つの形態である「意見聴取」の手法を取り入れなければならない旨を規定しています。

（条例制定等の手続）

第31条 村は、まちづくりに関する重要な条例の制定、または改廃をしようとするときには、村民の参加を図り、意見を求めるように努めます。ただし、次の各号に掲げる事項については除外します。

（1）関係法令及び条例等の制定・改廃に基づくもので、その条例等の制定・改廃に政策的判断を必要としないとき。

（2）用語の変更等簡易な改正で、条例に規定する事項の内容に実質的変更が伴わない場合

（3）前2号の規定に準じて条例の制定・改廃議案を提出する者（以下「提案者」という。）が不要と認めたとき。

2 提案者は、前項に規定する村民の参加等の状況に関する事項を付して、議案を提出しなければなりません。

【解 説】

- まちづくりに関わる重要な条例の制定等においては、村民の参加を図り、意見を求めるよう努めなければならないことを規定しています。
- 村民の参加等の状況とは、参加の有無とその状況、また無の場合にはその理由などを指します。

第9章 政策評価

（政策評価の実施）

第32条 村は、効率的かつ効果的なまちづくりを行うため政策評価を実施します。

- 2 政策評価は、まちづくりの状況の変化等を見極め、最良な方法で行うよう常に検討し、これを改善します。
- 3 政策評価の実施にあたっては、村民参加による評価を行います。

【解 説】

- 政策評価については現在も継続して行っていますが、評価の内容などについては常に最良な方法で行うよう研究に努め、改善しなければならないことを規定しています。また、村民評価の実施についても明示しています。
- 村民評価については、総合行政推進委員会の活用を想定しています。

第10章 財政

（総則）

第33条 村長は、予算編成及び執行にあたっては、まちづくり計画及び政策評価を踏まえて行います。

【解 説】

- まちづくり計画は中・長期的な目標を定めた村の最高位の計画であることから、それを踏まえた予算編成や予算執行が行われなければなりません。しかし、「計画」と「予算編成及び執行」の間にはズレが生じている場合もあり、この調整を図るため、政策評価との連動の必要性について規定しています。

（予算編成）

第34条 村長は、予算編成にあたって、予算に関する内容説明の充実を図り、村民が予算の内容を具体的に、かつ十分に把握できるよう、情報の提供に努めます。

- 2 前項の規定による情報提供は、予算の編成過程や財政計画が明らかになるようわかりやすい方法によるものとします。

【解 説】

- 予算についての内容説明の充実を図ることにより、その透明性を確保することを規定しています。
 - ・村では、毎年度「予算の概要」を作成し、村内全世帯に配布しています。
 - ・今後の課題としては、予算編成過程を明らかにすることです。

資料編

（予算執行）

第 35 条 村長は、予算化した仕事の予定及び進行状況等が明らかになるように努めます。

【解 説】

○仕事の結果報告だけではなく、その仕事のスケジュールや進捗状況までを明らかにするよう規定しています。

（決算）

第 36 条 村長は、決算にかかる主要な仕事の成果を説明する書類、その他決算に関する書類を作成し公表するとともに、これらの書類が政策評価に役立つものとなるように努めます。

【解 説】

○事務事業ごとに課題・問題点などを整理し、次の仕事に繋げていくことができるような成果書作成の必要性を規定しています。

（財産管理）

第 37 条 村長は、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、その保有状況を明らかにし、資産の適正な活用にも努めます。

2 前項の財産については、その資産価値、取得の経過、管理の状況、処分の予定など運用や保全の状況などが明らかになるように努めます。

【解 説】

○厳しい財政状況のなか、行政運営を行う上において、財産の管理やその運用のあり方は、自治体として非常に重要な事項であり、計画的な管理・運用に努めなければならないことを規定しています。
・特に、遊休地であって利用計画が想定出来ない財産については、処分も含めた検討を行うものとします。

（財政状況の公表）

第 38 条 村長は、予算の執行状況、財産、地方債、一時借入金の現在高、その他財産に関する状況を公表するときには、その状況に対する見解を示すように努めます。

【解 説】

○財政状況の公表にあたっては、村民が理解しやすいように、公表内容に関する村長の見解を示すことを規定しています。

第 11 章 連携・協力

（国及び北海道との関係）

第 39 条 村は、国及び北海道と対等の関係にあることを踏まえ、適切な役割分担による地方自治を確立するよう努めます。

【解 説】

○国や北海道とは上下関係ではない対等の関係にあることを明記し、適切な役割分担を行うことで自律的な地方自治を進めていこうということを規定しています。
・現在の地方分権の論議に代表される国と北海道との関係（役割分担／国からの権限や財源を大幅に移譲）の見直し、北海道と市町村の関係では「支庁制度改革」や「権限移譲」など、今後の適切な国・道・市町村の役割分担のあり方というものについて真剣に取り組んでいく必要があります。

（他の地方公共団体及び関係機関との関係）

第40条 村は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対しては、それぞれの自主性を保ちながらお互いに連携し、協力し合いながら解決にあたるよう努めます。

2 村は、前項に規定する課題を解決するため、他の地方公共団体及び関係機関と共同で組織を設けることができます。

【解 説】

- 医療や福祉、教育、環境などの分野で共通で抱えている課題や、広域的に取り組んだ方がよいと考えられる課題などについて、他の近隣自治体や関係機関などと情報の共有を図りながら、連携して取り組むということを規定しています。
- 課題解決のための「共同で設ける組織」とは、一部事務組合や広域連合、協議会など多様なものが考えられます。
- また、姉妹都市の関係にある埼玉県川越市や富山県南砺市（旧福野町）との連携も想定しています。

（他の地域の人々との連携）

第41条 村民は、様々な活動を通じて他の地域の人々との交流を図り、その経験をまちづくりに生かすよう努めます。

2 村は、前項のような活動に対する支援に努めます。

【解 説】

- 村民のまちづくり活動は、村内だけに限られるものではなく、村外の色々な地域と様々な分野で複合的に取り組まれていることから、その経験を村のまちづくりに生かすよう努力すべきである旨を規定しています。また、村は、村民のそういった活動に対して支援に努めるよう規定しています。
- 友好姉妹都市川越市との絵画交流や物産交流、南砺市との小学生交流、東京・札幌・帯広の各ふるさと会なども、そういった活動の一つです。
- また、他の地域には、日本だけでなく外国も想定しており、例えば現在実施している米国ハワイ州中学生との交流などもその一つと考えられます。

第12章 まちづくり基本条例の位置付け及び見直し

（この条例の位置付け）

第42条 この条例は、中札内村のまちづくりの基本となるものであり、村及び議会は、この条例を最大限に尊重し、他の条例及び規則等の制定・改廃、ならびに、村政運営や施策の実現に向けた基本的な制度の整備に努めます。

【解 説】

- この条例は本村の条例の最上位に位置するものであることを規定しています。また、村や議会は、この条例を最大限に尊重して、他の条例や規則の制定・改廃をし、この条例の理念に基づく村政運営や制度の整備に努める旨を規定しています。

資料編

(この条例の検討及び見直し)

第43条 村は、この条例が所期の目的を達成しているかどうかについて、条例の施行後4年を超えない期間ごとに、総合行政推進委員会において検討します。

2 村は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じます。

【解 説】

○この条例が、社会情勢の変化に適合し、所期の目的を達成しているかどうかについて、条例施行後4年を超えない期間ごとに「総合行政推進委員会」で検証することを規定しています。また、その結果を踏まえて、見直しが必要であると判断した場合は、改正などの必要な措置をとることについても明示しています。

・当然、上記改正等に際しては、本条例第31条（条例制定等の手続）に基づく手続きが行われることになります。また、第1項で「総合行政推進委員会」での検討を規定していることから、これも意見聴取の一つの手法ではないかという考え方も出来ますが、この定期的な見直しが、各条項の形骸化の防止や、この条例の基本理念に基づく村民の自治意識の動機付けを目指していることから、村民全体から意見を求める必要があります。

・見直しの期間を4年とした理由は、村長の任期中1回は見直しの論議をすべきとの考えからです。

資料8 委員名簿

中札内村総合行政推進委員会 委員名簿

(任期：令和2年5月12日～令和4年5月11日)

職名	氏名	所属部会
会長	五十嵐 真也	まちづくり部会
副会長	杉本 啓子	財政部会
まちづくり部会長	島田 浩幸	まちづくり部会
委員	桑田 尚行	
委員	瀬川 亮	
委員	菅野 貴赦	
委員	神山 大知	
委員	下埜 智加	
委員	鳥倉 華以	
委員	二宮 多恵	
財政部会長	佐藤 裕二	財政部会
委員	山口 公雄	
委員	奥井 千英子	
委員	丹野 優	
委員	嶋崎 直子	
委員	林 雄司	
委員	間船 信子	
委員	鎌田 修	

庁内策定会議 委員名簿

(令和4年3月現在)

職名	役職名	氏名
委員長	副村長	山崎 恵司
副委員長	教育長	上田 禎子
委員	総務課長	川尻 年和
	住民課長	高島 啓至
	福祉課長	高桑 佐登美
	産業課長	尾野 悟里
	施設課長	成沢 雄治
	教育委員会次長	阿部 雅行
	農業委員会事務局長	中道 真也
	議会事務局長	平澤 悟
	消防署長	山澤 康宏

事務局

(令和4年3月現在)

役職名	氏名
総務課長	川尻 年和
総務課長補佐	渡辺 大輔
総務課主査	竹村 幸二
総務課主査	金沢 愛
総務課主査	大林 良介

資料 9 策定体制

